

五所川原市総合計画

後期基本計画

令和2年度 >> 令和6年度

活力ある・明るく住みよい豊かなまち





はじめに

五所川原市長

佐々木 孝 昌

豊かな自然環境に恵まれ、悠久の歴史の中で多彩な人材・文化を育んできた五所川原市は、今なお西北地域の中心として経済、医療、教育などの多方面にわたり重要な役割を果たしています。

一方において、近年の急速に進展する人口減少や少子高齢化は、地域の経済活動や市民生活に大きな影を落としており、行政ニーズも多様化・複雑化しています。

このため、地域の経済活動やコミュニティを支えていく上で最も重要な存在である若い世代の定住促進は喫緊の課題であり、子育て世代や若者が当市で暮らすことに魅力を感じ、「子育てするなら五所川原で」と思えるまちづくりに全力で取り組んでいくこととしています。

この「後期基本計画」は、五所川原総合計画の前期5か年の実績や課題を踏まえて策定したものであり、課題の一つひとつに真摯に向き合いながら、市民目線の「あたりまえの市政」を行い、子どもも、若者も、高齢者も、すべての市民が生活の豊かさを実感できるよう、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現に向けた取組の方向性をより明確にした計画といたしました。

本計画をもとに、市民本位・地域経営の視点をもって市政運営に邁進してまいりますので、市民の皆さまをはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



目次

基本構想

第1章 まちづくりの基本的な方向性	3
1 基本的な視点	3
2 めざす将来像	4
3 地域別まちづくりの方向性	5
第2章 施策の大綱	6
基本政策1 地域の強みを生かす産業・賑わいづくり	6
基本政策2 地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり	7
基本政策3 個性を伸ばし育む人財・文化づくり	8
基本政策4 命と生活を守る安全・安心づくり	9
基本政策5 快適で質の高い環境・住まいづくり	10
基本政策6 共にすすめる持続可能なまちづくり	11
第3章 土地利用構想	12
1 土地利用の基本的な考え方	12
2 類型別土地利用方針	12
第4章 重点戦略	14
1 若者の定住促進戦略	14
2 交流倍増戦略	15
3 元気・健康づくり戦略	15



後期基本計画

第1部 序 論

第1章 後期基本計画の策定にあたって	19
1 後期基本計画策定の趣旨	19
2 五所川原市総合計画の構成・期間	19
3 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性	20
4 SDGsを原動力としたまちづくりの推進	21
5 施策の体系図	22
第2章 五所川原市の概況	23
1 五所川原市の人口	23
2 財政見通し	29
第3章 市民意識調査	31
第4章 マネジメントシステムの構築	40

第2部 基本計画

基本政策1 地域の強みを生かす産業・賑わいづくり

1-1 生業（なりわい）として魅力のある農林水産業の振興	44
1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信	49
1-3 地域産業の活性化に向けた支援の充実	52
1-4 新たな産業の創出・企業誘致と雇用対策の推進	55

基本政策2 地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり

2-1 健康づくり・地域医療体制の推進	60
2-2 子ども・子育て支援の充実	64
2-3 地域福祉の推進	68
2-4 高齢者福祉の充実	71
2-5 障害者福祉の充実	74
2-6 生活困窮者福祉の推進	77
2-7 社会保険制度の適正運営	79

基本政策 3 個性を伸ばし育む人財・文化づくり

3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	82
3-2 学校・家庭・地域の連携推進	86
3-3 生涯学習・スポーツの推進	89
3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承	92

基本政策 4 命と生活を守る安全・安心づくり

4-1 災害・危機に強いまちづくりの推進	96
4-2 地域ぐるみによる防犯・交通安全対策の推進	99
4-3 人権擁護の推進	102

基本政策 5 快適で質の高い環境・住まいづくり

5-1 利便性が高く、人口減少時代に対応した都市基盤の整備	106
5-2 安全・快適な生活環境の整備	108
5-3 資源循環型社会の形成	111

基本政策 6 共にすすめる持続可能なまちづくり

6-1 市民協働によるまちづくりの推進	116
6-2 行財政改革の推進及び移住・定住促進	119
6-3 広域連携の推進	123

第3部 人口減少対策プロジェクト <まち・ひと・しごと創生総合戦略>

1 若者の定住促進プロジェクト	126
2 交流倍増プロジェクト	131
3 元気・健康づくりプロジェクト	136

資料編

1 基本構想の策定に関する条例	142
2 総合計画審議会	143
3 総合計画策定会議	145
4 計画策定の経緯	148
5 諮問・答申	149
6 財政見通しの推計方法	151
7 用語の解説	152

五所川原市総合計画

基本構想

(平成 27 年 3 月 24 日議決)



I 基本的な視点

まちづくりを推進するに当たり、ベースとなる考え方は、以下のとおりとします。すべての施策を検討・推進するに当たって、この2つの視点を踏まえて実施していくこととします。

(1) 市民本位の視点

まちの主体は市民です。市民一人一人が、五所川原市に住んでいてよかったと実感でき、訪れる人が、五所川原市に来てよかった、また来たいと思える、市民本位のまちづくりを推進します。

(2) 地域経営の視点

地域経営とは、その有する地域資源を最大限活用し、経営感覚をもってまちづくりをマネジメントしていくことです。行政のみならず、市民をはじめ多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、効率的かつ効果的に付加価値を生み出していく、地域経営の視点によるまちづくりを推進します。

2 めざす将来像

本市ではこれまで、豊かな自然や歴史文化資源、農林水産物、伝統あるまつりや産業といった五所川原市らしさを生かし、誇りをもって次代へ継承していくことにより、「活力に満ちあふれた健康で文化的な生活」に支えられた「住みよさ」の構築を目指し、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を将来像としてまちづくりを推進してきました。

本計画においても、これまでのまちづくりの継続性の観点から、引き続き「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」をめざす将来像として設定します。

併せて、社会情勢の変化やまちづくりの課題を踏まえ、これから10年間のまちづくりの方向性をより鮮明に示すため、サブタイトルとして「ーみんな大好き ごしょがわらー」を設定することとします。

活力ある・明るく住みよい豊かなまち ーみんな大好き ごしょがわらー

さらに、今後予想される急速な人口減少に対応し、持続的発展を進めていくためには、五所川原市に暮らす「常住人口」の確保を図るとともに、観光、通勤・通学、買い物等で他地域から訪れる「交流人口」の拡大を図っていく必要があります。

「常住人口の確保」をめざす

利便性、経済的基盤、安全・安心を備え、自分らしく安心して暮らし、未来に希望を持つことができるまち

「交流人口の拡大」をめざす

自然や歴史・文化、食をはじめ五所川原市の魅力を求め、多くの人が集い、多様な活動を通じて交流しているまち

3 地域別まちづくりの方向性

(1) 五所川原地域

－賑わいと交流が生まれるまち－

五所川原地域は、本市はもとより西北圏域の中心として発展してきた地域であり、公共公益施設や商業・業務施設等の都市基盤が集積し、用途地域の指定により、計画的なまちづくりが進められてきた地域です。

こうした特色を生かし、津軽半島の中心都市として、都市機能が充実した利便性の高い賑わいと交流が生まれるまちを目指します。

(2) 金木地域

－歴史・文化が息づくまち－

金木地域は、太宰治生誕の地や津軽三味線発祥の地という特色ある文化を持ち、受け継がれてきた地域であり、また、諸説ありますが一説には、日本三大美林の一つである青森ひば材が「金の木」といわれたことにその名が由来したといわれる地域です。

これからも特色ある文化や誇りある歴史を受け継ぎ、それらにふさわしい街並みや風景、暮らしがある、歴史・文化が息づくまちを目指します。

(3) 市浦地域

－自然や歴史と共生するまち－

市浦地域は、日本海や十三湖、津軽山地等の自然に恵まれ、自然と共に生きてきた地域であり、古くは十三湊を中心とした海運の要衝として栄えた歴史ある地域です。

今後もその豊かな自然や歴史、伝統を受け継ぎ、暮らしや産業等に生かし、自然や歴史と共生するまちを目指します。

基本政策Ⅰ 地域の強みを生かす産業・賑わいづくり

ー産業・雇用ー

- 消費者志向に対応した農林水産物の高付加価値化や農商工連携を推進するとともに、意欲ある担い手の育成・農地の集約・利活用をはじめ生産基盤の強化を図り、生業（なりわい）として魅力をもった競争力のある農林水産業の振興を図ります。
- 立佞武多や斜陽館、十三湖をはじめ本市の貴重な観光資源の整備と合わせ、新たな観光コンテンツの開発や広域連携、おもてなしの向上、効果的な情報発信等により、四季を通じた五所川原の魅力をさらに引き出し、伝えることで、何度も訪れたくなる観光の振興を図ります。
- 地域で商工業を営む事業者の経営改善支援や新たな価値の創造につながる異業種間交流の促進、地域の特性・資源を生かした起業支援等により、地域産業の活性化を図ります。
- 国・県の動向と合わせ、今後需要が見込まれる医療・健康・福祉関連産業や、人口減少、少子高齢化に対応した生活関連サービス、再生可能エネルギーの導入等の産業の創出及び関連企業の誘致を推進します。
- 人口減少に伴い今後増加が予想される空き家や耕作放棄地[※]等の未利用資源については、その利活用の可能性を検討します。

【施策の展開】

- Ⅰ-Ⅰ 生業（なりわい）として魅力のある農林水産業の振興
- Ⅰ-Ⅱ 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信
- Ⅰ-Ⅲ 地域産業の活性化に向けた支援の充実
- Ⅰ-Ⅳ 新たな産業の創出・企業誘致と雇用対策の推進

※ 耕作放棄地：農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。

基本政策2 地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり

－保健・医療・福祉－

- 市民一人一人の健康教養（ヘルスリテラシー※）を高め、心身の健康づくりに向けた主体的な行動を促進することで、疾病の発症・重症化予防につなげます。また、つがる総合病院を中核とし、高度・救急医療体制の強化を図るとともに、在宅医療の推進等、病診連携※による地域医療の充実を図ります。
- 結婚や出産に希望を持ち、安心して産み育てることができるよう、結婚・出産に対する支援や保育サービスの充実、子育てに対する不安や負担感、孤立感の解消、仕事と生活の調和の実現等に取り組み、地域社会全体で子どもを育み、子育てを支援するまちづくりを推進します。
- 誰もが安心して地域で暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉包括ケア体制※の構築や相談支援体制の充実、多様な主体による福祉活動の活性化を図り、一人一人の生活に寄り添うきめ細かな支援に向けた取組を推進します。
- 介護保険や医療、生活保護等における適正な給付・支給等、各種社会保険制度の適正な運営に努めます。

【施策の展開】

- 2-1 健康づくり・地域医療体制の推進
- 2-2 子ども・子育て支援の充実
- 2-3 地域福祉の推進
- 2-4 高齢者福祉の充実
- 2-5 障害者福祉の充実
- 2-6 生活困窮者福祉の推進
- 2-7 社会保険制度の適正運営

※ ヘルスリテラシー：健康面での意思決定に必要な情報を適切に利用し活用する力のこと。健康教養。健やか力。

※ 病診連携：地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。

※ 保健・医療・福祉包括ケア体制：住み慣れた地域で生涯にわたり健康で安心して生活していくことができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための仕組みを推進する体制のこと。

基本政策3 個性を伸ばし育む人財・文化づくり

－教育・文化－

- 「知・徳・体」のバランスのとれた力を養成し、「生きる力[※]」を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育[※]の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育を推進します。併せて、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図ります。
- 地域全体で子どもを育み、また、郷土への誇りと愛着形成を図るため、学校と家庭・地域が連携し、多様な体験機会の創出や家庭の教育力の向上、規範意識の習得、学校支援体制の構築等に取り組みます。
- 多様化する余暇活動の中において、地域における生涯学習・スポーツの推進と活動を通じた多様な交流を促進するため、地域特性・資源を生かした学習機会の充実や様々なスポーツ活動機会の充実、施設整備の推進と有効活用を図ります。
- 地域における芸術・文化の醸成を図るため、様々な分野における優れた芸術・文化に触れる機会の創出や芸術・文化拠点の整備を推進するとともに、伝統文化の継承に向けた取組支援や文化財の保護・活用を図ります。

【施策の展開】

- 3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実
- 3-2 学校・家庭・地域の連携推進
- 3-3 生涯学習・スポーツの推進
- 3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

※ 生きる力：確かな学力、豊かな心、健やかな体（知・徳・体）がバランスよく育まれた、変化の激しいこれからの社会を生きるための力。

※ 特別支援教育：障害のある児童生徒に対して行う、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育のこと。

基本政策 4 命と生活を守る安全・安心づくり

－ 防犯・防災・交通安全・人権擁護 －

- 東日本大震災をはじめ、全国で多発する災害の教訓を踏まえ、災害に対する意識啓発や様々な災害を想定した対策の推進、迅速かつ正確な情報提供、自主防災組織[※]の強化等、災害・危機に強いまちづくりに向けた取組を推進します。
- 市民を犯罪被害から守るため、防犯に関する知識普及・情報提供を図りながら、地域による防犯活動や市民同士の声かけの促進等、地域ぐるみでの防犯対策を推進します。また、交通事故防止に向け、交通ルールの遵守への働きかけや子どもや高齢者の事故防止対策、交通事故が起りにくい環境の整備等に取り組めます。
- 急増する空き家問題を解決するため、「五所川原市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく空き家の適正管理を推進し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与します。
- 著しい人権侵害である虐待やいじめ、暴力、差別等から市民を守り、適切に対応するため、人権侵害に対する正しい知識の普及や意識啓発を図り、関係機関との連携体制を強化し、早期発見・早期対応に努めるとともに、各種相談窓口の周知を図ります。

【施策の展開】

- 4-1 災害・危機に強いまちづくりの推進
- 4-2 地域ぐるみによる防犯・交通安全対策の推進
- 4-3 人権擁護の推進

※ 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。

基本政策 5 快適で質の高い環境・住まいづくり

－都市基盤・生活環境－

- 利便性の高い都市基盤の整備を図るため、高速交通網の整備促進や魅力ある市街地の形成を推進する一方で、人口減少時代に対応した公共施設の運営及び維持管理の推進やきめ細かな公共交通網の整備、コミュニティの拠点づくり等を推進します。
- 安全・快適な生活環境づくりに向け、公園や公営住宅、上下水道等の社会基盤の適切な維持管理及び長寿命化・耐震化に向けた取組を推進します。また、雪に強いまちづくりを目指し、除排雪体制の強化を図ります。
- 資源循環型社会[※]の形成に向け、ごみの減量化及びリサイクルの推進、廃棄物・し尿の適正処理、自然環境の保全、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用等の取組を推進します。

【施策の展開】

- 5-1 利便性が高く、人口減少時代に対応した都市基盤の整備
- 5-2 安全・快適な生活環境の整備
- 5-3 資源循環型社会の形成

※ 資源循環型社会：生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生および排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

基本政策6 共にすすめる持続可能なまちづくり

－行財政運営－

- 市民協働によるまちづくりを推進するため、広報・広聴活動・情報公開の充実を推進し、地域課題の共有を図りながら、地域活動の活性化と地域活動を牽引するリーダーの育成に取り組みます。併せて、協働によるまちづくりの仕組みを構築し、幅広い分野において様々な形態による協働の取組を促進します。
- 効率的・効果的な施策の推進と財政の安定化に向け、事務事業の見直しに資する行政評価の推進や柔軟な組織体制の構築、計画的な財政運営等の取組を推進します。併せて、職員の資質・能力向上に向けた取組を推進します。
- 加速する人口減少社会の中、持続可能で活力あるまちづくりに向け、分野横断的な取組による定住促進及び市外からの移住促進を図り、本市で暮らすことに対して魅力を感じられる施策を推進します。
- 多様化、複雑化する行政課題に対し、単独で取り組むには限界があることから、これまでの一部事務組合※や広域連合※での取組を継続推進しながら、新たな課題が発生した場合には、近隣自治体と連携を検討するなど、広域連携による取組を推進します。

【施策の展開】

- 6-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 6-2 行財政改革の推進及び移住・定住促進
- 6-3 広域連携の推進

※ 一部事務組合：地方自治法に基づき、普通地方公共団体（都道府県、市町村）や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体のことをいう。

※ 広域連合：複数の地方自治体にまたがる広範囲な業務を担うため、関係自治体でつくる特別地方公共団体をいう。消防やごみ処理を担うことが多い一部事務組合と異なり、国や都道府県に事務権限の移管を求めることができ、長並びに議員は直接又は間接の選挙で選ばれる。

1 土地利用の基本的な考え方

土地は現在及び将来における市民の限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることから、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図り、地域ごとの特性を踏まえ、安全・快適で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本とします。

2 類型別土地利用方針

土地利用の現状、役割及びまちづくりの観点から、市域を4つの類型に分け、それぞれの役割・機能を踏まえた土地利用を図ります。

(1) 市街地ゾーン

五所川原地域と金木地域の市街地を「市街地ゾーン」と位置付け、都市機能の集積と都市基盤施設の整備を促進し、コンパクトで利便性の高い市街地の形成を図ります。

(2) 農地保全・活用ゾーン

市街地を取り囲む農地、集落地の範囲を「農地保全・活用ゾーン」と位置付け、良好な生産環境や美しい田園風景等の持続的な維持・保全を図るとともに、治水機能の確保、遊休地の有効活用を図ります。

また、点在する集落地については、無秩序な市街化を抑制しながら、周辺環境と調和した居住環境の整備を促進し、既存集落の維持・活性化を図ります。

(3) 森林等保全・活用ゾーン

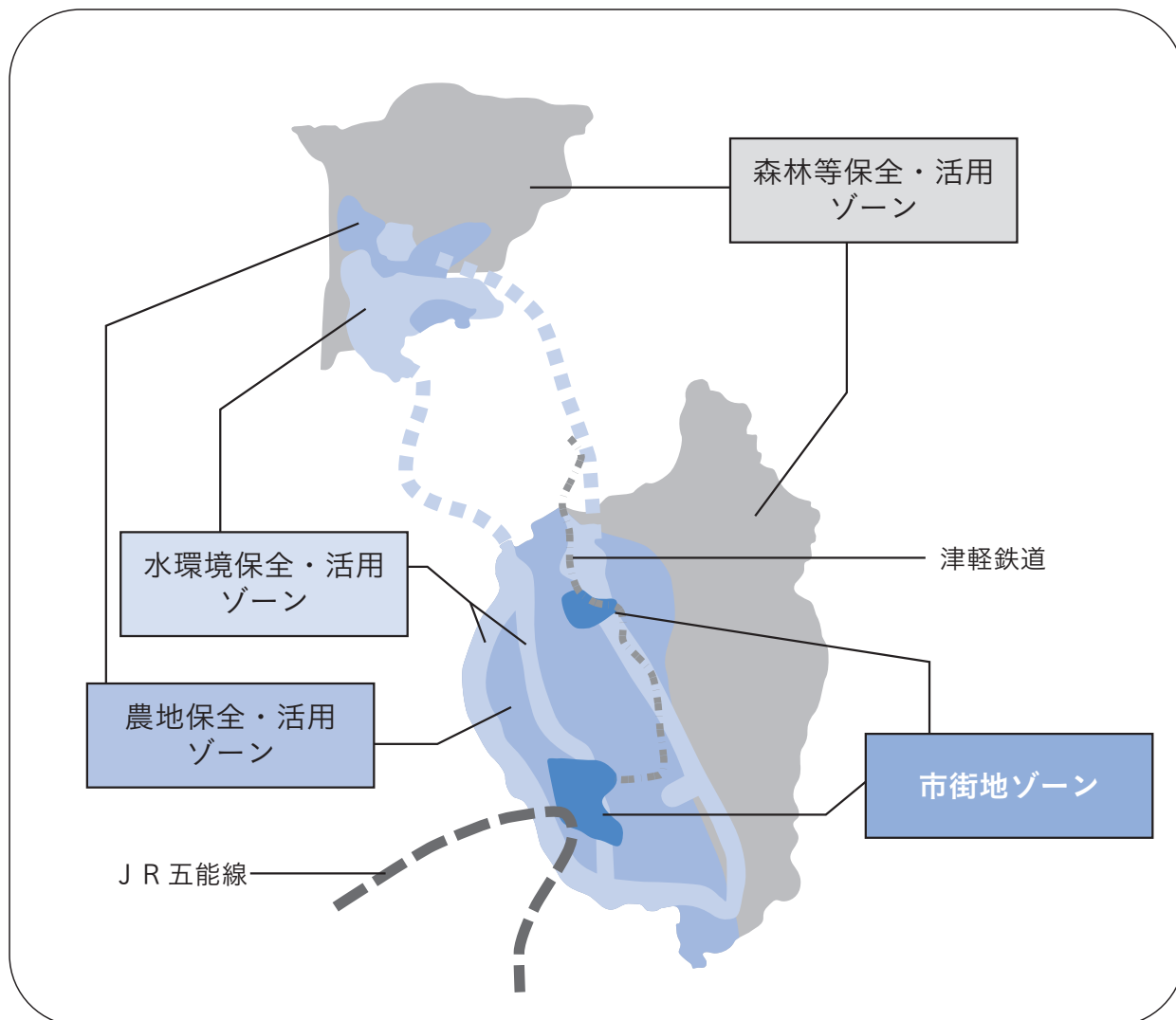
市域東部の森林地域及び市浦地域の集落部を除く範囲を「森林等保全・活用ゾーン」と位置付け、豊かな自然環境、水源涵養[※]機能の維持、山地災害防止等の面から森林等の保全を図りつつ、市民の憩い、観光、自然的なレクリエーションの場としての活用を図ります。

※ 水源涵養：森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

(4) 水環境保全・活用ゾーン

十三湖、岩木川及び旧十川などの河川沿い、森林西側に点在する池沼等を結ぶ地域を「水環境保全・活用ゾーン」と位置付け、生態系の保全や豪雨時等の災害防止を図るとともに、漁業や観光などの産業振興及び市民の憩いの場としての活用を図ります。

【類型別土地利用のイメージ】



重点戦略とは、本市のまちづくりを推進する上で最重要課題となっている事項の解決に向け、今後10年間に於いてまちづくり資源を集中させ、かつ分野横断的に取り組むための戦略です。

本計画では、加速する人口減少に歯止めをかけ、活力ある・明るく住みよい豊かなまちを実現するために、以下の3つを重点戦略に掲げ、基本計画における重点プロジェクト推進の指針とします。

Ⅰ 若者の定住促進戦略

【重点プロジェクト】

- 本格的な人口減少時代に突入し、国立社会保障・人口問題研究所[※]の推計によれば、2035年の本市の人口は4万人を切り、高齢化率が40%を超えると予想されています。
- 本市がめざす「活力ある」まちづくりを進めるためには、社会経済活動の担い手の確保が必要です。人口減少に歯止めをかけるためにも若者の定住が不可欠であり、若者にとって本市で暮らすことに魅力を感じるようなまちづくりを戦略的に推進することが求められます。そのためにも、働く場の確保、暮らしやすい居住環境、安心して子育てできる地域づくりに取り組む必要があります。

【施策の展開】

- Ⅰ-Ⅰ 若者の就業・起業創造プロジェクト
- Ⅰ-Ⅱ 快適居住環境整備プロジェクト
- Ⅰ-Ⅲ 子育て・子育て全力応援プロジェクト
- Ⅰ-Ⅳ まちへの愛着と誇りづくりプロジェクト

※ 国立社会保障・人口問題研究所：社会保障問題、人口問題をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。

2 交流倍增戦略

【戦略推進の背景】

- 全国的な人口減少時代にあって、人口が増加することには限界があり、地域の活性化を図るためには、交流人口の増加が求められます。
- 交流人口とは、通勤・通学、買い物、観光等で市外からその地域に訪れる人の数をいいます。様々な目的を持った人々が本市を訪れ、多様な交流活動がなされるまちづくりを推進することが重要です。

【重点プロジェクト】

- 2-1 観光誘客・おもてなしプロジェクト
- 2-2 産業・ビジネス交流プロジェクト
- 2-3 地域間交流プロジェクト
- 2-4 交流拠点・基盤整備プロジェクト

3 元気・健康づくり戦略

【戦略推進の背景】

- 青森県は短命県を返上すべく、健康寿命[※]の延伸に力を入れて取り組んでおり、『青森県基本計画「未来を変える挑戦」』でも重点戦略の柱の一つに掲げています。
- 健康づくりは、生活全般にかかわることであり、保健・医療分野にとどまらず、あらゆる分野の取組において、「健康」の視点から取組を進め、県と歩調を合わせながら健康長寿のまちをめざす必要があります。

【重点プロジェクト】

- 3-1 食育[※]・生活習慣改善プロジェクト
- 3-2 こころの健康増進プロジェクト
- 3-3 保健・医療・福祉（ライフ）分野連携・振興プロジェクト

※ 健康寿命：健康で活動的に暮らせる期間で、平均寿命から、衰弱、病気、認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のことをいう。

※ 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

五所川原市総合計画

後期基本計画

第 1 部

序 論

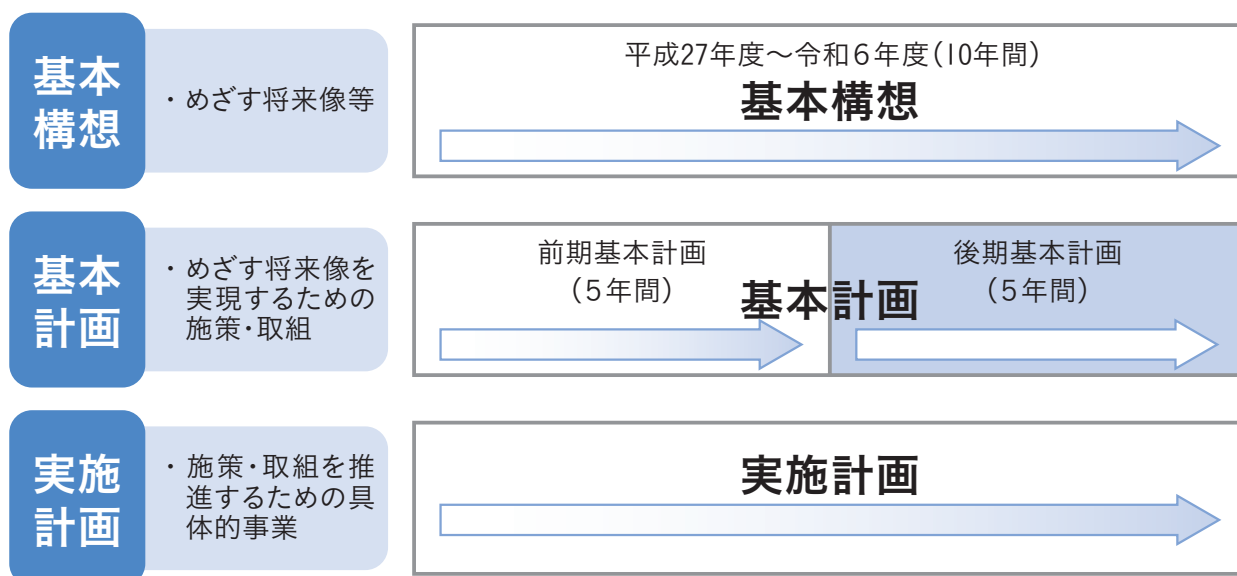
1 後期基本計画策定の趣旨

後期基本計画は、基本構想で定めた将来像「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を実現するため、6つの基本政策に基づく24の施策と98の取組、並びに3つの重点戦略に基づく人口減少対策としての11の重点プロジェクトを体系的に示すものです。基本構想の計画期間10年のうち、平成27年度から令和元年度まで5年間の前期基本計画で取り組んだ施策を振り返り、引き続き市の将来像実現のため、令和2年度から5年間の後期基本計画を策定するものです。

2 五所川原市総合計画の構成・期間

五所川原市総合計画は、めざす将来像等を示した「基本構想」、めざす将来像を実現させるための施策・取組を示した「基本計画（前期・後期）」、施策・取組を進めるため具体的事業を示した「実施計画」で構成されています。

ただし、実施計画については、社会経済情勢の変化に応じて適宜修正を行っていく事務的資料の性格を有するものとして取り扱うこととします。

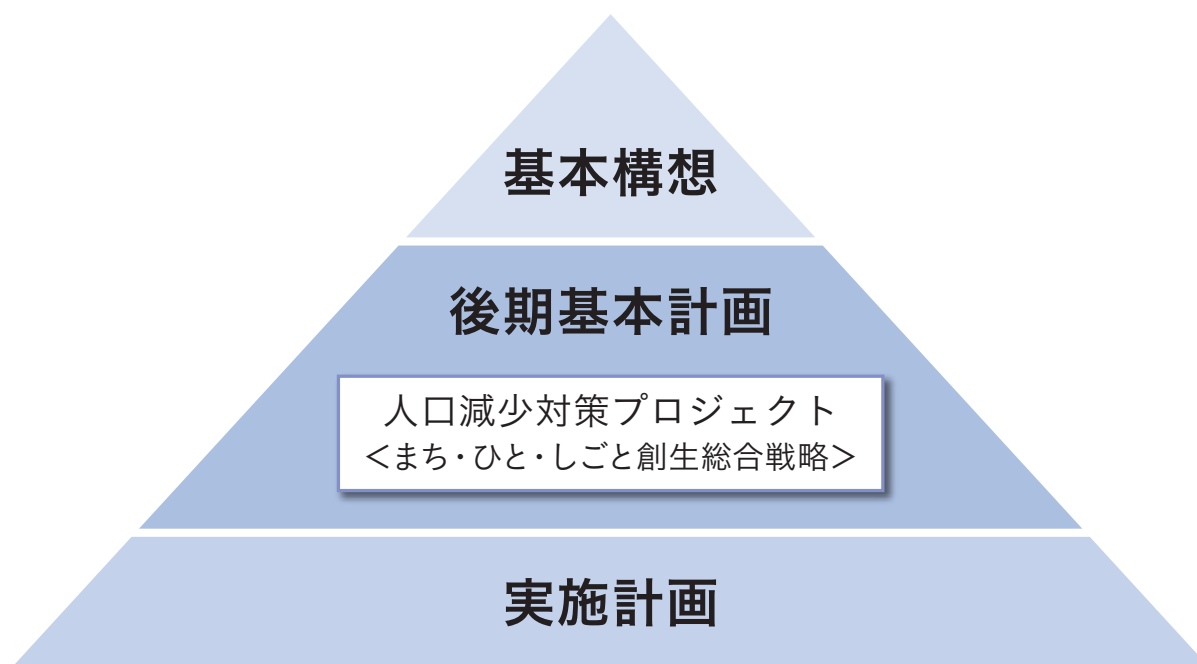


3 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

基本計画は、基本構想に基づき「めざすべき将来像等」を実現させるための施策・取組を総合的に示したのですが、基本構想では、特にまちづくりを推進する上で最重要課題となっている事項の解決に向け、資源を集中させ、分野横断的に取り組む重点戦略として、加速する人口減少に歯止めをかけるための「若者の定住促進戦略」「交流倍增戦略」「元気・健康づくり戦略」を掲げており、基本計画においても3つの「重点プロジェクト」として掲げています。

一方、まち・ひと・しごと創生法に基づく「五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、法の基本理念に基づき、人口減少と地域経済縮小の克服を目指すための具体的な施策をまとめた計画となっています。

このように、基本計画における「重点プロジェクト」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、ともに人口減少対策としての施策をまとめた計画で、まちづくりの方向性が合致したものであることから、後期基本計画においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「人口減少対策プロジェクト」として位置付けます。



4 S D G s を原動力としたまちづくりの推進

S D G s は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

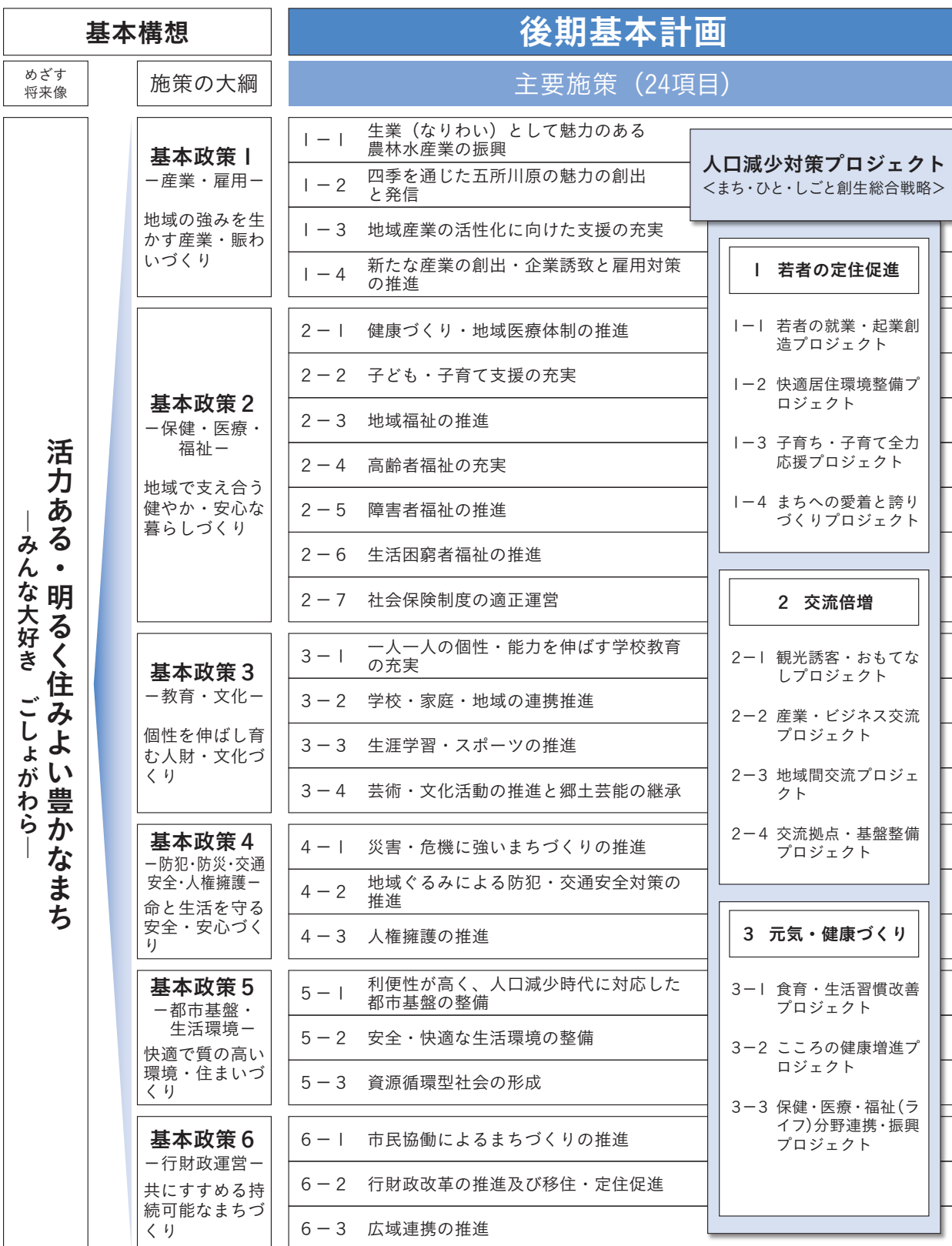
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、経済、社会及び環境の三側面を調和させる統合的取組として17のゴール、169のターゲットから構成されています。

国においては、2016年5月にS D G s 推進本部を立ち上げ、実施方針の中でS D G s のゴールのうち特に注力する8つの優先課題を掲げており、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「新しい時代の流れを力にする」という横断的な目標の中で、S D G s を原動力とした地方創生を推進するとしています。

本市においても、S D G s の理念と本計画で掲げる様々な分野でのめざす方向性は合致していることから、市民、事業者及び行政が相互に連携しながらS D G s を原動力とした持続可能なまちづくりを推進していきます。



5 施策の体系図



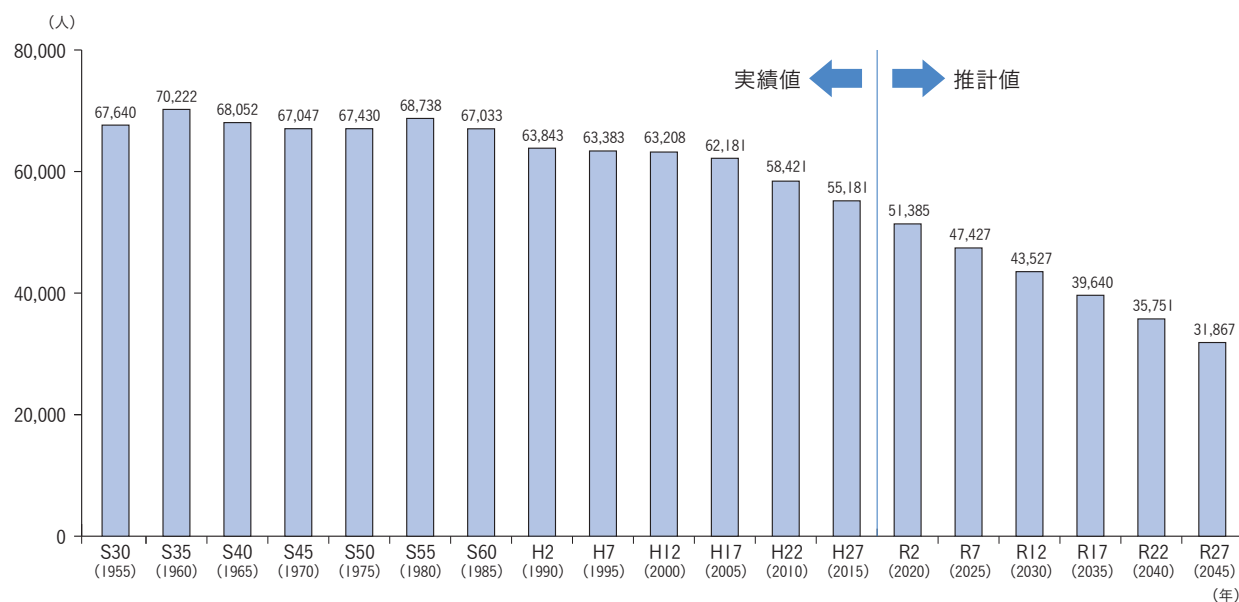
I 五所川原市の人口

(I) 総人口

昭和30年以降の本市の総人口の推移をみると、昭和60年ごろまでは67,000人から71,000人の間を推移してきましたが、平成2年以降、減少傾向がみられ、平成22年には60,000人を下回る58,421人となっています。

また、将来の人口推計をみると、人口減少が加速し、令和7年には50,000人を切り、さらに10年後の令和17年には40,000人を下回ると予想されています。

【図-I】 総人口の推移



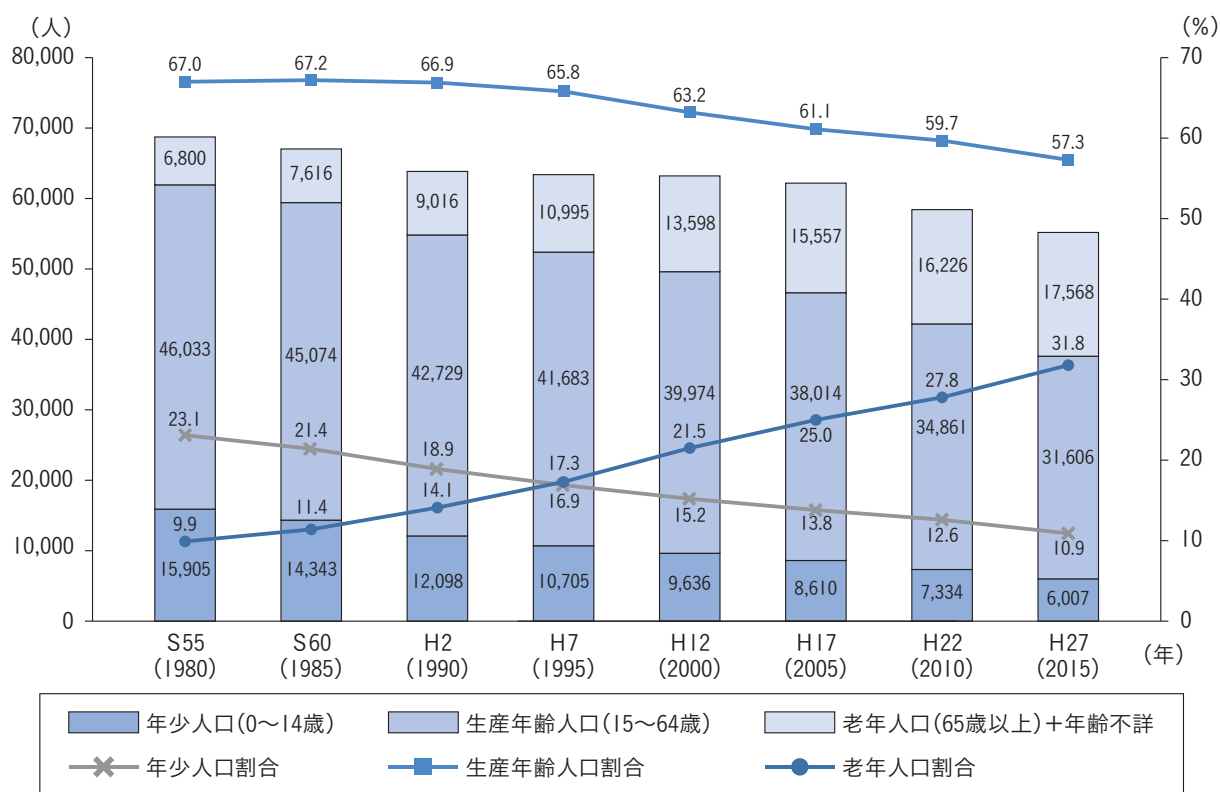
資料：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所による推計

(2) 年齢3区分別人口

14歳以下の年少人口及び15歳以上64歳以下の生産年齢人口は減少し続ける一方、65歳以上の老年人口は増加し続けており、本市においても少子高齢化が急速に進行していることが示されています。

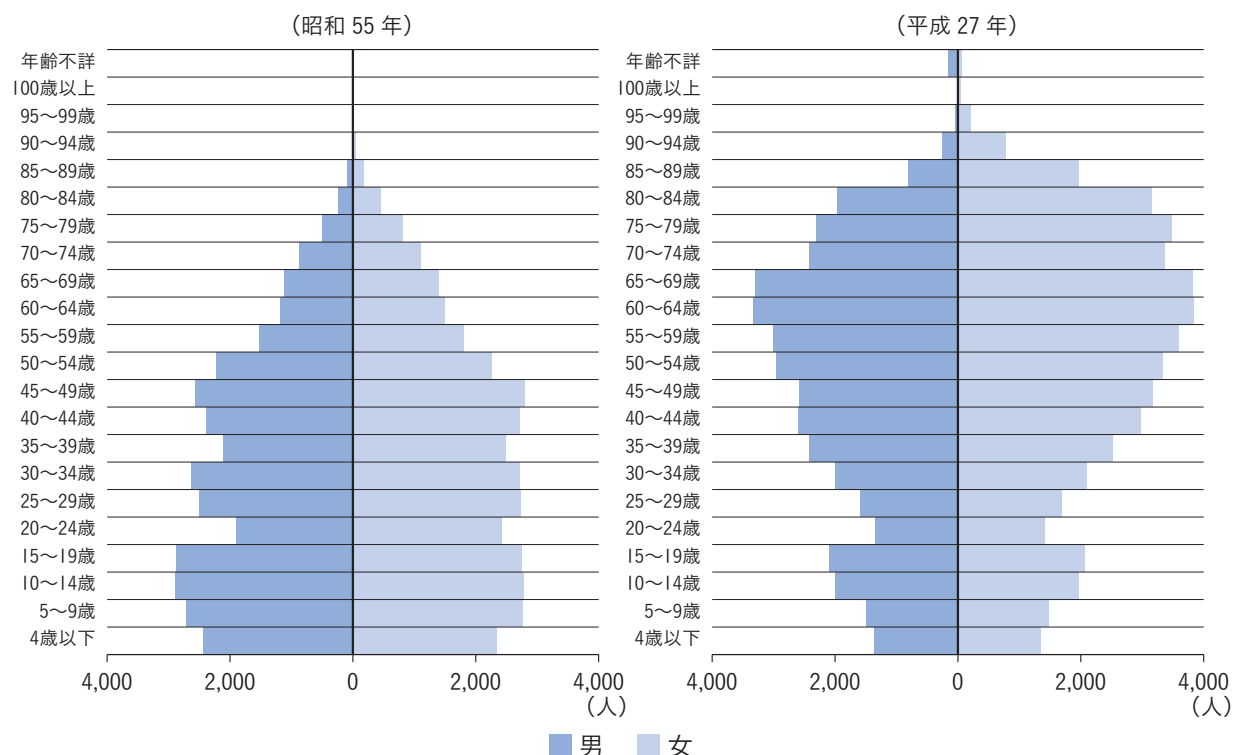
本市における5歳階級別男女別の人口ピラミッド（図-3）を昭和55年と平成27年で比べてみると、昭和55年では、先細りする老年人口を生産年齢人口が支えている構造となっていますが、平成27年では、少ない生産年齢人口が膨らんだ老年人口を支えている不安定な形となっています。

【図-2】 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

【図-3】人口ピラミッド



(3) 人口動態

本市の近年の人口の推移は、自然動態の推移（図-4）をみると、死亡数が出生数を上回り、自然減の状態が続いています。また、社会動態の推移（図-5）をみると、転出が転入を上回り、社会減の状態が続いています。

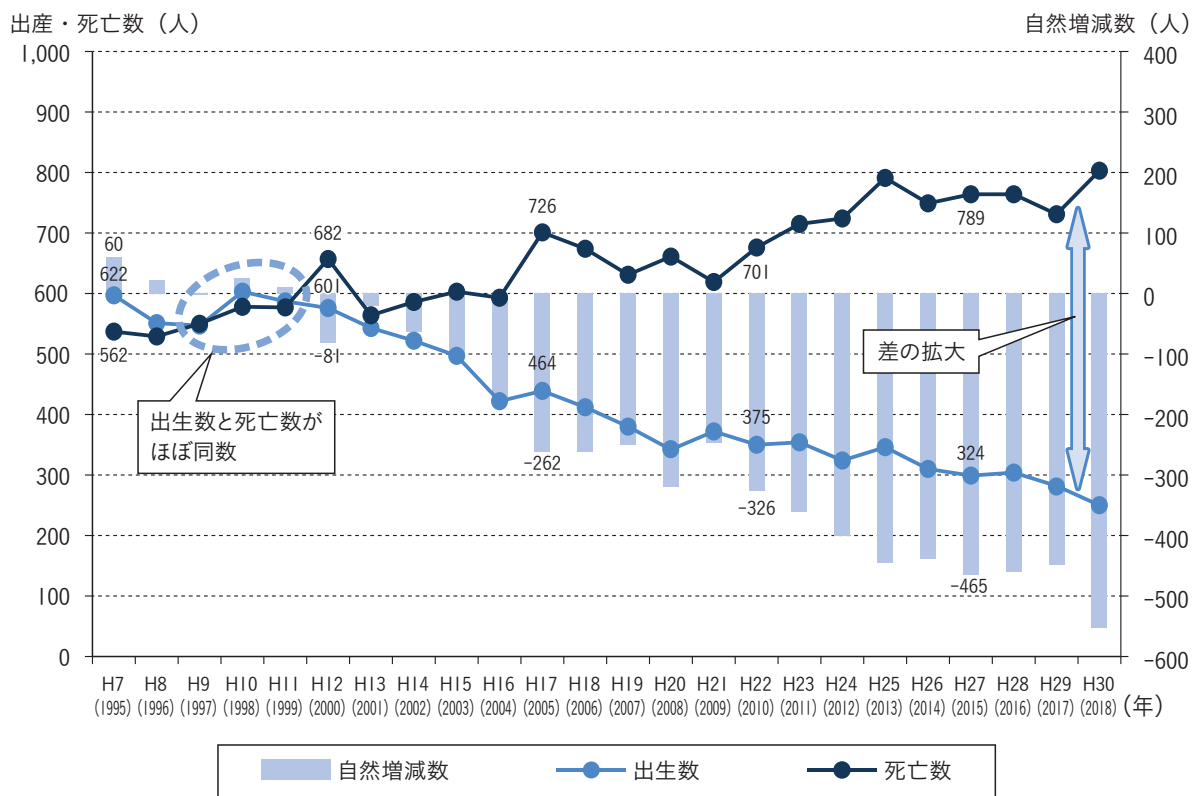
自然減の主な要因は、合計特殊出生率※の低下（図-6）と15歳から49歳までの女性人口の減少による出生数の減少（図-7）、高齢化の進行に伴う死亡数の増加などが挙げられ、社会減の主な要因は、本市の厳しい雇用情勢や若年者が進学や就職を契機に数多く東京圏※をはじめとする市外に転出していることが挙げられます。

このような厳しい本市の状況を踏まえ、加速する人口減少に歯止めをかけるため、人口減少対策の推進は重要な課題となっています。

※ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。

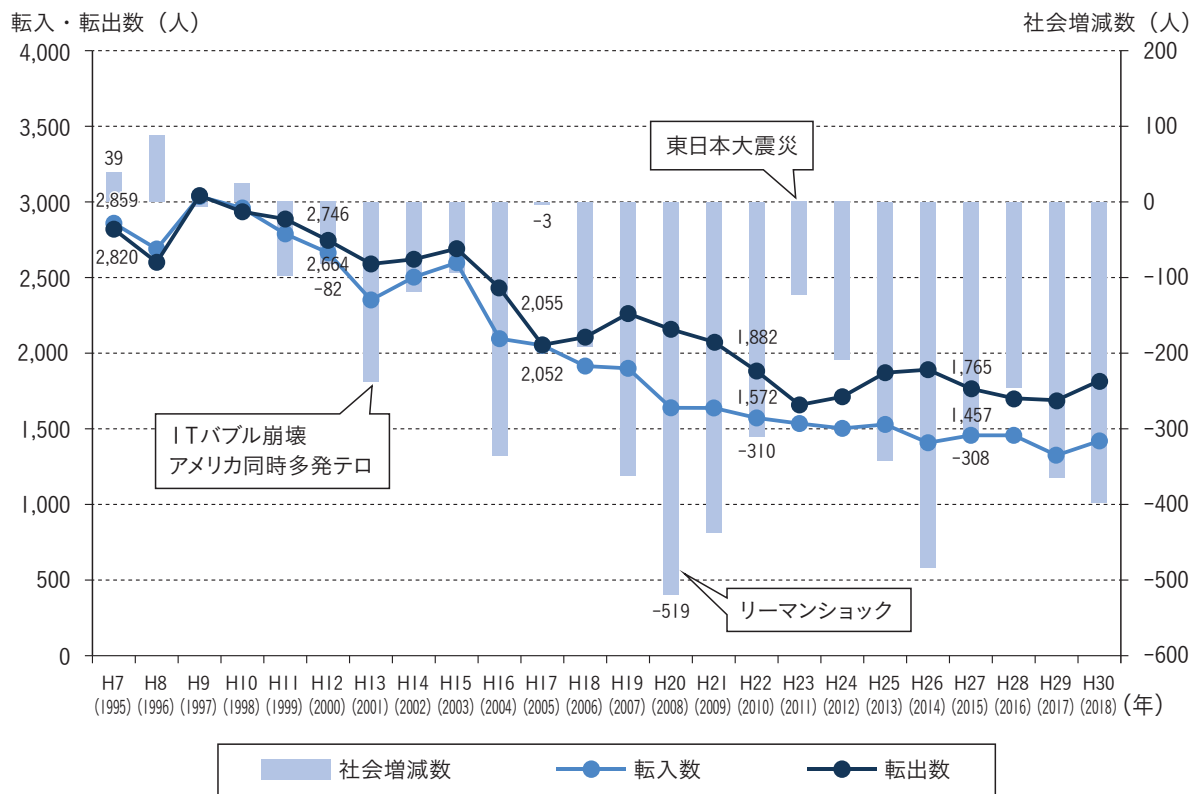
※ 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

【図-4】 自然動態の推移



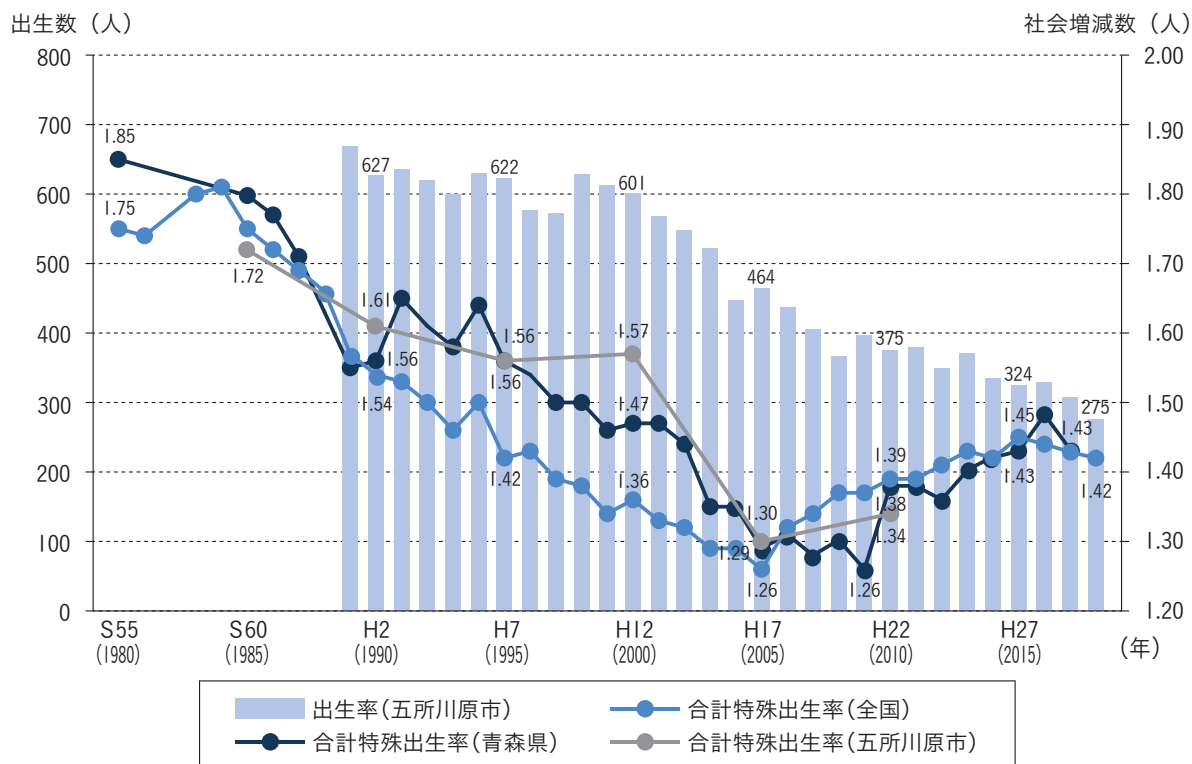
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)

【図-5】 社会動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)

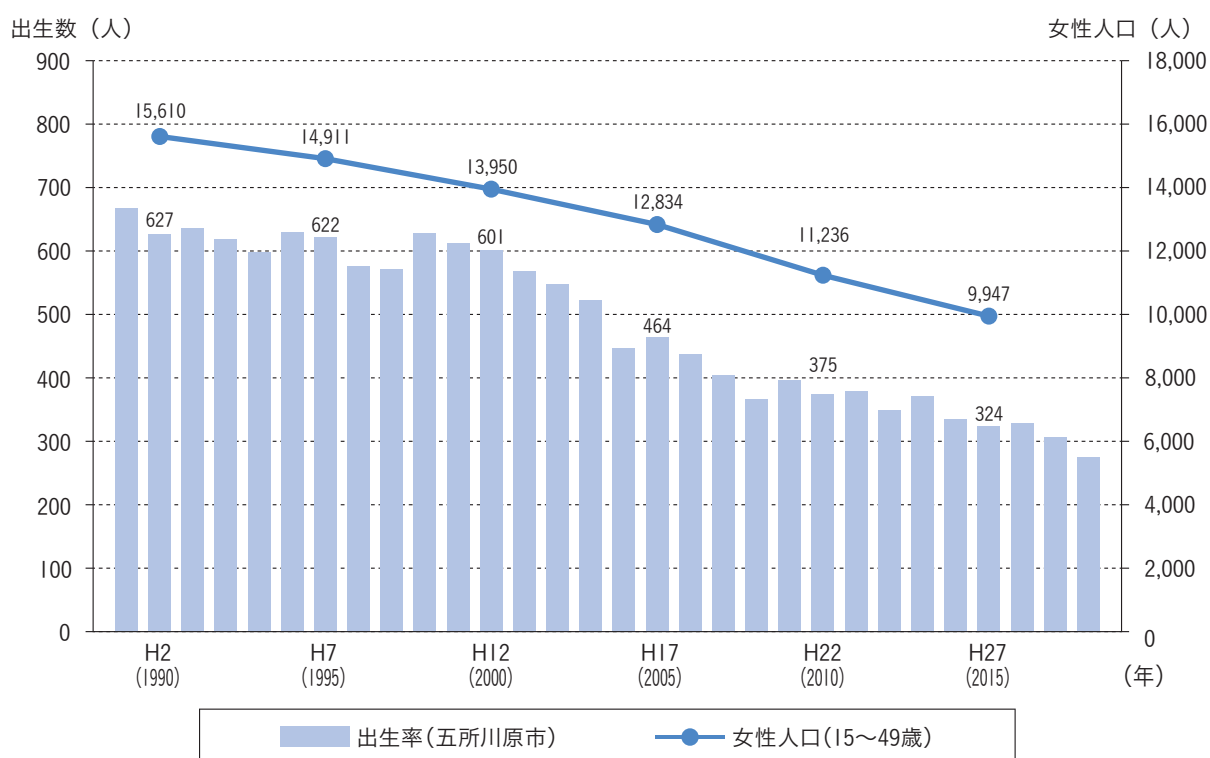
【図-6】 合計特殊出生率の推移



注）本市の値については、5年毎のデータ集計となっているため、中間年次は直線的に表示しています。

資料：〔青森県、五所川原市〕人口動態調査（厚生労働省）、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）
〔全国〕人口動態統計（厚生労働省）

【図-7】 出生数と女性人口（15歳～49歳）の推移（五所川原市人口ビジョンより抜粋）



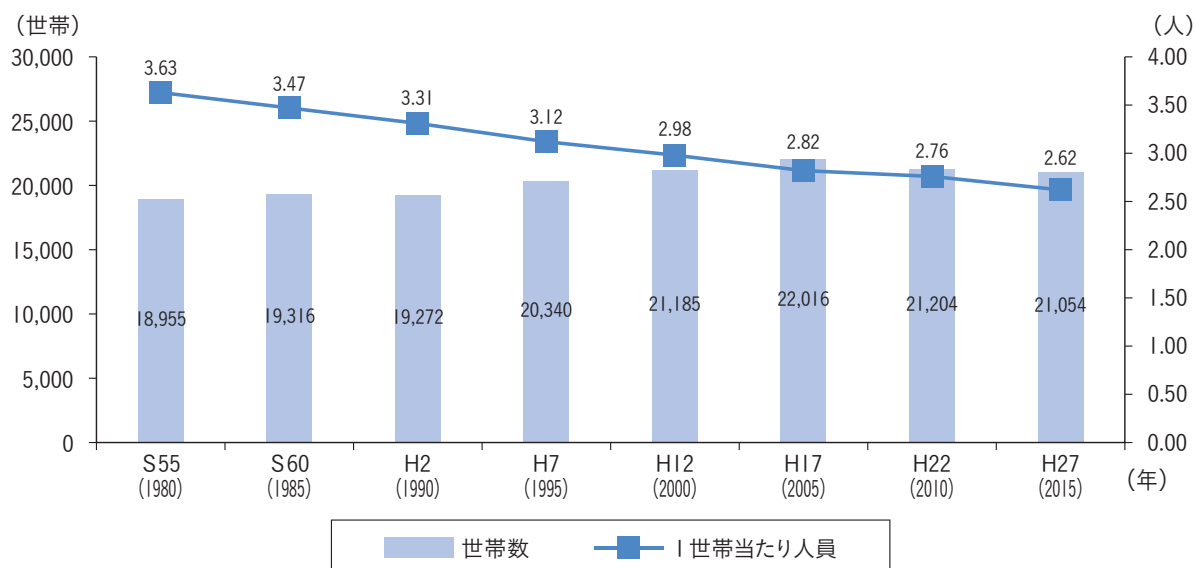
資料：国勢調査（総務省）、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）

(4) 世帯

■一般世帯数及び1世帯当たり人員

昭和55年から平成27年までの本市の一般世帯数の動向をみると、平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年に減少に転じています。1世帯当たり人員は、減少し続けており、昭和55年の3.63人から平成27年には2.62人まで減少しています。

【図-8】一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯構成

平成17年から平成27年までの10年間の世帯構成に関する変化をみると、男親もしくは女親と子どもからなる世帯、単独世帯、高齢夫婦世帯が増加しています。特に65歳以上の高齢者単独世帯の増加が著しくなっています。

【表-1】世帯構成の推移

	H17		H27		
	世帯数	割合	世帯数	割合	青森県割合
一般世帯数	22,016	—	21,054	—	—
うち核家族世帯	12,032	54.7%	11,175	53.1%	53.3%
うち夫婦のみの世帯	4,275	19.4%	4,130	19.6%	19.2%
(うち高齢夫婦世帯)	(2,222)	(10.1%)	(2,500)	(11.9%)	(11.1%)
うち夫婦と子どもからなる世帯	5,341	24.3%	4,494	21.4%	22.7%
うち男親と子どもからなる世帯	255	1.2%	296	1.4%	1.5%
うち女親と子どもからなる世帯	2,161	9.8%	2,255	10.7%	9.9%
うち単独世帯	5,285	24.0%	5,939	28.2%	30.1%
うち65歳以上の高齢者単独世帯	2,197	10.0%	2,912	13.8%	12.1%

資料：国勢調査

2 財政見通し

(1) 歳入歳出の見通し

歳入面では、人口減少等により市税の減少が見込まれます。地方交付税も人口減少等の影響を受けるものの、借金の返済に対して地方交付税措置が大きい合併特例債や過疎対策事業債を活用しているため、歳出の公債費（借金の返済）の伸びに連動し増加が見込まれます。

歳出面では、人件費の抑制に努めるものの、扶助費や公債費の伸びにより義務的経費の増加が見込まれます。普通建設事業費を抑えることにより、連動して歳入の国県支出金や市債（建設事業に伴う借金）の減少を見込んでいます。

歳入歳出全般でみると、自主財源が減少する一方で、減らすことが困難な義務的経費の増加が見込まれており、厳しい財政運営が予想されます。事務事業の見直しや新たな建設事業を抑えるなど事業の選択と集中を進め、必要な市民サービスを確保しながらも、将来を見据え持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。

なお、財政見通しは今後の国の政策や社会情勢の動向により変化します。

【表-2】市の財政見通し

歳 入 (単位：百万円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減 (令和6年度-令和2年度)	
	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	増減金額	増減割合
自主財源	市 税	5,163	4,912	4,850	4,775	-512	-9.9%
	繰 入 金	793	278	278	307	-420	-53.0%
	そ の 他 歳 入	1,172	1,206	1,206	1,205	33	2.8%
	小 計	7,128	6,396	6,334	6,287	-899	-12.6%
依存財源	地方譲与税等	1,613	1,616	1,623	1,629	22	1.4%
	地 方 交 付 税	11,176	11,501	11,653	11,768	675	6.0%
	国 県 支 出 金	8,186	7,757	7,682	7,827	-550	-6.7%
	市 債	3,495	2,717	2,488	2,454	-1,236	-35.4%
	小 計	24,470	23,591	23,446	23,678	-1,089	-4.5%
合 計	31,598	29,987	29,780	29,965	29,610	-1,988	-6.3%

歳 出 (単位：百万円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減 (令和6年度-令和2年度)	
	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	増減金額	増減割合
義務的経費	人 件 費	3,598	3,559	3,551	3,515	-75	-2.1%
	扶 助 費	7,974	8,062	8,088	8,120	181	2.3%
	公 債 費	4,770	4,818	4,898	5,038	281	5.9%
	小 計	16,342	16,439	16,537	16,673	387	2.4%
普通建設事業費	3,597	2,319	2,503	2,612	2,120	-1,477	-41.1%
補助費等	4,795	4,396	3,865	3,862	3,951	-844	-17.6%
繰 出 金	2,533	2,460	2,492	2,525	2,555	22	0.9%
そ の 他 歳 出	4,331	4,235	4,307	4,279	4,255	-76	-1.8%
合 計	31,598	29,849	29,704	29,951	29,610	-1,988	-6.3%

歳入歳出差引額	-	138	76	14	-
---------	---	-----	----	----	---

※「財政見通しの推計方法」は資料編に記載

資料：財政課

【用語説明】

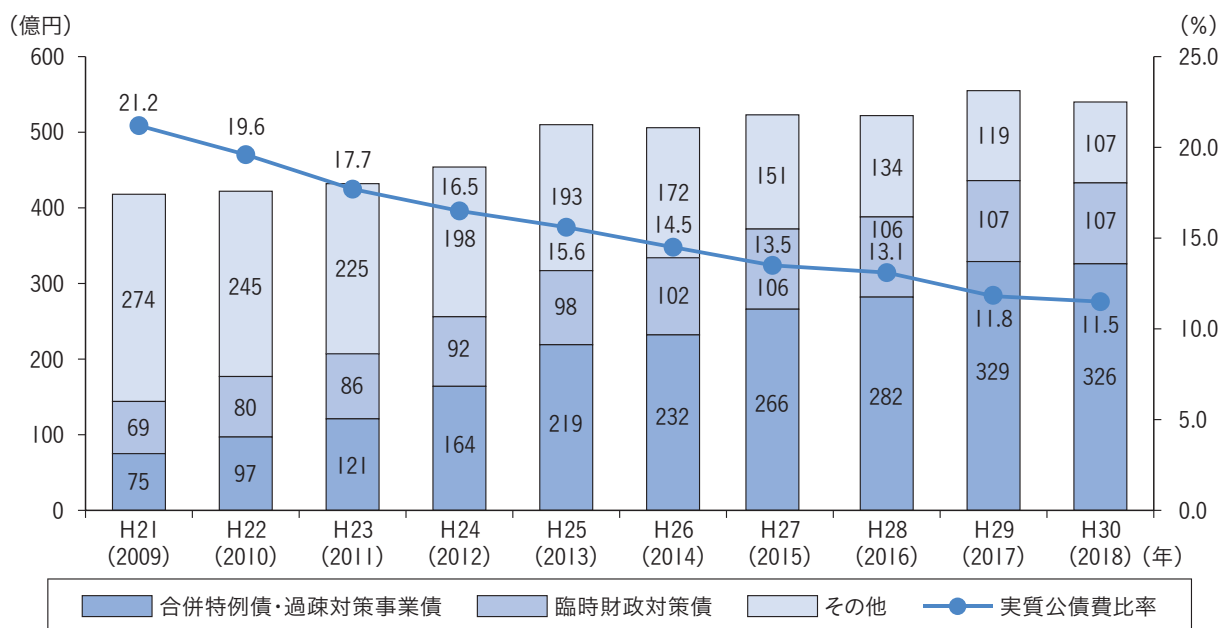
自主財源 : 市税などの自主的に集められる財源
 依存財源 : 国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられる財源
 地方交付税 : 国から配分される依存財源で、使える用途が広く、市の財政運営上、最も重要な財源
 繰入金 : 財政調整基金（市の貯金）等の取り崩し
 その他歳入 : 受益者負担金や施設使用料、手数料、財産収入、寄附金など
 扶助費 : 生活保護費や障害福祉サービス費、保育園等への給付費など
 補助費等 : 一部事務組合等への負担金（病院、ごみ、消防等）や公営企業会計繰出金、各種団体補助金など
 繰出金 : 特別会計繰出金（国民健康保険、医科・歯科診療施設、後期高齢者医療、介護保険など）
 その他歳出 : 施設管理等に必要な物件費や維持補修費、積立金、出資金など

(2) 市債残高（借金）及び基金残高（預金）の推移

本市では、つがる総合病院や消防庁舎、市役所新庁舎など大型公共施設の更新時期が重なったことにより、市債残高が増加しています。一方で、合併特例債や過疎対策事業債を活用してきたため、市の実質的な負担は抑えられています（図-9）。

また、基金には、特定の目的がある基金と災害など予期せぬ支出等に備える基金があります。後者が財政調整基金になりますが、残高は6億円前後にとどまり、災害や除排雪などへの対応に苦慮している状況です（図-10）。

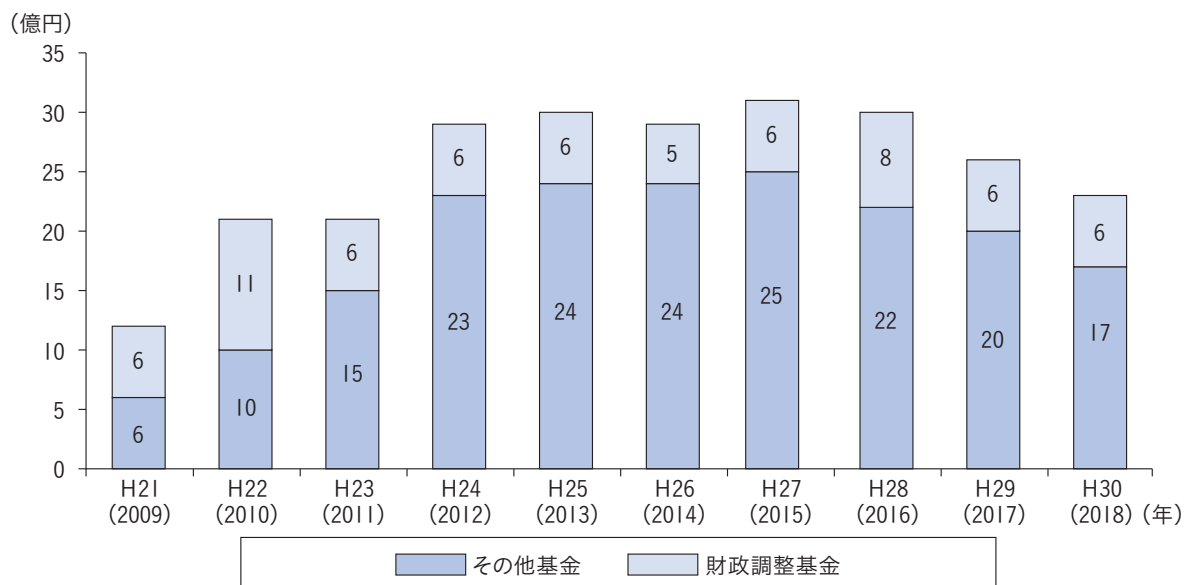
【図-9】市債残高（借金）



資料：財政課

※合併特例債・過疎対策事業債は償還額の70%、臨時財政対策債は償還額の100%が後年度の地方交付税で措置されます。

【図-10】基金残高（預金）



資料：財政課

I 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

五所川原市総合計画（基本構想・前期基本計画）に基づく各種施策に対する市民の認識（満足度や重要度）を調査することによって、本市が抱える課題や将来的に市が進むべき方向性などについて、住民意識の全体的な傾向を把握し、行財政改革の推進や五所川原市総合計画の見直し・策定のための基礎資料とすることを目的とします。

(2) 調査の実施概要

調 査 地 域	五所川原市全域（五所川原地域・金木地域・市浦地域）				
調 査 対 象	市内に在住する満20歳以上の男女3,000人				
抽 出 方 法	住民基本台帳（令和元年5月15日現在）から無作為抽出。 なお、3地域（五所川原地域・金木地域・市浦地域）の調査対象人口割合をもって、調査対象者数を比例配分し、各地域ともに調査対象者数を年齢階層ごとに均等配分しています。				
	【五所川原市の各地域における調査対象人口とその割合】				
		五所川原地域	金木地域	市浦地域	合計
	調査対象人口 （調査対象者数）	43,640人 (2,408人)	8,374人 (472人)	2,079人 (120人)	54,093人 (3,000人)
	人 口 構 成 比	80.7%	15.5%	3.9%	100.0%
	抽 出 割 合	5.4%	5.4%	5.5%	5.5%
	回 収 数	1,025人	191人	43人	1,278人 (無回答19人)
	人 口 構 成 比	80.2%	14.7%	3.4%	100.0%
調 査 方 法	アンケート調査票の郵送配布、郵送回収（無記名・自記式）				
調 査 時 期	令和元年6月1日（水）～6月17日（月）				

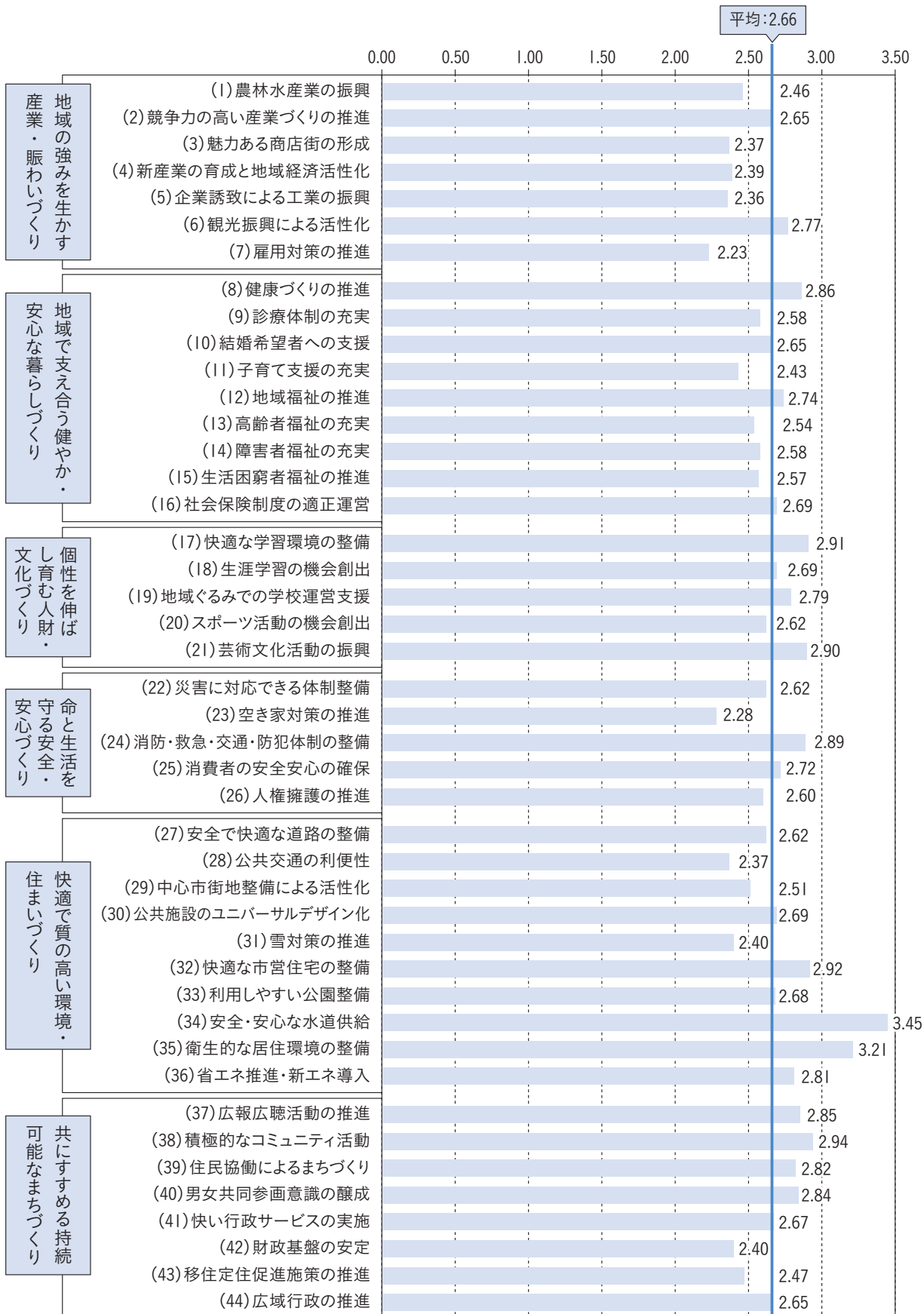
(3) 調査の回収結果

発送した3,000票のうち、13票は宛所不明等により、未到達となっています。

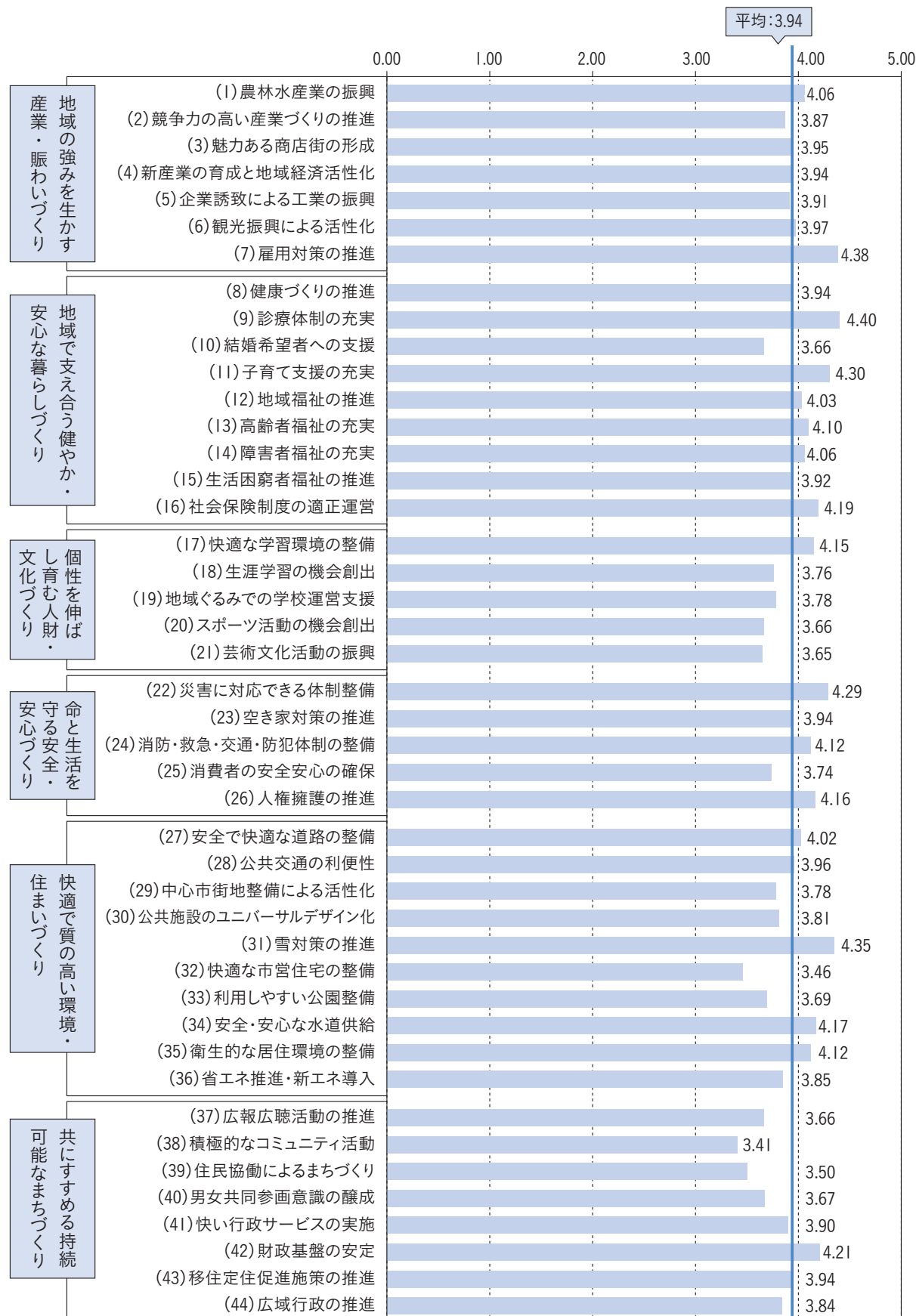
未到達を除く、2,987票に対して、回収数は1,290票となっていますが、回収票のうち10票は設問に一切回答がない白票だったために、また2票は回収期限後の回収となったため、集計対象から除外し、回収無効票として処理しています。このため、本調査の有効回収数は1,278票となっています。

発送数	有効発送数	回収数	有効回収数	回収率	有効回収率
3,000票	2,987票	1,290票	1,278票	43.2%	42.8%

2 五所川原市の施策（44項目）の現状「満足度」



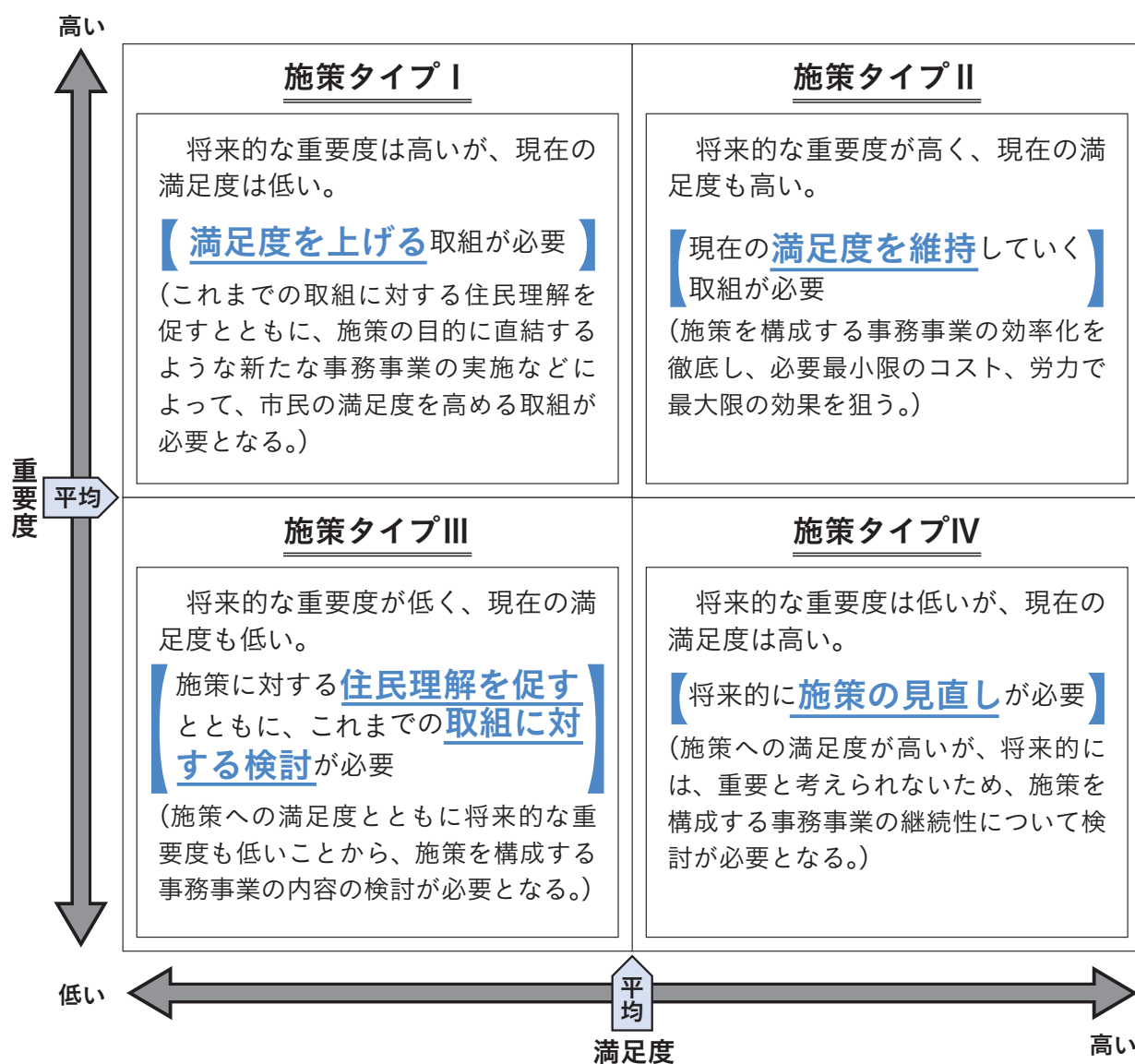
3 五所川原市の施策（44項目）の将来「重要度」

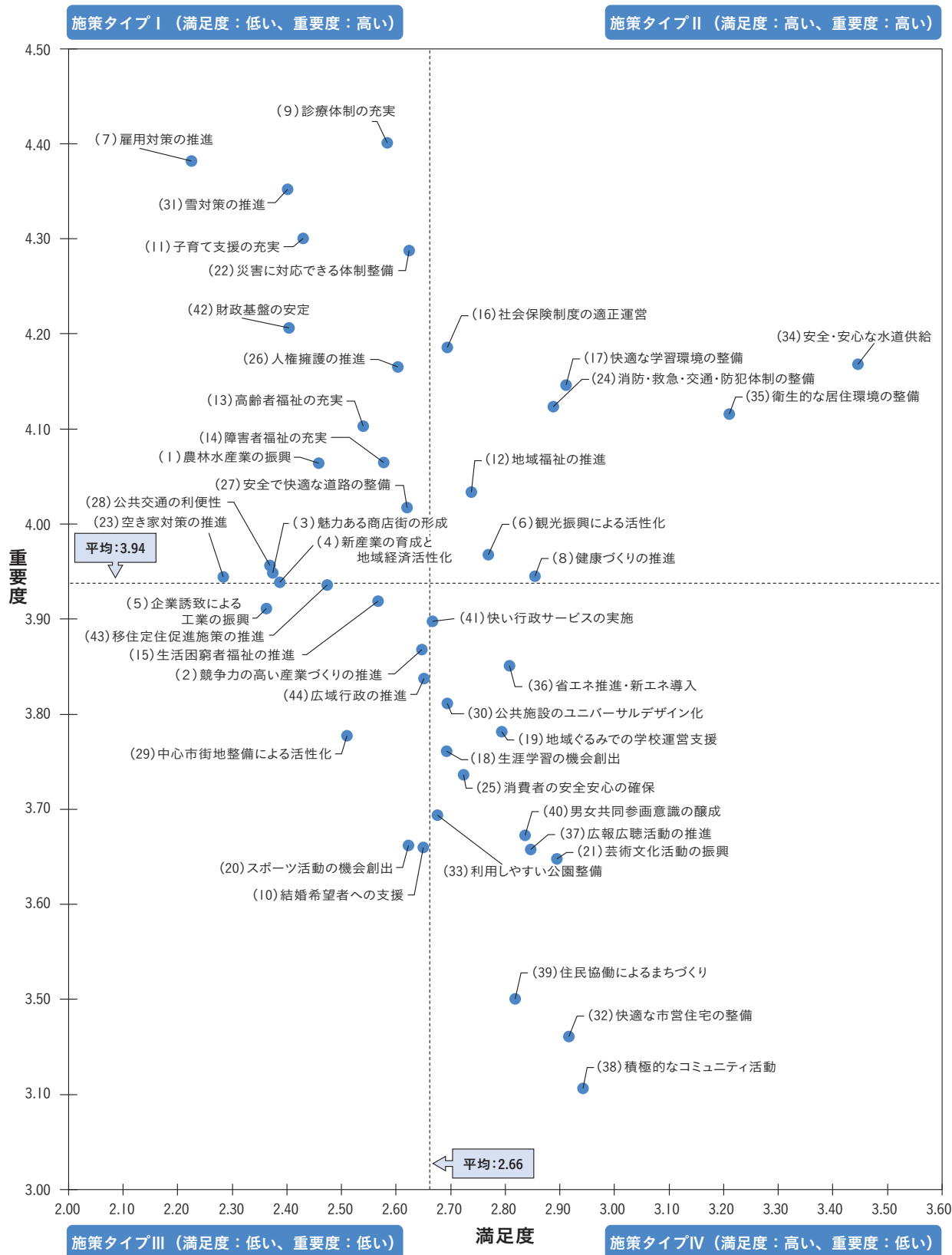


4 満足度・重要度の散布図

満足度指数と重要度指数について、横軸を満足度指数、縦軸を重要度指数として散布図に整理して、満足度と重要度から見える市民ニーズについて分析を行いました。

満足度、重要度の平均値に対して上回っているか・いないかで、以下のように施策タイプを分類・整理しています。





○施策タイプⅠ【満足度を上げる取組が必要】

政策分野	施策
地域の強みを生かす産業・賑わいづくり	(1) 農林水産業の振興 (3) 魅力ある商店街の形成 (4) 新産業の育成と地域経済活性化 (7) 雇用対策の推進
地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり	(9) 診療体制の充実 (11) 子育て支援の充実 (13) 高齢者福祉の充実 (14) 障害者福祉の充実
命と生活を守る安全・安心づくり	(22) 災害に対応できる体制整備 (23) 空き家対策の推進 (26) 人権擁護の推進
快適で質の高い環境・住まいづくり	(27) 安全で快適な道路の整備 (28) 公共交通の利便性 (31) 雪対策の推進
共にすすめる持続可能なまちづくり	(42) 財政基盤の安定

○施策タイプⅡ【現在の満足度を維持していく取組が必要】

政策分野	施策
地域の強みを生かす産業・賑わいづくり	(6) 観光振興による活性化
地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり	(8) 健康づくりの推進 (12) 地域福祉の推進 (16) 社会保険制度の適正運営
個性を伸ばし育む人財・文化づくり	(17) 快適な学習環境の整備
命と生活を守る安全・安心づくり	(24) 消防・救急・交通・防犯体制の整備
快適で質の高い環境・住まいづくり	(34) 安全・安心な水道供給 (35) 衛生的な居住環境の整備

○施策タイプⅢ【施策に対する**住民理解**と**取組に対する検討**が必要】

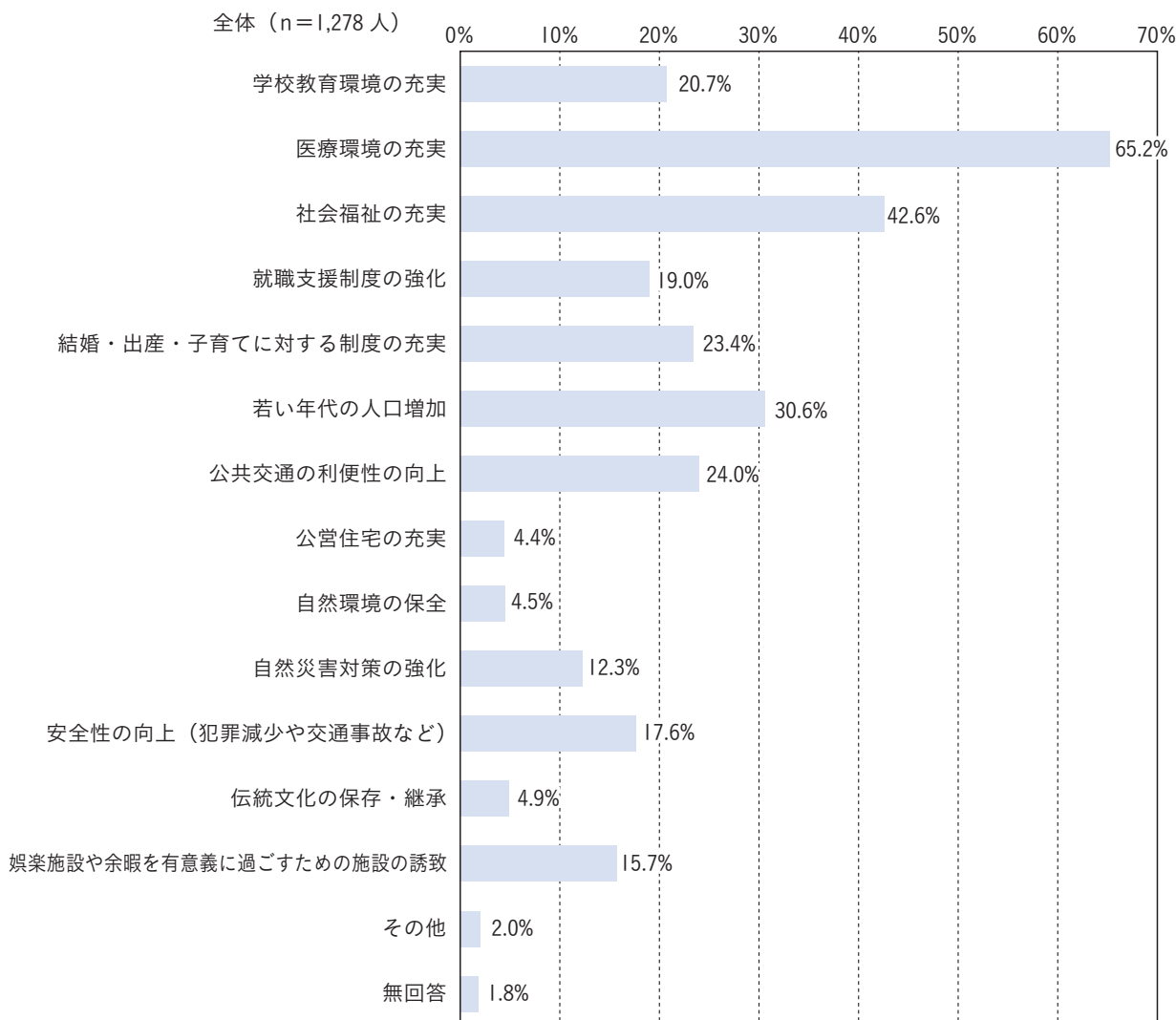
政策分野	施 策
地域の強みを生かす産業・賑わいづくり	(2) 競争力の高い産業づくりの推進 (5) 企業誘致による工業の振興
地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり	(10) 結婚希望者への支援 (15) 生活困窮者福祉の推進
個性を伸ばし育む人財・文化づくり	(20) スポーツ活動の機会創出
快適で質の高い環境・住まいづくり	(29) 中心市街地整備による活性化
共にすすめる持続可能なまちづくり	(43) 移住定住促進施策の推進 (44) 広域行政の推進

○施策タイプⅣ【将来的に**施策の見直し**が必要】

政策分野	施 策
個性を伸ばし育む人財・文化づくり	(18) 生涯学習の機会創出 (19) 地域ぐるみでの学校運営支援 (21) 芸術文化活動の振興
命と生活を守る安全・安心づくり	(25) 消費者の安全安心の確保
快適で質の高い環境・住まいづくり	(30) 公共施設のユニバーサルデザイン化 (32) 快適な市営住宅の整備 (33) 利用しやすい公園整備 (36) 省エネ推進・新エネ導入
共にすすめる持続可能なまちづくり	(37) 広報広聴活動の推進 (38) 積極的なコミュニティ活動 (39) 住民協働によるまちづくり (40) 男女共同参画意識の醸成 (41) 快い行政サービスの実施

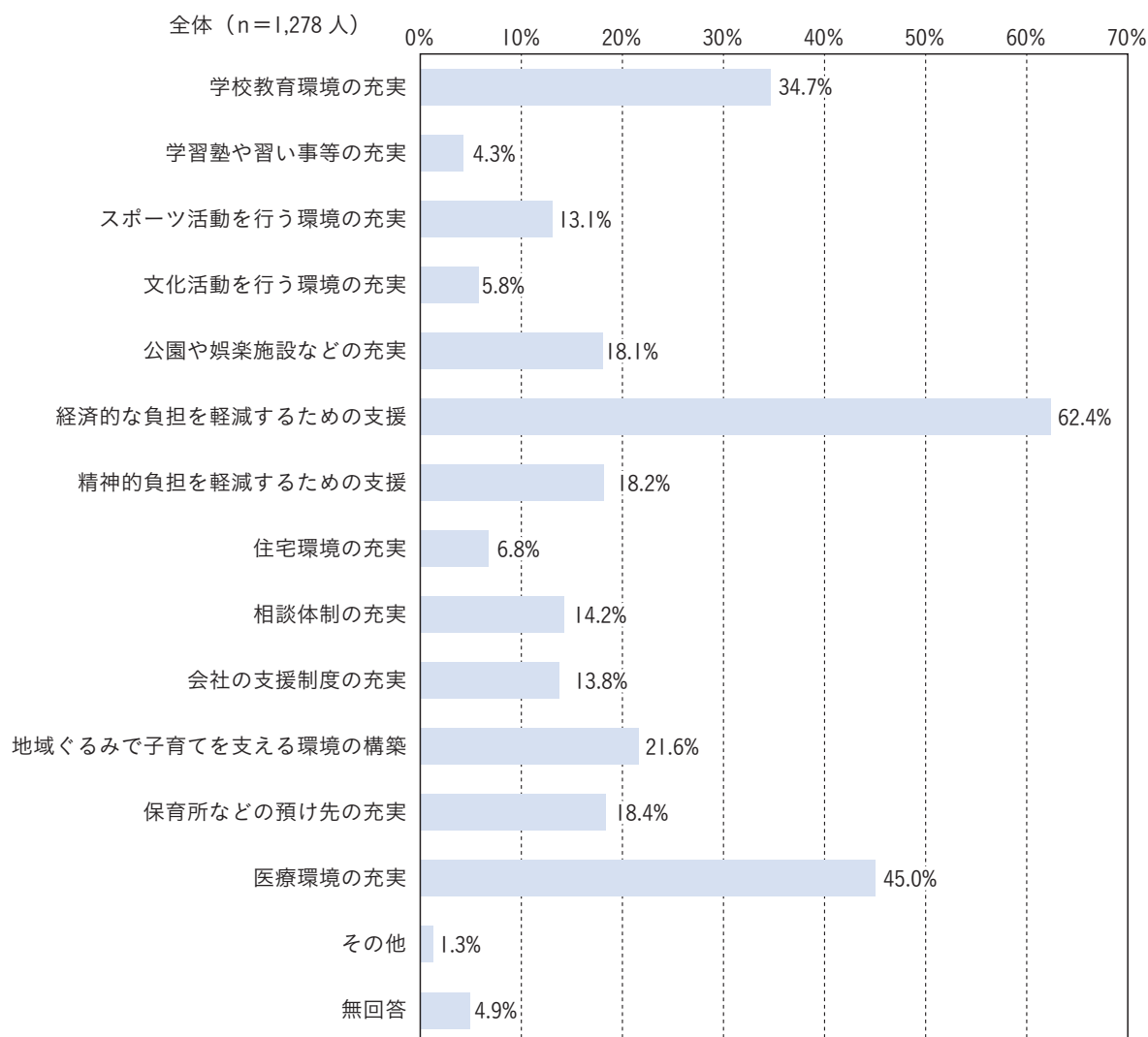
5 五所川原市で居住する上で期待する支援策

五所川原市で居住する上で望む支援策としては、「医療環境の充実」が65.2%で最も多くなっています。ついで「社会福祉の充実」が42.6%となっています。



6 子ども・子育てのために期待する支援策

妊娠・出産や教育など、子ども・子育てのために望む支援策としては、「経済的な負担を軽減するための支援」が62.4%で最も多く、ついで「医療環境の充実」が45.0%となっています。

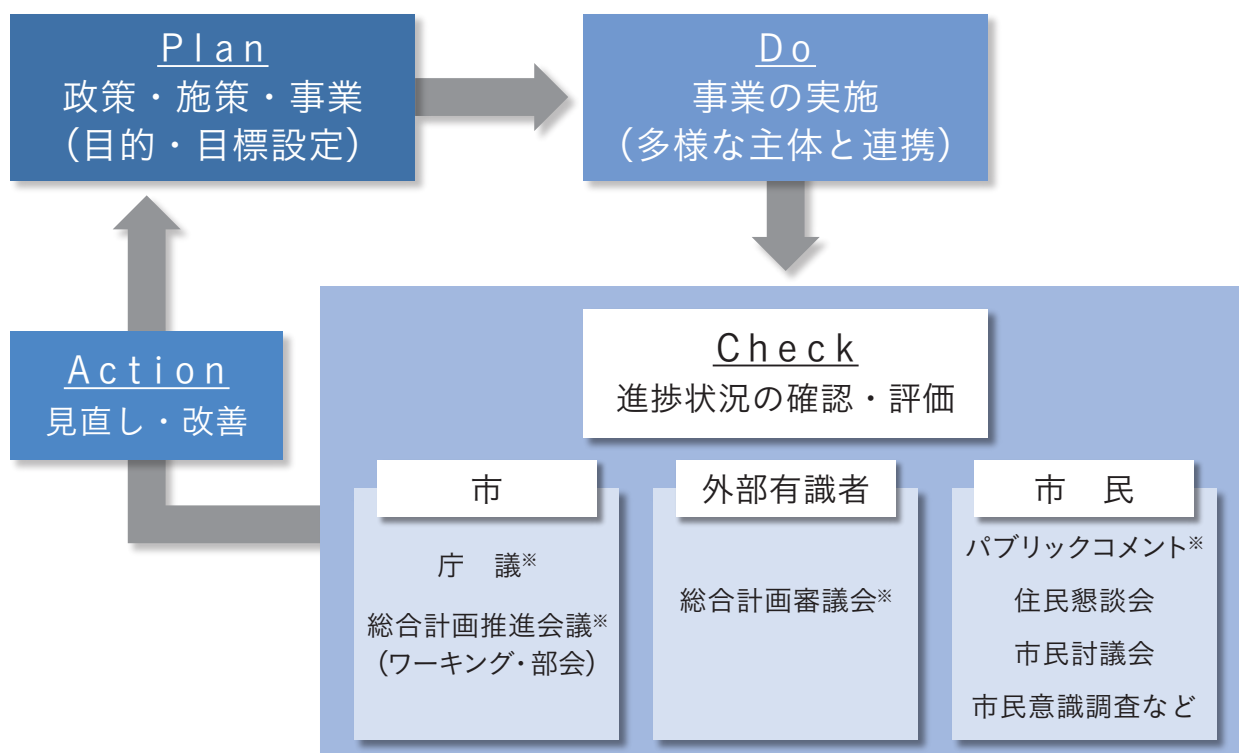


第4章 マネジメントシステムの構築

急速な人口減少・少子高齢化や多様化する市民ニーズに的確に対応し「めざす将来像」を実現するためには、行政、市民、民間事業者等様々な主体が連携し、本計画に基づく取組を継続的に改善・向上させるマネジメントシステムの構築が必要です。

本計画では、PDCAサイクル※の考え方に基づき、多様な主体と情報共有し、連携して事業を実施するとともに、市による内部評価に加え有識者等による外部評価を行いながら毎年度改善を施策等に反映していきます。また、行政改革の視点を加え「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現とともに持続可能な行財政運営を図ります。

【マネジメントサイクル概要図】



※ PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

※ 庁議：市政運営の基本方針や重要施策を審議・決定する会議（市の最高意思決定機関）。

※ 総合計画推進会議：総合計画の進捗状況を確認し、政策・施策の推進を図るための庁内会議。

※ パブリックコメント：行政機関が計画の策定や規則の制定等をするに当たって、事前にその案を示し、広く住民から意見や情報を募集するもの。意見公募手続。

※ 総合計画審議会：総合計画の策定及び実施について、必要な調査審議を行うための外部有識者で構成する市の附属機関。

五所川原市総合計画

後期基本計画

第 2 部

基本計画

基本政策 1

地域の強みを生かす産業・賑わいづくり

－産業・雇用－

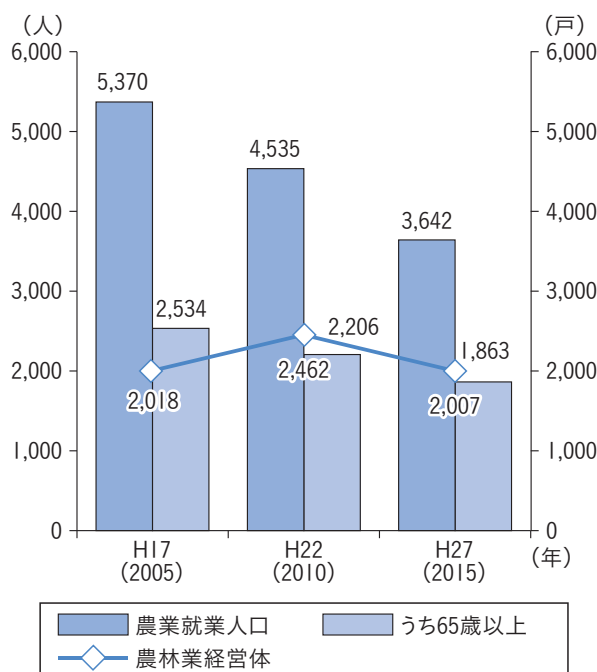
- 1-1 生業（なりわい）として
魅力のある農林水産業の振興
- 1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信
- 1-3 地域産業の活性化に向けた支援の充実
- 1-4 新たな産業の創出・企業誘致と雇用対策の推進

1-1 生業(なりわい)として魅力のある農林水産業の振興

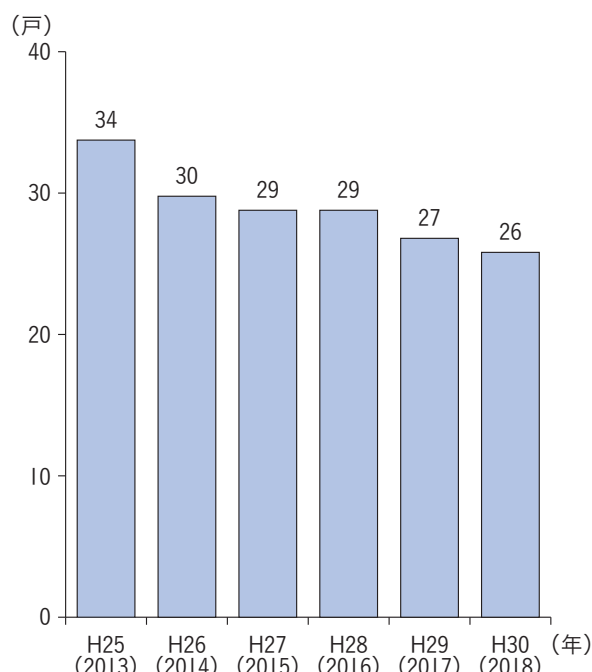
施策推進の背景と課題

- 高齢化や後継者不足により、離農する農家が増加し、今後農地の供給過剰が見込まれていることから、その受け皿となる意欲ある農業後継者や新規就農者など幅広い担い手の確保を図るとともに、地域農業の中心となる経営体、法人の育成を支援し、競争力の高い、強い農業づくりを推進していく必要があります。
- 耕作条件が悪い農地や未整備農地は、農地の出し手はいるものの、受け手がいないため、生産効率の向上や農地の集積を進めていくためには、ほ場整備を実施していく必要があります。
- 稲作を主体とした中小農業者の経営の安定を図っていくためには、高収益作物の導入による複合経営を進めていく必要があります。
- 畜産業については、経営基盤の安定・強化のため、より一層の畜産技術の向上を図るとともに、国内外における家畜伝染病対策として、防疫技術の更なる向上と高い防疫体制の維持を図っていく必要があります。
- 本市は、総面積の5割以上を森林が占めていますが、担い手不足や路網整備が遅れていることから、森林組合等と連携し、林道の整備や枝打ち等の適正な管理により、林業の活性化と森林の多面的な公益機能の維持・強化を図っていく必要があります。
- 水産業については、現在、内水面でのしじみ採取が主な業種となっていますが、将来的な視野から海面漁業を充実し、安定的な所得の確保・向上を図っていく必要があります。
- 経済活動のグローバル化など、農林水産業を取り巻く環境は大きく変化しており、農林水産物の高付加価値化や他産業との融合、新たな販路の開拓等に取り組んでいく必要があります。

■農業経営体数、農業就業人口の推移



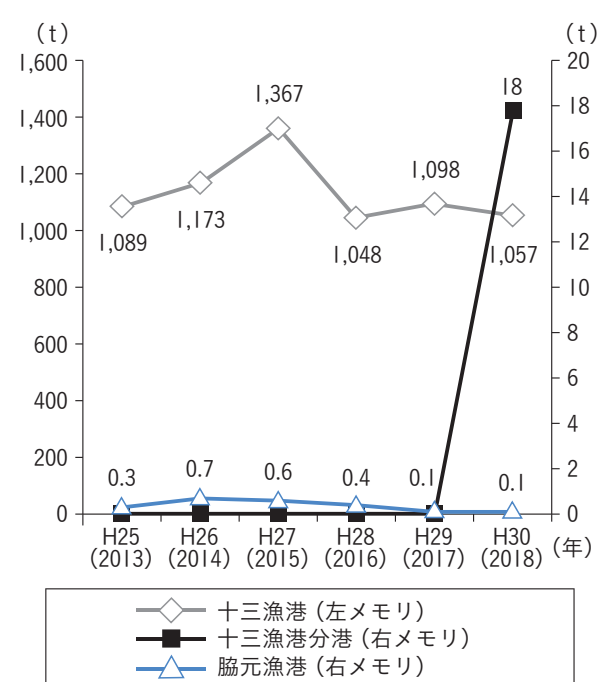
■畜産農家数の推移



■本市の森林面積

			H25 (2013)	H30 (2018)
国有林	林野庁所管	ha	16,119	15,778
	官行造林	ha	11	0
	総 数	ha	16,130	15,778
民有林	人工林	ha	2,523	2,551
	天然林	ha	3,419	3,414
	無立木地	ha	53	45
	総 数	ha	5,995	6,010
総面積			22,125	21,787

■漁港別漁獲量の推移



資料：農林水産課

本市における施策推進 S W O T ※

地域資源	S 強 み	・農業の担い手の知識・技術力が蓄積されている。 ・五所川原市の特産品「赤〜いりんご」の知名度が全国的に上がっている。 ・「市浦牛」は、肉質等が高評価を得ている。 ・市総面積の54%を森林が占めており、十分な森林資源を有している。 ・十三湖で漁獲されるしじみは、G I（地理的表示保護制度）※を取得するなど、ブランド品としての価値を維持している。 ・米やりんごの基幹作物に加え、つくねいも、大和しじみ、馬肉等のブランド力を高めることのできる農水畜産物が生産されている。
	W 弱 み	・農林水産業に携わる担い手や後継者が不足している。 ・ほ場未整備地がある。 ・肉用牛の肥育農家が徐々に減少し、飼育頭数も伸び悩んでいる。 ・「市浦牛」は、出荷頭数が少ないため、十分な流通量を確保できていない。 ・ここ数年はしじみの漁獲量に変動がある。
社会情勢	O 追 い 風	・国や県による農業の担い手不足解消のための支援制度がある。 ・有機栽培等の安全・安心な農産物・食材が求められる傾向にある。 ・道の駅や産直施設において、旬の地場産品を買い求める消費者が増加している。 ・森林環境譲与税が創設された。
	T 向 かい 風	・農林水産業は、事業を開始するためには多額の資金が必要となるため、新規参入のハードルが高い。 ・T P P 等他国との貿易協定の影響により、競争力が低下する懸念がある。

※ S W O T：外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、環境変化に対応した経営資源の活用を図るための戦略策定方法の一つである。

※ G I（地理的表示保護制度）：農林水産物・食料品の産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
認定新規就農者数【累計】	25人 (H30年度)	75人 (R6年度)	農林水産課
ほ場整備率	84.8% (H29年度)	87.9% (R6年度)	青森県西北地域県民局
グローバルGAP [※] 取得件数【累計】	4件 (H30年度)	9件 (R6年度)	農林水産課
スマート農業 [※] 導入経営体数【累計】	3件 (H30年度)	8件 (R6年度)	農林水産課
林道延長	42.3km (H30年度)	45.8km (R6年度)	農林水産課

主な取組内容

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 生産基盤の整備

- ・農地中間管理機構の事業等を活用することにより、耕作条件の不利な農地の整備や優良農地の保全対策を実施するとともに、農協及び土地改良区と連携を図りながら担い手への農地利用の集積・集約化を推進します。
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員[※]と連携して、遊休農地の発生防止・解消を図ります。
- ・スマート農業の普及に向け、GPS基地局等の設置に向けた取組を推進します。
- ・県及び森林組合等と連携し、森林の整備・保全を適切に実施するとともに、林業の生産性向上を図るため林道整備を推進します。

Ⅰ-Ⅰ-2 生産経営体制の強化

- ・国及び県と連携し、農業用機械・施設の導入等、地域農業における担い手の経営基盤の強化に対する支援の充実を図ります。
- ・高齢化や後継者不足による離農農家の農地の情報収集を行い、農地中間管理機構の事業等を活用し、受け皿となる担い手の確保に努めます。

※ グローバルGAP：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組（GAP）の国際的な認証のこと。

※ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

※ 農地利用最適化推進委員：主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、現場活動を積極的に行うために設置される委員。委員は、農業委員と連携を図りながら、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

- ・担い手農家の人手不足解消と障害者の農業就労による地域共生社会※を実現するため、関係団体と連携を図り農業ジョブトレーナー※の育成等、農福連携※を推進します。
- ・将来の地域農業のリーダーとして中心的役割を担う認定農業者※の育成、農業後継者や新規参入者等を確保するため、農協及び県と連携し農業経営改善計画の策定や継続的なフォローアップ活動に取り組めます。
- ・農業委員会、土地改良区及び農地中間管理機構等と連携し、認定農業者や農業法人等、意欲ある農業者への農地の集積や連担化を促進し、経営の効率化や規模拡大を支援します。
- ・ICT※を活用したスマート農業を推進することにより、農作業の効率化や省力化を推進します。
- ・経営の安定化を図るため、稲作単一経営から、畑作物、園芸作物等の高収益作目を導入した複合経営への転換を支援します。
- ・市特産である「赤〜いりんご」について、取引先や数量が拡大してきていることから、生産農家の確保や栽培面積の拡大を図ります。
- ・高品質な牛肉の生産に向けて、生産組合や関係機関と連携し、飼育管理技術の向上を図ります。
- ・生産体制の強化と畜産農家間での技術共有のため、県と連携を図り、遺伝子解析技術等による改良技術の構築と防疫対策の推進を図ります。
- ・林業の生産性向上を図るため、森林組合等と連携し、林道整備や森林の適正な管理を行います。
- ・安定したしじみの漁獲量を確保していくため、漁協等と連携し、漁場の環境改善や資源管理に努めます。
- ・海面漁業については、市が参画する十三漁港利用促進連絡協議会において、海面漁業操業に向けた取組計画を策定します。

※ 地域共生社会：少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

※ 農業ジョブトレーナー：農業分野における障害者の雇用や就労、又は就労体験を行う際に、障害者がより働きやすくなるよう農業経営者と障害者に必要な支援を行う人材をいう。

※ 農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

※ 認定農業者：農業経営者や農地法で規定された農業生産法人で、農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した人をいう。

※ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。従来使われてきたITにC（Communication）が加えられ、情報を適切に伝達するための技術を総称して使われている。

1-1-3 新たな販路の開拓・拡大

- ・地元産農林水産物の知名度の向上と販路拡大を図るため、国内外で行われる各種見本市やイベント等に出展するなど、積極的なPR活動を推進します。
- ・地元産農林水産物への愛着心の醸成や地産地消を推進するため、地元産農林水産物の学校給食での使用や直売所での販売を促進します。
- ・農家等の所得向上や農林水産物の販路拡大、新たな交流拠点となりうる直売施設について、農協や関係機関と連携しながら設置の検討を行います。
- ・「十三湖大和しじみ」の知名度向上と販路拡大を図るため、漁協と連携し、GI（地理的表示保護制度）を活用したPR活動を推進します。

1-1-4 農林水産物の高付加価値化

- ・「赤～いりんご」の加工特性を国内外に発信し、付加価値の向上を図ります。
- ・県等の関係機関と連携し、グローバルGAP等の国際認証制度やGI（地理的表示保護制度）を取得する生産者等を総合的に支援します。

1-1-5 6次産業化[※]の推進

- ・県と連携し、各種助成制度の周知や相談など総合的な支援を行いながら、地元農林水産物による新規商品の開発や販路拡大の支援、経営意識の醸成等を図ります。

1-1-6 農業を通じた交流促進

- ・グリーン・ツーリズム[※]関係団体等と連携を図りながら、農業体験をメインに、国内はもとより、急増している海外からの旅行者等をターゲットにした交流人口の拡大に努めます。

※ 6次産業化：第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった事業形態をいい、付加価値が高い商品の開発と販売によって地域に所得と雇用を生み出すことが期待されている。1、2、3を足す（掛ける）と6になることから生まれた造語である。

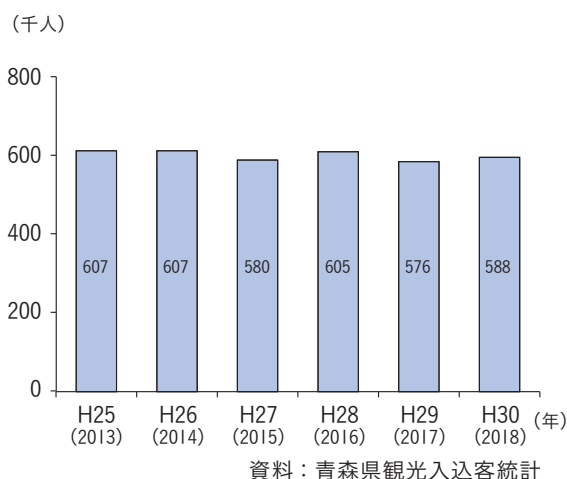
※ グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期または定期的・反復的な場合など様々。

1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信

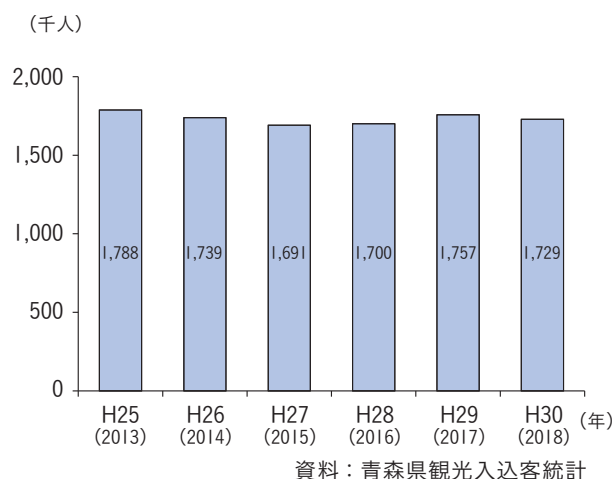
施策推進の背景と課題

- 国は平成29年に観光立国推進基本計画を改定（目標年：令和2年）し、「観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札であるという認識のもと、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図る」との方向性を定め、国民経済の発展、国際相互理解の増進、「旅の喜び」を実感できるような環境整備、観光を通じた東日本大震災からの復興の加速化等を基本的な方針として掲げています。
- 個人のライフスタイルや価値観の多様化、インターネットによる観光情報収集の多様化等に伴い、観光目的や旅行形態（団体旅行から個人旅行へ）の多様化もますます進むものと予想されます。国内市場の減少、厳しさを増す地域間競争の中、本市を旅行先に選んでもらうためには、旅行者のニーズに合わせ、この地域ならではの魅力を創出・発信していく必要があります。
- 本市は、立佞武多、斜陽館、十三湖、津軽鉄道をはじめとした魅力ある観光資源を有していますが、その更なる活用と新たな魅力の創出・発信による着地型観光※を目指す必要があります。
- 東日本大震災以降、インバウンド（訪日外国人旅行）は毎年増加を続けているものの、青森県を訪れるインバウンドは全国34位（2017年）に位置しています。国がインバウンド誘客に向けた取組を強化する中、本市においても外国人に選ばれるとともに満足してもらう観光地づくりのため、外国人が更に観光を楽しむための環境整備を促進する必要があります。
- 本市は、冬期間の観光については、津軽鉄道ストーブ列車、地吹雪体験ツアーといった魅力ある冬の観光資源を有していますが、立佞武多の館、斜陽館などの観光施設利用に結びついていない状況です。冬の観光資源の磨き上げとともに、地域周遊型の観光商品を開発する必要があります。

■観光入込客数の推移



■行祭事・イベント入込客数の推移



※ 着地型観光：旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」という。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・ 立佞武多、斜陽館、十三湖、津軽鉄道など特色豊かな観光資源が多数ある。 ・ 各自治体が連携し、それぞれが持つ観光資源を一体的にP Rするための組織体制が構築されている。 ・ 立佞武多の知名度が上がっている。
	W 弱 み	・ 観光資源を周遊するルートや交通手段が確保されていない。
社会情勢	O 追い風	・ 青森空港を発着する海外との定期便及びチャーター便の就航、青森港へのクルーズ客船の寄港等により、インバウンドの増加が期待できる。
	T 向かい風	・ 旅行スタイルの多様化等により、団体旅行客が減少している。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
観光入込客数	588千人 (H30年)	640千人 (R 6 年)	青森県観光入込客統計
立佞武多の館の有料入館者数	111千人 (H30年)	138千人 (R 6 年)	観光物産課
太宰治記念館「斜陽館」の有料入館者数	71,087人 (H30年度)	80,000人 (R 6 年度)	社会教育課
立佞武多の館の教育旅行受入件数	33件(校) (H30年度)	38件(校) (R 6 年度)	観光物産課
ホテル等の宿泊者数	105千人 (H30年)	131千人 (R 6 年)	観光物産課
ホテル等の宿泊者数(外国人)	2,816人 (H30年)	3,520人 (R 6 年)	観光物産課

主な取組内容

Ⅰ-2-1 観光資源の整備・充実

- ・ 立佞武多や斜陽館、十三湖をはじめとした豊富な観光資源の更なる活用を図るため、幅広い観光ニーズに応じた整備・充実を図ります。

Ⅰ-2-2 新たな魅力の創出

- ・ 本市最大の観光資源である立佞武多については、観光客に感動を与えることはもとより、市民が楽しみ支える市民参加型の夏祭りを目指します。
- ・ 雪国という地域特性など、この地域ならではの魅力を体験する「着地型観光」を推進するため、市内の民間事業者による観光資源の磨き上げ、新たな観光コンテンツの創出を支援します。

- ・農業や伝統工芸、歴史・文化に触れる体験やサイクリングをはじめとするスポーツ等、ニューツーリズム※との連携による観光を推進します。
- ・販路拡大と本市へのインバウンド誘客を図るため、台湾をはじめとする東アジアをメインターゲットに、本市の魅力と地域特産品を広く紹介します。
- ・旅行エージェント等と連携し、太宰文学や津軽三味線、史跡等を活用した教育旅行の誘致を推進します。

1-2-3 広域連携の推進

- ・青森市や弘前市、西北五地域等との地域間連携を図り、クルーズ客船の寄港地観光プログラムの造成など、回遊性のある広域観光の推進を図ります。
- ・津軽地域を一つのゾーンとして捉え、関係自治体と連携し、津軽地域特有の気候風土や文化等を観光ブランドとして発信します。
- ・青森空港の台北線定期便就航を好機と捉え、鉄道・フェリー・航空を組み合わせた「立体観光」により、北海道道南エリアとの広域連携を推進します。
- ・本市と交流のある県外自治体との特産品販売等の交流を継続し、県外からの誘客促進を図ります。

1-2-4 受入環境の向上

- ・市内関係団体との連携のもと、観光施設や宿泊施設、飲食店等といった観光客が来訪する機会の多い施設の従業員に対し、観光客へのおもてなし意識の啓発、受入環境の向上を支援します。
- ・スマートフォンなどによる位置情報等を活用した観光案内ツールの導入、公共施設における公衆無線LANサービスの拡充を図ります。
- ・外国人が更に観光を楽しめるよう市街地や交通機関の表示の多言語化及びキャッシュレス※サービスの導入促進等、観光の利便性を高める取組を推進します。

1-2-5 効果的な情報発信

- ・本市最大の観光資源である立佞武多を核とした各種イベントの開催や、津軽三味線、文豪太宰治、十三湊遺跡、津軽鉄道などを活用した観光PRを行うとともに、マスメディアやSNS※の活用、市ホームページの拡充、地域の魅力が伝わる観光パンフレットの作成など、多様な手法の組み合わせによる効果的な情報発信を図ります。
- ・国、地域によって異なる旅行形態やニーズへの対応が求められるため、多言語対応ホームページ等の拡充、情報発信の充実により外国人誘客の推進を図ります。

※ ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行を指す。

※ キャッシュレス：現金（紙幣・硬貨）を使わずに、クレジットカードや電子マネー等を利用する決済方法。

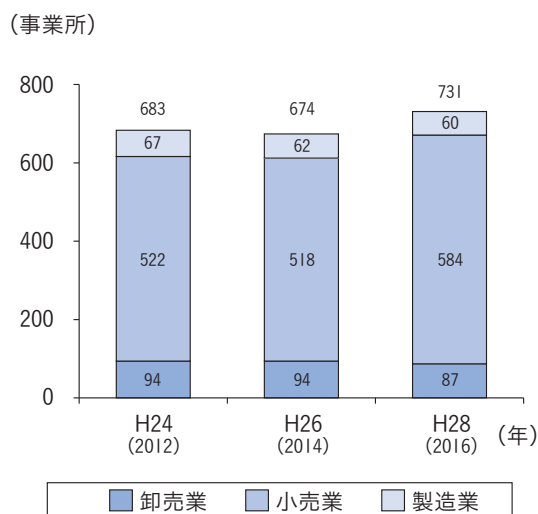
※ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット等を通じて人と人のつながりの場を提供するサービスのこと。

1-3 地域産業の活性化に向けた支援の充実

施策推進の背景と課題

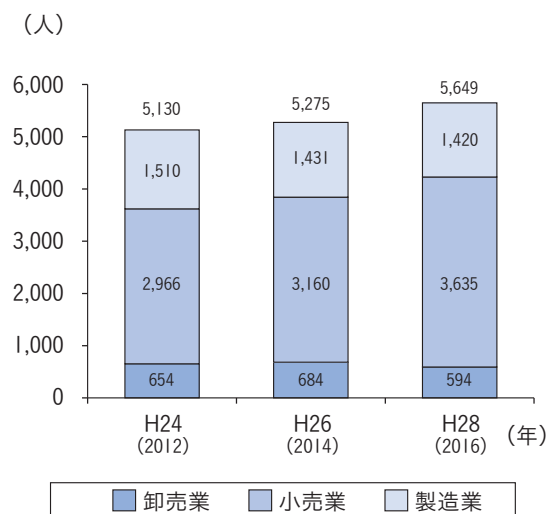
- 流通形態の変化や地域経済の疲弊等を背景に、全国各地で中心市街地の空洞化が進んでおり、その活性化に向けた取組が推進されています。特に超高齢社会において、身近な商店街は高齢者の生活に欠かせない役割を担うことが期待されています。
- 「E L M（エルム）」を中心とした大型商業施設の集積は、域外から消費を取り込める本市の強みの一つとなっています。今後は、この強みを生かし、地域経済へさらに波及させる取組を推進していく必要があります。一方で、駅前等の商店街には空き店舗が目立っており、その活性化が求められています。
- 今後、人口減少・人口構造の変化によって、地域の事業環境も急速に変化することが予想される中、地域産業が持続的に発展していくためには、その担い手である中小企業・小規模事業者の経営の向上が不可欠となっています。
- 地域経済や雇用を支える地域産業の活力を高めるためには、成長性の高い分野での起業・創業や、事業承継※による新陳代謝を高めていく必要があります。

■事業所数の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査
工業統計調査

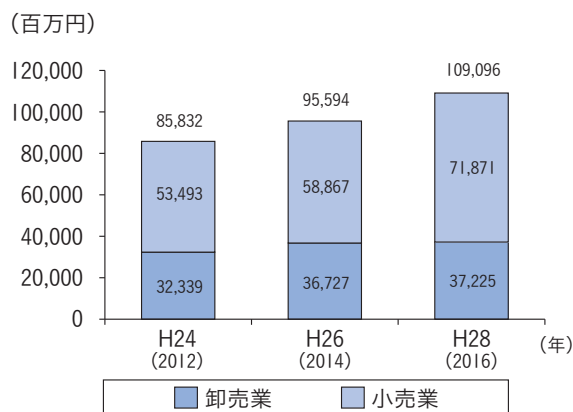
■従業者数の推移



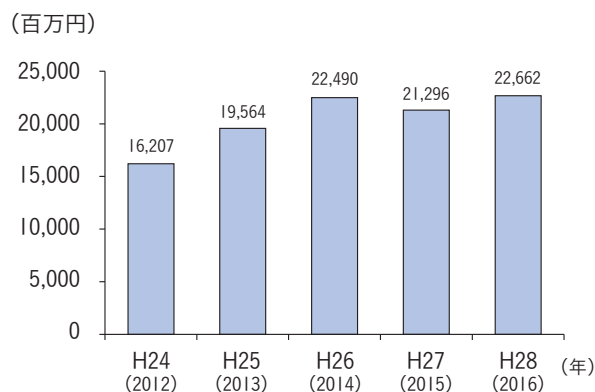
資料：商業統計調査、経済センサス活動調査
工業統計調査

※ 事業承継：現経営者から後継者へ事業を引き継ぐこと。

■年間商品販売額の推移



■製造品出荷額の推移



本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・「E L M (エルム)」を中心とした集客力の高い大型商業施設の集積と利便性の高い高速交通網が整備されている。 ・市の中心部に立佞武多の館や市庁舎、つがる総合病院など人が多く集まる施設が集積している。
	W 弱 み	・中小企業・小規模事業者の高齢化や後継者不足が進んでいる。
社会情勢	O 追い風	・国・県により起業・創業や事業承継に対する補助制度や税制優遇措置等の支援策が講じられている。 ・半島振興法等による税制優遇措置の拡充や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の減税など、国による設備投資の促進策が講じられている。
	T 向かい風	・消費税増税による消費の落ち込みが懸念される。 ・大型商業施設の集積に伴い、商店街の空洞化が進んでいる。 ・人口減少及び少子高齢化の進展が、生産年齢人口と消費者の減少を招いている。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
創業相談ルーム・セミナー利用者のうち創業実現件数【累計】	27件 (H27～H30年度)	30件 (R2～R6年度)	商工労政課
先端設備等導入計画認定数【累計】	5件 (H30年度)	25件 (R2～R6年度)	商工労政課
空き店舗率	22.8% (H30年度)	19.8% (R6年度)	青森県商工政策課
製造品出荷額	22,662百万円 (H28年)	26,552百万円 (R6年)	工業統計調査
年間商品販売額(小売業)	71,871百万円 (H28年)	84,208百万円 (R6年)	商業統計調査・経済センサス活動調査

主な取組内容

Ⅰ-3-1 経営改善の支援

- ・ 中小企業・小規模事業者の経営改善のため、商工会議所、商工会等と連携して、事業計画（経営改善計画）の策定を支援します。
- ・ 起業・創業や生産性向上、働き方改革の推進など中小企業・小規模事業者の前向きな取組に必要な資金の調達を、県・市連携融資制度等により支援します。

Ⅰ-3-2 創業及び事業承継への支援

- ・ （公財）2Iあおもり産業総合支援センターや圏域自治体等と連携して、創業相談ルームにIM（インキュベーション・マネジャー）※を配置し、創業準備期から創業直後期まで創業段階別に情報提供、事業計画の策定支援、経営相談等による支援を行います。
- ・ 商工会議所、商工会等と連携して、中小企業・小規模事業者向けの事業承継に関するセミナーを開催するなどの情報提供を行うほか、青森県事業承継ネットワークの協力により、商工会議所が設置する相談窓口での事業承継診断の受診を促します。また、本市における支援体制を構築し、診断後において顕在化した具体的な課題に対して支援します。

Ⅰ-3-3 産業人材の育成・確保

- ・ 商工会議所と連携して、高校生ら若者が主体的に地域の課題をビジネスの手法で解決していこうとする取組（SBP（ソーシャルビジネスプロジェクト））を支援し、将来の地域を担う人材を育成します。
- ・ 東京一極集中の是正と地域の担い手不足に対応するため、国や県と共同で、東京圏からの移住と地域企業への就業を促進します。

Ⅰ-3-4 地域産業の活性化

- ・ 本市の強みである地元農林水産物を活用した商品を、域外への波及が見込める大型商業施設や観光施設などで広く紹介、販売するなど、直接的な外貨の獲得につながる中小企業・小規模事業者等の取組を支援します。
- ・ 中心市街地における空き店舗、空き地等の有効活用を図り、賑わいの創出につなげます。また、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川の工場用地をはじめ公共・民間の未利用資産の有効活用を促進し、地域産業の活性化を図ります。
- ・ 地元農林水産物を活用する飲食店や買い物弱者支援等、地域の課題に応じた社会的事業の立上げを支援します。

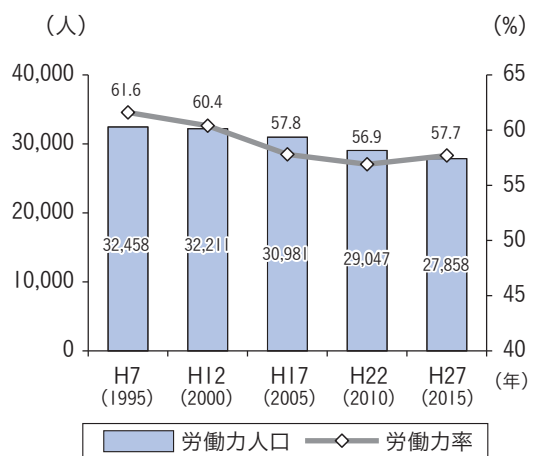
※ IM（インキュベーション・マネジャー）：独立・起業を目指す人や起業して間もない人に対し、具体的な支援を行って事業の達成へ導く専門家のこと。

I-4 新たな産業の創出・企業誘致と雇用対策の推進

施策推進の背景と課題

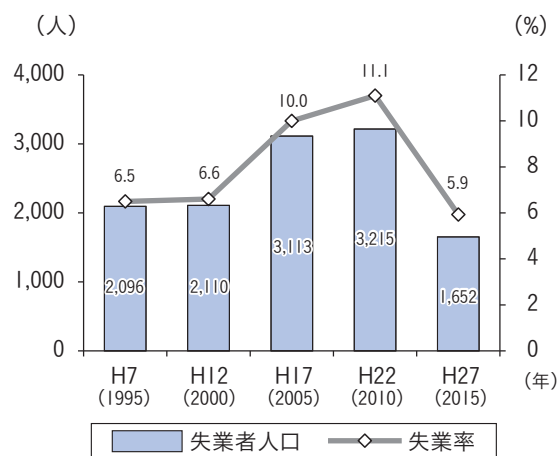
- 全国的な景気の回復を背景に、本市の有効求人倍率や完全失業率は回復基調にあるものの、依然として全国の中でも低い水準にあり、厳しい雇用情勢が続いています。また、若者の定住を促進するためには、雇用・就労の場の確保は不可欠であり、新たな雇用を生む産業の創出や企業誘致は、本市の最重要課題の一つとなっています。
- 本市には、工場等の立地に適した青森テクノポリスハイテク工業団地漆川や産業人材の育成に特化した青森職業能力開発短期大学校があり、それらの受入基盤を十分に生かす企業の誘致が求められています。
- 国の地域経済分析システム（RESAS（リーサス）※）によれば、本市の移出入収支がプラスとなっている産業は、農業、建設業、小売業、水産業、電気機械等で、域外から外貨を獲得していますが、産業全体では、域外への流出が上回っています。また、域外から外貨を獲得する本市の強みである産業でも、地域内の産業間取引が少ないため、地域経済への波及効果を十分に得られていません。

■労働力人口、労働力率の推移



資料：国勢調査

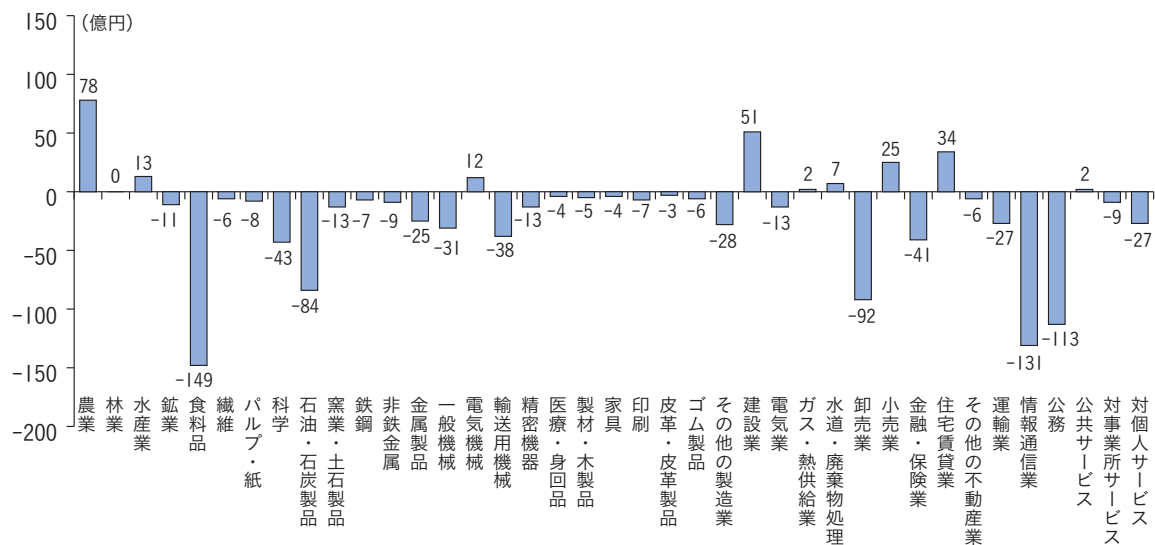
■失業者人口、失業率の推移



資料：国勢調査

※ RESAS（リーサス）：地域経済分析システム。地方自治体の様々な取組を情報面から支援するため、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。

■産業別の移輸出入収支額（2013年）



資料：RESAS

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・誘致企業を受け入れる基盤として、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川がある。 ・企業立地に対する助成金や税制上の優遇策を実施している。 ・市内に青森職業能力開発短期大学校や実業系の高校がある。
	W 弱 み	・企業誘致において、新幹線、高規格道路等交通網が年々整備されてきているものの、原料等輸送コストや冬期間の積雪量が多い特別豪雪地帯であることなど、立地条件が不利である。 ・労働条件の格差等により、労働力が市外へ流出している。
社会情勢	O 追い風	・国及び県において地域経済に好影響をもたらす企業の本社移転について補助制度や税制優遇制度が講じられている。 ・製造業を中心にかつて海外進出した企業の国内回帰が進んでいる。
	T 向かい風	・国内生産拠点の整理統合が進むと撤退する企業が増えてくる。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
新規企業立地件数 (誘致企業の認定件数)【累計】	3件 (H27～H30年度)	3件 (R2～R6年度)	商工労政課
有効求人倍率 (管内)	0.83倍 (H30年度)	1.00倍 (R6年度)	青森労働局
失業率	5.93% (H27年)	4.13% (R7年)	国勢調査
新規高校卒業者の県内就職率 (管内)	37.0% (H30年度)	45.0% (R6年度)	青森労働局

主な取組内容

1-4-1 多様な交流・連携と企業誘致の促進

- ・ 誘致企業を定期的に訪問し、企業のニーズや課題を把握し、支援を行うことで、市と誘致企業間の良好な関係を構築します。
- ・ 誘致企業懇談会をはじめ立佞武多や産業まつり等、地域と誘致企業との多様な交流・連携の場を設け、誘致企業の地域への浸透と定着を図るとともに、地域企業との企業間連携や新たなビジネス展開を促進します。

1-4-2 新しい産業の創出

- ・ 地域経済に好循環を生み出すために、異業種交流会や成功事例セミナー等により産業間の連携を創出・強化するとともに、地域の強みを生かす事業に取り組もうとする地域企業の立上げを国・県・金融機関等とともに支援します。

1-4-3 若者の定着促進

- ・ ハローワーク等関係機関と連携して、地域企業説明会・勉強会を開催し、新規高校卒業予定者の県内就職率を高めていきます。
- ・ 将来の就職先の選択肢として、地域企業が選ばれるよう、本市に立地する元気な企業・事業所を市の広報紙やホームページ等で広く紹介するとともに、企業・事業所の人材確保に向けた取組を支援します。

基本政策 2

地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり

－保健・医療・福祉－

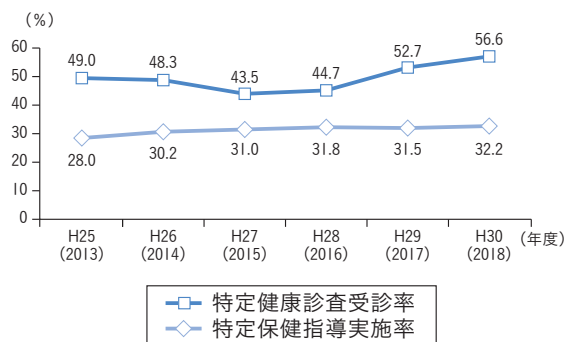
- 2-1 健康づくり・地域医療体制の推進
- 2-2 子ども・子育て支援の充実
- 2-3 地域福祉の推進
- 2-4 高齢者福祉の充実
- 2-5 障害者福祉の充実
- 2-6 生活困窮者福祉の推進
- 2-7 社会保険制度の適正運営

2-1 健康づくり・地域医療体制の推進

施策推進の背景と課題

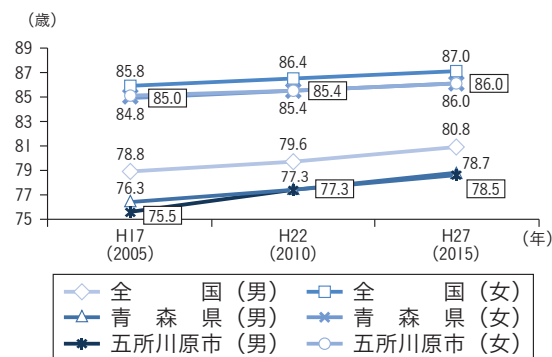
- 県は、一人一人の健康づくりの推進のため、ヘルスリテラシー（健やか力）の向上を目指すとともに、基本計画である「選ばれる青森への挑戦」の戦略プロジェクトの柱の一つに「健康ライフ実現プロジェクト」を掲げています。こうした県の動きに協調し、健康づくりに力を入れていく必要があります。
- 青森県は全国で最も平均寿命※が短い県であり、本市も全国平均を大きく下回っています。その要因として、本市を含む西北地域の男性では40歳代から、女性では50歳代からの比較的若い世代の死亡率が高いことが挙げられており、生活習慣の改善や、がん等といった疾病の早期発見・早期治療を推進していく必要があります。
- 本市の自殺者数は全国的に見て多く、かねてから自殺対策に取り組んできました。その結果、平成22年をピークに自殺者数が減少傾向にありましたが、近年はまた増加傾向に転じています。引き続き、こころの健康づくりや地域で見守る体制づくり等、自殺対策の取組を推進していく必要があります。
- 平成26年4月につがる西北五広域連合※が運営する「つがる総合病院」が開院し、2次医療圏※における中核的医療施設となっています。他の医療機関との連携及び役割分担を進め、西北地域における地域完結型医療※の円滑な実施を図る必要があります。

■特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の推移



資料：第3期特定健康診査等実施計画

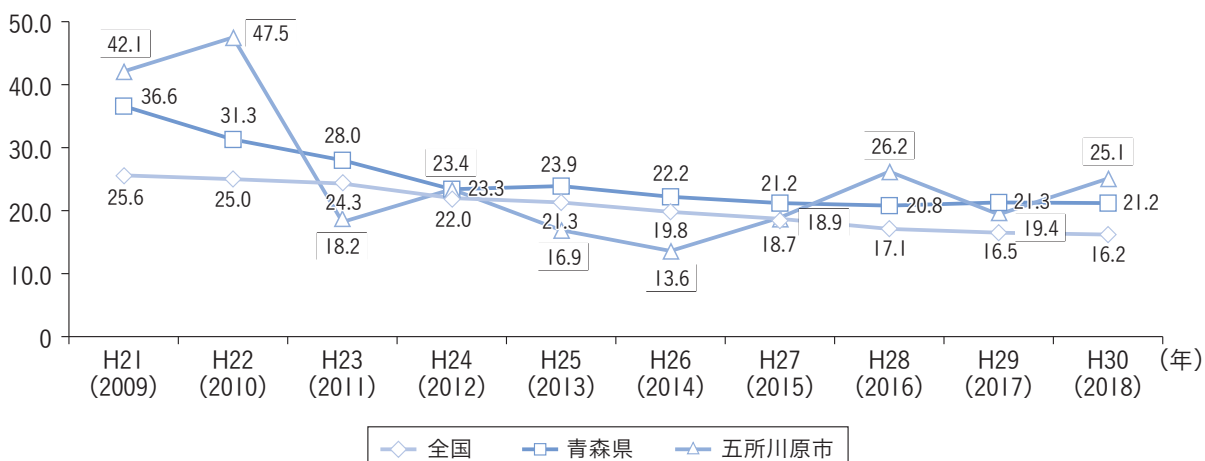
■平均寿命の推移



資料：厚生労働省

- ※ 平均寿命：現在の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が平均してあと何年生きられるのかを示したものを平均余命といい、一般的に0歳児の平均余命を平均寿命と呼んでいる。
- ※ つがる西北五広域連合：五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で組織された広域連合で、介護認定・障害判定審査会の設置・運営、地域自立支援協議会の設置・運営、つがる総合病院の運営等を行っている。
- ※ 2次医療圏：特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定される。なお、最も身近な医療を提供する医療圏を1次医療圏（市町村単位）、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏を3次医療圏（原則都道府県単位）という。
- ※ 地域完結型医療：患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特徴を活かしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供すること。

■人口10万人当たりの自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・当圏域の自治体病院は、広域連合立病院であることから、複数の病院間の医療機能に応じた役割分担と医療スタッフの配置が可能となり、効率的な病院運営を行うことができる。 ・全国的に看護師が不足してきているが、市立高等看護学院から毎年一定数の看護師の確保ができています。 ・保健協力員※協議会、食生活改善推進員※会が、保健業務の協力組織として健康づくりのための活発な活動を行っている。
	W 弱 み	・特定健康診査・がん検診受診率が低い状況となっている。 ・急性期病院※で多くの外来診療（一般的疾患、慢性疾患）を行わざるを得ない状況にあり、高度医療を中心とした医療が展開しづらい状況にある。 ・医師確保対策により「つがる総合病院」の常勤医師数は増加しているが、地域から求められる初期急性期医療※、つがる総合病院の後方支援及び在宅医療の拡充等を十分に行うには、地域全体としての医師数が不足している。 ・食習慣として、短命の大きな要因である塩分の高い食物を好む傾向が強く、野菜摂取量が不足している。
社会情勢	O 追い風	・ウォーキングやサイクリングなどの運動による健康志向が高まっている。 ・疾病予防に対する、国や県の施策が推進されている。
	T 向かい風	・地域別、診療科別での医師の偏在が顕著となっている。 ・看護師不足は首都圏などの都市部で顕著となっており、若い看護師の離職による不足が懸念される。

※ 保健協力員：市長から委嘱され、各種保健サービスの情報提供や地域における健康問題についての情報収集・連絡、健康相談や市民健診等各種事業への協力等を行っている。また、母子保健推進員として、安心して妊娠・出産ができるよう市の母子保健事業への協力等を行っている。

※ 食生活改善推進員：市町村で開催される養成講座を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に入会して会員となったもの。バランスのとれた食生活の定着を目的とした自主的な地域活動及び行政への支援活動を行う。

※ 急性期病院：急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症な状態にある患者に対して、入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院。

※ 急性期医療：急性疾患において発症し始めた段階、症状があらわれ急激に進行する段階における医療。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
特定健康診査受診率	32.2% (H30年度)	60.0% (R 6 年度)	第3期特定健康診査等実施計画
特定保健指導実施率	56.6% (H30年度)	60.0% (R 6 年度)	第3期特定健康診査等実施計画
がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がん検診の平均受診率）	17.4% (H30年度)	50.0% (R 6 年度)	健康増進計画「第2次健康ごしよがわら21」
日頃、健康増進のための取組をしている市民の割合	25.0% (H30年度)	36.5% (R 6 年度)	健康増進計画「第2次健康ごしよがわら21」
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	25.1 (H30年)	15.0以下 (R 6 年)	いのち支える自殺対策計画
入院が必要な患者が居住する圏域内の病院に入院する割合	73.3% (H30年度)	78.0% (R 6 年度)	つがる西北五広域連合

主な取組内容

2-1-1 ヘルスリテラシーの向上と生活習慣改善意識の醸成

- ・医療機関や関係団体等と連携しながら、ライフステージに応じた健康づくり教育や生活習慣の改善に向けた啓発事業を通じて、健康や疾病予防に対する正しい知識の習得と健康意識の向上に努めます。
- ・喫煙やアルコール等による健康への影響についての情報提供及び啓発を行います。
- ・乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける食の大切さへの理解を高め望ましい食習慣の実践を普及するため、栄養士等による啓発、情報提供、各種教室の開催等の取組を推進します。

2-1-2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ・がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。
- ・市民ニーズに応じ、各種健康診査・検診の総合的な受診環境の向上に努めます。
- ・特定健康診査、がん検診等の受診率向上のため、未受診者への個別通知、受診の動機付けとなるキャンペーンを展開し、受診意欲を高めることなど意識啓発の取組を推進します。
- ・各種健康診査結果や健康管理データを活用し、健康上の地域特性や年齢特性等を定期的に分析し、それぞれの特性に応じた保健指導や情報提供を推進します。

2-1-3 地域における健康活動の活性化

- ・健康運動指導士※、保健協力員、食生活改善推進員等と連携し、運動教室や栄養教室等を開催し、健康づくりや食育を推進します。
- ・県をはじめ、保健医療関係者、住民組織及び地域保健組織等と連携を図りながら、市民が健康づくり活動に積極的に参加するよう努めます。

2-1-4 自殺対策の推進

- ・家族や同僚、地域の住民に対し、自殺予防のための知識の普及やゲートキーパー※としてのスキルを身につける学習の機会を増やすとともに、相談窓口を周知し、身近な人が気づき支えてくれる地域社会づくりを進めます。
- ・小中学生に対し、自分には価値があると思える気持ちを高めるための「SOSの出し方教育」を実施します。
- ・市、関係機関、市民が相互に連携・協働する地域のネットワーク体制を構築します。

2-1-5 地域医療体制の強化

- ・つがる総合病院については、高度医療に特化した診療体制を構築するとともに、地域がん診療病院※の指定取得、脳疾患への対応等、地域医療の安全・安心の確保に向けた医療機能の強化を図ります。
- ・外来診療や在宅医療を担う医療機関の充実を図るため、弘前大学や県、地域の医師会等と連携し、診療部門の充実やそれに伴う医師確保に努めます。
- ・市立高等看護学院については、学校のあり方等を見直しながら、学生の集まりやすい環境を整備し、圏域への看護師の定着につなげていきます。

※ 健康運動指導士：保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいう。養成講座を受講し、認定試験に合格したうえで登録することが必要。

※ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

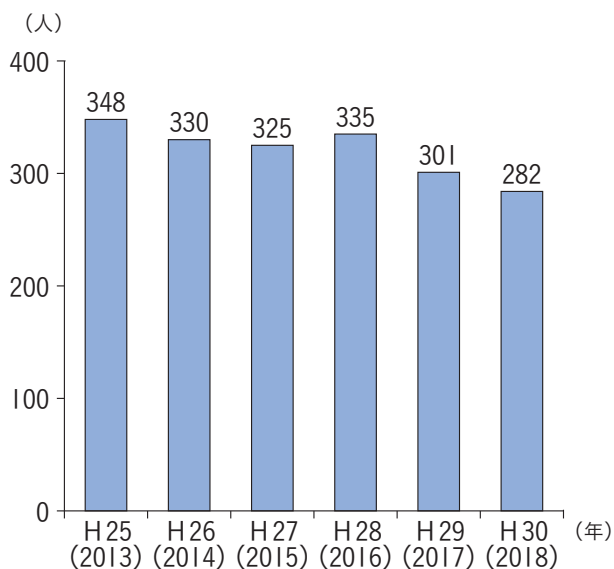
※ 地域がん診療病院：がん診療連携拠点病院（決められた要件を満たした厚生労働大臣指定の病院）が無い地域に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定する病院。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担う。

2-2 子ども・子育て支援の充実

施策推進の背景と課題

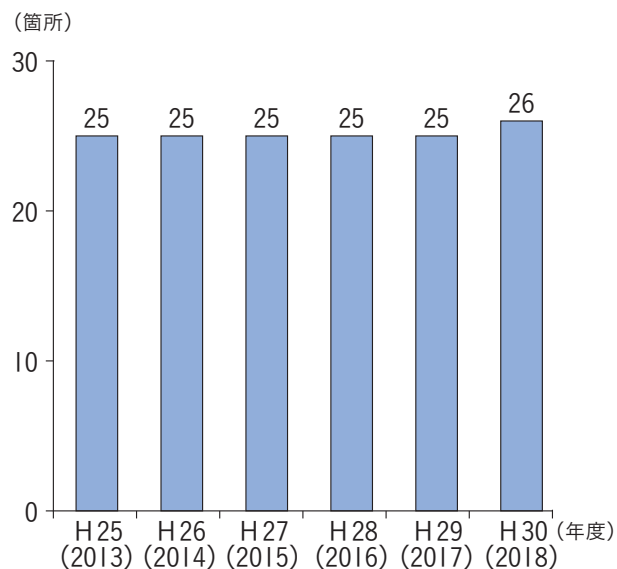
- 全国的に少子高齢化が進行しており、少子化対策は喫緊の課題となっています。少子化の要因として、未婚化・晩婚化・晩産化と併せ、子育てにかかる精神的・経済的負担感の増大が挙げられており、子育て家庭の負担軽減に向けた支援の充実が求められています。
- 地域の特性やニーズが多様化していることから、効果的な子育て支援事業を実施していく必要があります。
- 近年、家庭や地域における子育て機能の低下が指摘されており、育児不安の解消や孤立化の防止に向け、地域全体で子育てを支えていくことが求められています。このため本市においても、子育て支援拠点の設置や子育て世代包括支援センター※の運営など、今後も多様な主体によるきめ細かな子育て支援活動の活性化を図っていく必要があります。

■出生数の推移



資料：青森県人口動態調査

■教育・保育施設数の推移



資料：子育て支援課

※ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために、相談支援等を行うワンストップ拠点のこと。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・機構改革等により、子育て支援に関する窓口を集約化し、妊娠から子育てまで一貫性のある事業の展開が可能になった。
	W 弱 み	・ファミリー・サポート・センターに関し、サポートを提供する会員ごとに対応できる支援内容が異なるため、すべてのニーズに対応できるだけの人員を満たしていない。
社会情勢	O 追い風	・国による「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」の策定により、女性の就業率増加に対応しうる保育環境の整備、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消など、子育て世代及び子どもたちに対する政策が推進されている。
	T 向かい風	・虐待、子どもの貧困等、子どもをめぐる問題が多様化している。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
保育所等巡回支援に対して「効果があった」と回答した施設の割合	91.7% (H30年度)	100% (R6年度)	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター※ 提供会員数【累計】	170人 (H30年度)	180人 (R6年度)	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金支給件数	11件 (H30年度)	13件 (R6年度)	子育て支援課
あおもり働き方改革宣言企業数 【累計】	2社 (H30年度)	6社 (R6年度)	青森県こどもみらい課

主な取組内容

2-2-1 結婚・出産に対する支援の充実

- ・未婚者の結婚に対する意識を把握しながら、結婚を希望する男女が出会う機会を創出する等、県や五所川原圏域定住自立圏※の市町と連携を図りながら結婚への支援の充実を図ります。
- ・誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する相談や支援プランの作成など総合的な支援の充実を図ります。

※ ファミリー・サポート・センター：育児や介護の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のことをいう。サポートの対象は、市内で子どもをもつすべての家庭となっている。

※ 五所川原圏域定住自立圏：一定以上の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い周辺自治体が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域。五所川原圏域定住自立圏は、「中心市」である五所川原市とつがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の6市町によって構成されている。

2-2-2 乳幼児の健やかな発育・発達の支援

- ・子育てに関する各種相談、乳幼児健診の充実を図り、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を提供します。
- ・子育て家庭の不安解消や孤立防止を図るため、赤ちゃん訪問や養育支援などを実施します。

2-2-3 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・子どもの医療費や学校給食費などに対する支援制度を充実させ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

2-2-4 多様なニーズに対応した教育・保育の充実

- ・教育・保育における潜在的なニーズに対応するため、認定こども園[※]をはじめとする教育・保育施設等の整備を支援します。
- ・教育・保育における質の向上に努めるとともに、多様な就労形態に応じた教育・保育サービスの充実を図ります。
- ・障害のある子どもが一人一人の特性に応じた教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設に対する支援を実施します。
- ・急な発熱等、病気にかかった子どもを預かる「病児保育[※]」の実施を支援するなど子育て家庭の負担軽減を図ります。

2-2-5 地域全体による子育て支援の推進

- ・ファミリー・サポート・センターについては、多様なニーズに対応するため、提供会員に対する研修を実施し、資質の向上を図るとともに、提供会員の確保に努めます。
- ・利用者支援事業実施施設、子育て支援拠点施設[※]等を会場として、情報提供や相談活動、親同士の交流促進を図るなど、子育てに関わる相談体制の充実を図ります。
- ・放課後や長期休業中に子どもが安心して過ごすことができるよう、小学校等と連携して子どもの居場所の確保に努めます。

2-2-6 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

- ・発達障害に対する理解を深めながら、保育所や幼稚園等で個々の発達状態に応じたきめ細かな保育や教育的支援を行うことができる体制の強化を図ります。
- ・要保護児童の早期発見や適切な保護ができるよう、保健・医療・福祉及び子どもの安全・保護に関わる機関との連携を強化します。
- ・ひとり親家庭の社会的自立のため、資格取得等に対する支援を実施するなど、生活の安定に向けた包括的な行政サービスを推進します。

※ 認定こども園：幼児期の教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。

※ 病児保育：児童が病氣中または病氣の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労している等の理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業のこと。

※ 子育て支援拠点施設：公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する場。

2-2-7 ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた取組の推進

- ・男性の家事・育児への参画など子育て家庭が多様な働き方を実現できるよう、講演会や講座を開催するとともに、広報紙を通じた啓発活動を実施します。
- ・市内の企業等に対し、育児休業の取得促進や多様な雇用形態の導入等、育児支援に関する取組を働きかけていきます。

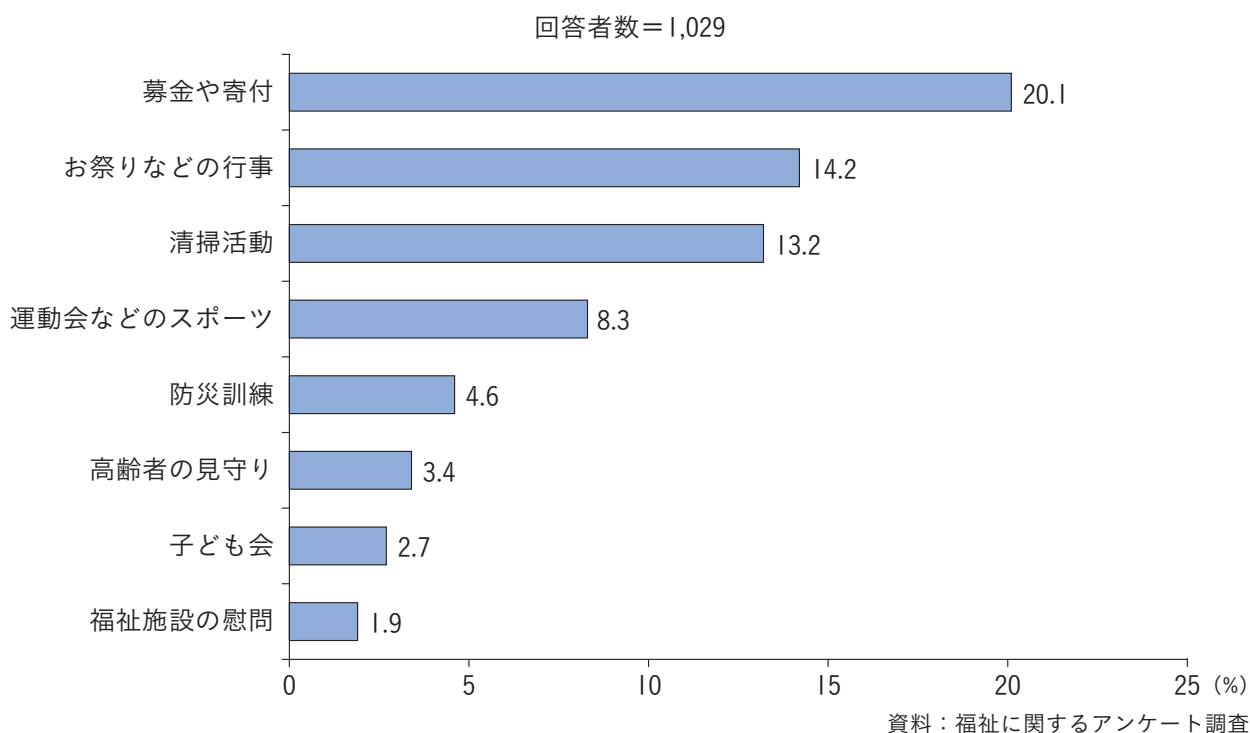
※ ワーク・ライフ・バランス：働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

2-3 地域福祉の推進

施策推進の背景と課題

- 誰もが安心して地域で暮らしていくためには、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、公的サービスの充実と併せ、多様な主体による支え合い活動が不可欠となっています。
- 地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、支援が必要な人たちを地域全体で支える「地域福祉」の推進が求められています。特に、東日本大震災を契機として、ますますその重要性が認識されています。
- 一人一人の状況に応じたきめ細かな支援につなげていくためには、関係機関・団体等が連携し、情報共有によるネットワーク化を図りながら、適切なケアマネジメント※を行うとともに、市民や企業等による公的制度以外のサービスも含め、多様な主体による支え合い活動を推進していく必要があります。
- 地域活動への市民の参加を促進するため、地域活動やボランティア活動に関する情報提供を行い、市民の参画の機会を増やすとともに、参加しやすい地域活動の場づくりを、関係機関・団体と連携して取り組んでいく必要があります。

■地域活動に参加している市民の割合



※ ケアマネジメント：主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・ 地域の高齢者が共に支え合いながら、地域のつながりを大切にしている。 ・ ボランティア活動や助け合い活動に参加したいと思う人の割合が高い。
	W 弱 み	・ 若い世代ほど近隣住民との交流に消極的な傾向がある。
社会情勢	O 追い風	・ 東日本大震災以降、地域における日常的なつながりや支え合いの重要性が再認識されている。
	T 向かい風	・ 高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者を支える側のマンパワーが不足してきている。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
困ったときに気軽に相談できる人がいる市民の割合	66.3% (H30年度)	85.0% (R 5 年度)	福祉に関するアンケート調査
ボランティア活動に過去に1回以上参加したことがある市民の割合	32.8% (H30年度)	50.0% (R 5 年度)	福祉に関するアンケート調査

主な取組内容

2-3-1 地域福祉に対する意識の醸成と地域づくり

- ・ 市の広報紙やホームページ等を活用して、地域福祉に関する啓発を行い、地域全体で支える相互扶助意識の醸成を図ります。
- ・ 関係機関やボランティア・市民活動団体等との連携・協力のもと、学校における福祉教育・ボランティア体験の機会の充実を図ります。
- ・ 関係機関・団体と連携し、地域が主体となって住民同士が交流できる多様な地域活動の場を創出します。

2-3-2 地域福祉課題の把握と共有

- ・ 地域福祉に関する懇談会やワークショップの開催等、自らの地域における福祉課題やニーズを発見するためのきっかけづくりを支援します。
- ・ 民生委員・児童委員等、地域福祉を担う人材や団体、関係機関等と連携を図りながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握と共有に努めます。
- ・ 地域全体あるいは個々の生活課題等について、個人情報取り扱いに留意しながら、関係機関・団体等で情報共有するためのネットワークづくりを推進します。
- ・ 福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスの提供を行うほか、地域における支援団体等の活動やネットワーク化による団体間の連携を推進します。
- ・ 災害時の避難に備え、高齢者や体の不自由な人など支援が必要な人の情報を把握・整理するとともに、支援を必要とする人に対応した支援計画の策定と福祉避難所の確保・充実に努めます。

2-3-3 相談体制の強化と福祉サービスの担い手の確保

- ・多様化している生活課題や福祉課題に対応するため、庁内関係部署や専門機関と緊密に連携し、相談窓口の専門性を高めます。
- ・市内の福祉施設に従事する専門職の確保を個別の事業計画に則って進めるとともに、社会福祉協議会や関係団体と連携して専門的な福祉知識を持った地域人材の育成に努めます。

2-3-4 ボランティア・NPO活動等の活性化

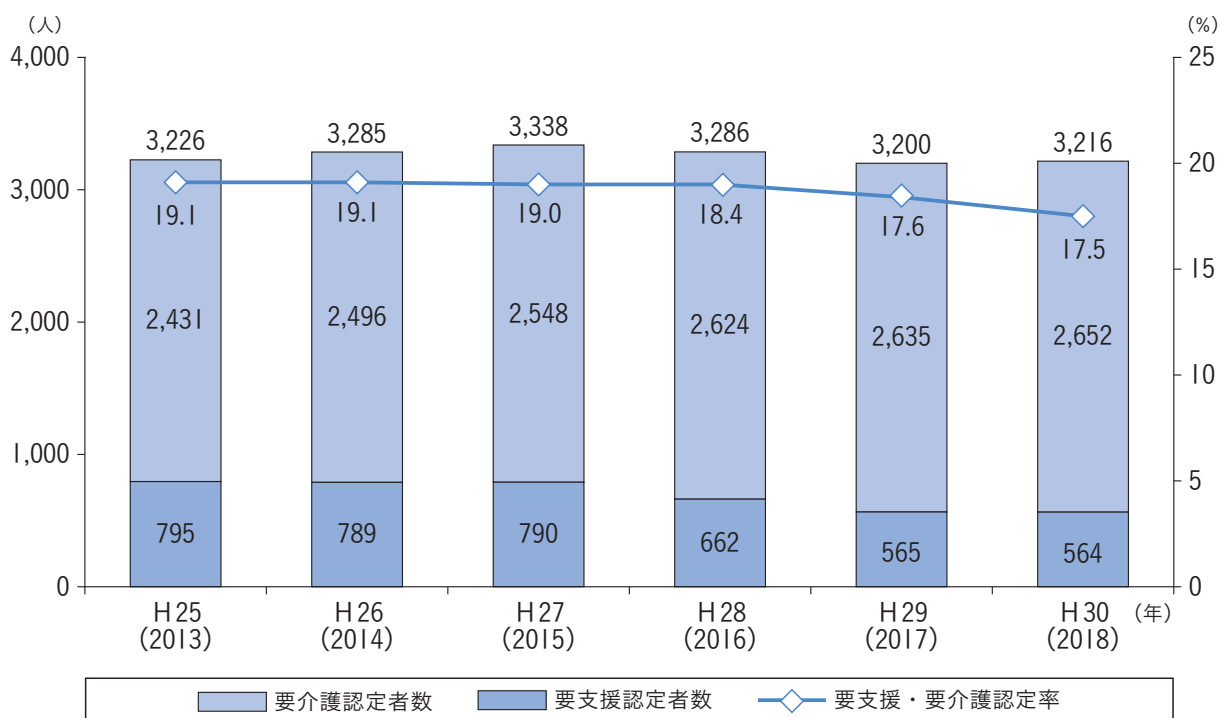
- ・地域福祉の担い手となる団体等に対し、活動の場の創出等、活動促進に向けた支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。
- ・誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供や参加機会の充実に努めます。
- ・多様な主体による支え合い活動を促進し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、関係機関・団体等と情報のネットワーク化を図ります。

2-4 高齢者福祉の充実

施策推進の背景と課題

- 核家族化の進展や高齢者単独世帯、高齢者のみ世帯の増加により、家族による「介護力」が低下している中で、要介護者は年々増加しています。認知症高齢者をはじめ、一人一人の状態に合わせたきめ細かな支援を総合的に提供できる体制の強化が求められるとともに、要介護状態にならないための介護予防の取組を推進していく必要があります。
- 超高齢社会を迎え、認知症対策や在宅医療の推進、福祉施設の確保等のもとより、地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現が求められています。
- 本市は高齢者単独世帯の割合が県内で最も高く、また、認知症高齢者も推計値を上回るペースで増加していることから、ひとり暮らしや認知症になっても地域で安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進していく必要があります。
- 人口構造の変化に柔軟に対応していくためには、高齢者一人一人の健康寿命の延伸を図り、地域経済社会の担い手として活躍していただくことが大切です。高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を十分に活用するための取組を推進していく必要があります。

■要支援・要介護認定者数、認定率の推移



資料：介護福祉課

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・高齢者の介護予防への意識が高まっている。 ・定期的に地域ケア会議※等を開催し、介護事業者等や関係機関との情報共有が図られ、連携が強化されている。 ・地域で高齢者を支えていこうとする意識が高く、認知症サポーター※養成講座の受講者数が増加している。 ・老人クラブは、高齢者の社会参加を促進する地域のコミュニティとして定着している。
	W 弱 み	・急速な高齢化の進行に見守り体制等のサービス提供が追いつかない。 ・市内の福祉施設への入居を希望する待機者が増加している。
社会情勢	O 追い風	・高齢者の社会参加ニーズが高まっている。 ・国において、介護施策の充実が図られつつある。 ・認知症への社会的な理解が深まっている。
	T 向かい風	・高齢化の進行により、全国的に医療費や介護保険給付費が増加している。 ・介護ニーズが多様化し、増加している。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
閉じこもりリスク高齢者の割合	25.1% （H30年度）	25.1% （R6年度）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
認知症リスク高齢者の割合	50.4% （H30年度）	50.4% （R6年度）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
認知症サポーター数【累計】	4,583人 （H30年度）	9,583人 （R6年度）	第7期介護保険事業計画

主な取組内容

2-4-1 介護予防・生きがいづくりの推進

- ・介護予防や閉じこもりの防止に向けて、社会・文化活動の場となる各種教室の開催や老人クラブ活動の充実により、高齢者の「通いの場」を設けます。
- ・理学療法士や栄養士、保健師等の専門職と連携し、個別ケア会議や研修会などを行いながら、介護予防を担う地域リーダー等の人材育成を図ります。
- ・高齢者の長年培われてきた技術や知識、生涯学習等で得た内容等を地域活動に生かす取組を支援します。

※ 地域ケア会議：地域包括支援センター等が主催し、他職種の協働による個別ケース（困難事例等）支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行なうもの。

※ 認知症サポーター：地域や職場、学校等で開かれる「認知症サポーター養成講座」に参加することで認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

2-4-2 地域包括ケアシステムの強化

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的かつ総合的に提供する地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの体制を強化します。
- ・急性期医療から円滑に在宅への復帰を可能とする在宅医療と介護連携の充実を図ります。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会、介護事業所等と連携しながら在宅医療に関わる介護職リーダーの人材育成に取り組みます。
- ・地域ケア会議をはじめ、関係機関等とのネットワークの充実を図り、地域課題の把握・共有・解決への取組を強化し地域力向上を図ります。

2-4-3 認知症対策の推進

- ・家族や地域の認知症に対する理解を深めるための啓発活動や情報発信に努めます。
- ・認知症サポーター養成講座への参加促進を図るとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、講師役を担う「認知症キャラバンメイト[※]」の確保・充実に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、認知症の人の見守り体制の強化に努めます。
- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることを目指し、認知症の進行や状態に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービスを冊子にまとめた「認知症ケアパス」の普及啓発を推進します。
- ・成年後見制度により、認知症等の理由で、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人の生命、財産等を保護・支援します。

2-4-4 高齢者の自立支援施策の充実

- ・高齢者の自立支援を目的としたケアマネジメントの実施に向け、介護支援専門員[※]の資質を高めるための取組や相談・指導、困難事例に対する助言等を行います。
- ・介護ニーズの増加や多様化に対応したサービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業所サービスの質の格差を是正するための指導、助言を行います。
- ・ホームヘルパーやケアマネージャー、保健師、社会福祉士[※]など介護に関する専門的人材の育成及び資質の向上に努めます。
- ・高齢者を介護している家族に対し、相談活動を通じて正しい介護技術の普及と身体的・精神的負担の軽減を図ります。

※ キャラバンメイト：認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成する講座の講師役。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。

※ 介護支援専門員：介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。ケアマネージャー。

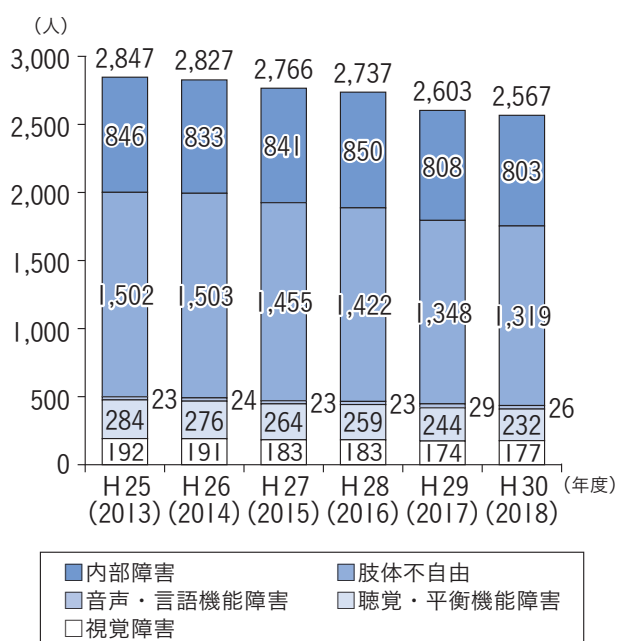
※ 社会福祉士：社会福祉業務に携わる国家資格で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導を行ったり、必要な福祉サービスや保健医療サービスにつなげたりする。

2-5 障害者福祉の充実

施策推進の背景と課題

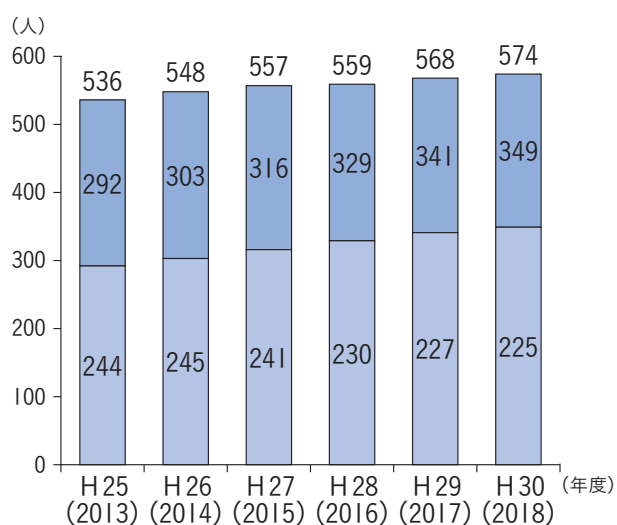
- 平成17年に「障害者自立支援法」が制定され、障害福祉サービスの体系が組み替えられるとともに、サービス利用にかかる費用の1割が自己負担とされました。平成25年からは「障害者総合支援法」に改称され、障害者の範囲の見直しや給付対象範囲の拡大、「障害支援区分[※]」の導入等が行われています。
- 愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が年々増加しており、サービス提供体制の強化を図る必要があります。
- 平成28年から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害があることを理由とする差別の解消を図ることとなっています。障害があっても地域で安心して暮らしていくためには、きめ細かな支援と併せ、地域における障害に対する理解を広めていく必要があります。
- 就労継続支援事業所が増えてきており、障害のある人の就労環境は改善に向かっています。また、平成30年4月から一定規模以上の事業者が遵守する障害者雇用率が引き上げられ、障害のある人の雇用・就労の機会確保が図られていることから、市においてもそれらの取組を支援するための対策を強化していく必要があります。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：青森県障害者相談センター

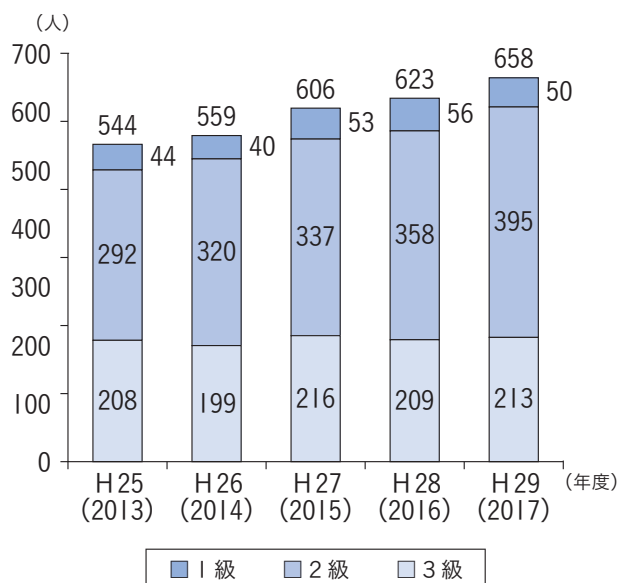
■愛護手帳（療育手帳）所持者数の推移



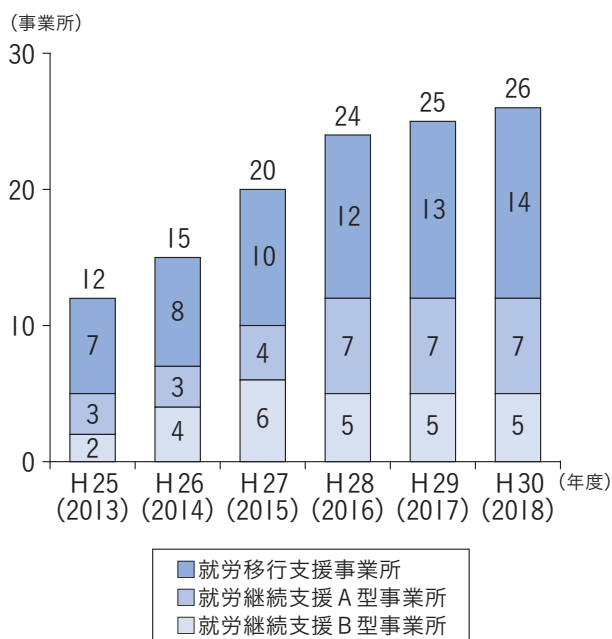
資料：青森県障害者相談センター

※ 障害支援区分：障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：西北地域県民局

■就労移行支援事業所数、
就労継続支援事業所数の推移

資料：青森県障害福祉課

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・ 障害福祉サービスの支援体制が構築されているとともに、市内事業所数が確保されている。
	W 弱 み	・ 障害のある人の高齢化に伴い障害の程度が重度化する傾向にある。 ・ 障害のある人の家族の高齢化、また家族等が県外に居住しているなどの理由により、支援可能な協力者が身近にいないケースが増える傾向にある。
社会情勢	O 追い風	・ 障害者優先調達推進法（平成25年）や障害者差別解消法（平成28年）が施行され、障害のある人の自立促進や権利擁護に関する環境が国の施策により強化されている。
	T 向かい風	・ 障害のある人への虐待が増加傾向にある。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
施設入所者の地域生活への移行人数【累計】	2人 (H30年度)	20人 (R2～R6年度)	第5期 障害福祉計画
福祉施設から一般就労への移行人数【累計】	2人 (H28年度)	5人 (R2～R6年度)	第5期 障害福祉計画
就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）の利用者数	292人 (H30年度)	352人 (R6年度)	第5期 障害福祉計画

主な取組内容

2-5-1 相談支援体制の強化と権利擁護の推進

- ・ 障害の種別や各種ニーズに対応できるよう、関係機関等と連携しながら、総合的・専門的な相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 障害福祉施策に関する情報について、障害特性に応じた情報伝達方法により、必要な情報を必要な人にいち早く提供できる体制の強化に努めます。
- ・ 成年後見制度により、知的障害、精神障害等の理由で、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人の生命、財産等を保護・支援します。
- ・ 障害者虐待の防止、虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との情報共有や支援体制の強化を図ります。

2-5-2 きめ細かな障害福祉サービスの充実

- ・ 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことを支援するため、障害福祉ニーズを把握しながら、サービス提供事業所の確保と充実を図るとともに、経済的支援や在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。
- ・ 一人一人の障害や生活状況等を踏まえ、必要なサービスを受けることができるよう、適切なケアマネジメントを実施します。
- ・ 関係機関と連携しながら、福祉サービスを担う質の高い人材の安定的な確保・定着を図ります。

2-5-3 就労・雇用の促進

- ・ 関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、障害のある人の雇用機会の拡大を図るとともに、就業後の定着に向けた支援を行います。
- ・ 一般雇用が困難な障害のある人の就労の場を確保するため、障害福祉サービスによる就労支援の充実に努めます。
- ・ 障害のある人を雇用する事業所に対して、物品の購入や業務委託など官公需にかかる発注の増大を図るなど、障害のある人の就労機会の創出に努めます。

2-5-4 社会参加の促進

- ・ 社会福祉協議会と連携しながら、障害のある人がレクリエーション、各種文化活動等に気軽に参加できるための支援の充実に努めます。
- ・ 障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援及び意思疎通支援（手話通訳や要約筆記等）といった各種支援の充実に努めます。

2-5-5 障害に対する理解促進

- ・ ノーマライゼーション[※]の理念や障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動の充実に努めます。
- ・ 障害のある人との交流機会の充実に努め、心のバリアフリー化を推進します。

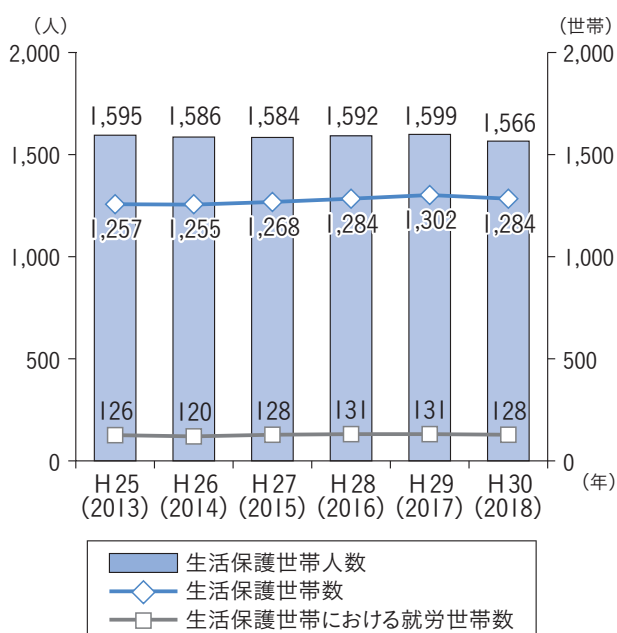
※ ノーマライゼーション：障害の有無等にかかわらず、誰もが共に普通に生活できる社会が本来の姿（ノーマルなこと）であるという考え方。

2-6 生活困窮者福祉の推進

施策推進の背景と課題

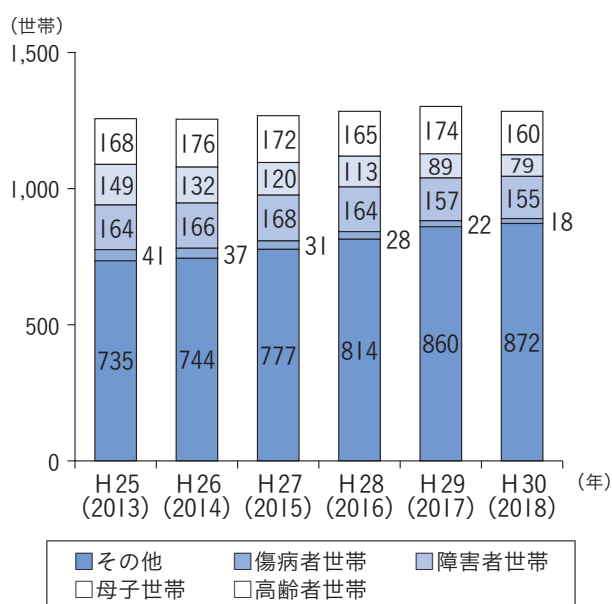
- 経済状況が改善の兆しを見せているものの、依然として地域経済は厳しい状況が続いています。こういった状況を踏まえ、平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、本市においても生活困窮者自立支援窓口を設置しました。経済問題、家庭の問題、健康の問題といった複合的な問題を抱える生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談に応じる、相談・就労支援員※が個別的・継続的に支援していく必要があります。
- 本市においても、生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、生活保護制度の適正な運用が求められます。一方で、所得隠し等による不正受給が社会問題化しており、状況を把握しながら適切な支援を行う必要があります。

■生活保護世帯数及び人数、生活保護世帯における就労世帯数の推移



資料：青森県生活保護速報（年報）

■生活保護世帯の内訳の推移



資料：青森県生活保護速報（年報）

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・就労支援員が配置され、適切な就労支援が行われている。
	W 弱 み	・生活困窮者の受け皿となる業種が少ない。
社会情勢	O 追 い 風	・国の制度や県の就労支援、住宅支援給付事業が確立されている。
	T 向 かい 風	・不正に受給する生活保護受給者が社会問題となっている。

※ 就労支援員：生活保護者等に対し、就労に関する相談支援を行う人。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
生活保護世帯における就労世帯数	128世帯 （H30年度）	138世帯 （R6年度）	青森県生活保護速報（年報）

主な取組内容

2-6-1 相談体制の強化

- ・生活困窮者からの相談に対し、専門的人材による適切な助言・指導を行う体制の強化を図るとともに、各種支援制度の情報提供に努めます。
- ・生活困窮者に関する情報の一元化と関係機関等との連携強化に努めます。

2-6-2 生活保護制度の適正な運用

- ・関係機関との連携のもと、生活困窮世帯の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。

2-6-3 就労支援の推進

- ・各種制度に関する情報提供や就労支援員による就業支援等、経済的自立に向けた就労支援を推進します。
- ・関係機関等と連携し、セーフティネット[※]として地域における生活困窮者に対する自立・就労支援体制の強化を図ります。

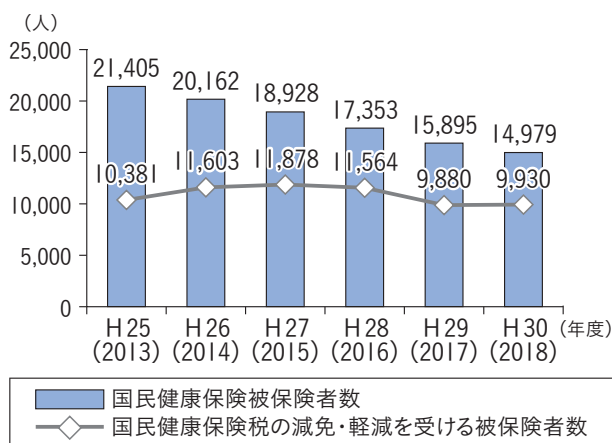
※ セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。

2-7 社会保険制度の適正運営

施策推進の背景と課題

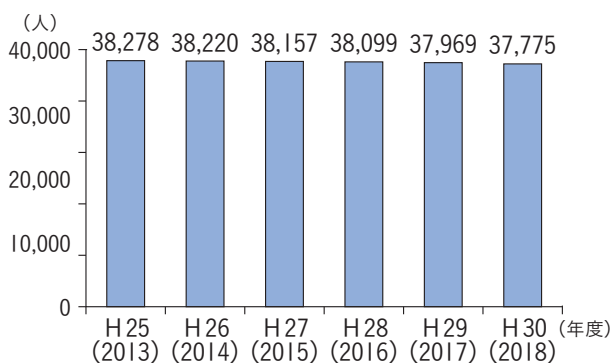
- 誰もが安心して医療や介護が受けられるよう、また、老後に安心して生活できるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、国民年金等の社会保険制度が構築されていますが、少子高齢化等に起因する人口構造の変化により給付と負担のバランスが大きく変化しています。こうした社会保険制度は、被保険者の高齢化、医療費の増加、低所得者層の増加等による財政基盤の脆弱化といった問題を抱えており、事業運営が厳しい状況にあることから、健全財政を基本とする安定した制度を確立する必要があります。
- 医療費及び介護給付費の適正化等により、持続可能で安定的な制度運営を図るとともに、社会保険の意義や役割に対する理解や信頼の構築を図り、収納率の向上に努めていく必要があります。

■国民健康保険被保険者数の推移



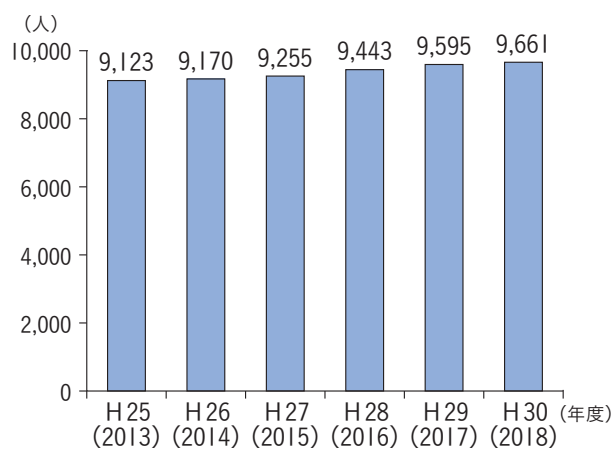
資料：国保年金課

■介護保険被保険者数の推移



資料：介護福祉課

■後期高齢者医療被保険者数の推移



資料：青森県後期高齢者医療広域連合※

※ 青森県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度を運営するために青森県内の全市町村により設置された特別地方公共団体。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・定期的な納付相談を行い、国民健康保険税収納率が向上している。 ・LINE Pay、Pay Payによる電子納付、コンビニ納付など多様な納付手段により、納税者サービスの向上が図られている。 ・保険料の口座振替が増加している。 ・定期的に運営推進会議、地域ケア会議などを開催し、介護給付の適正化を図っている。
	W 弱 み	・国民健康保険は、制度構造上、財政基盤が脆弱である。
社会情勢	O 追い風	・国の社会保険制度が確立されており、安定的な制度運営がなされている。 ・滞納整理を専門的に行う青森県市町村税滞納整理機構により全県的に徴収強化が図られている。
	T 向かい風	・高齢化の進行により、後期高齢者や年金受給者が増加傾向にある。 ・高齢化などを背景に、全国的に医療費が増加傾向にある。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
国民健康保険税収納率（現年度分）	91.51% （H30年度）	92.45% （R6年度）	厚生労働省
後発医薬品の利用率（国保）	74.4% （H30年度）	80.0% （R6年度）	国保年金課

主な取組内容

2-7-1 国民健康保険の安定運営

- ・重症化予防の取組や受診の動機付けとなるキャンペーン等を実施し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図るとともに、後発医薬品[※]の普及促進により医療費適正化に努めることで、安定的な制度運営を図ります。
- ・青森県市町村税滞納整理機構等の関係機関と連携し、更なる保険税収納率の向上に努めます。

2-7-2 介護保険制度の安定運営

- ・ケアプランの点検や事業所の実施指導、介護給付費通知等を行うとともに、介護予防事業の重点実施により介護給付費の適正化を図ります。
- ・在宅医療と介護サービスの連携及び認知症対策を一体的に推進し、効率的かつ効果的な介護サービスの提供に努めます。

2-7-3 後期高齢者医療の安定運営

- ・青森県後期高齢者医療広域連合等の関係機関と連携するとともに、広報活動や納付相談等を通して、保険料等収納率の向上に努めます。

※ 後発医薬品：新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造発売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。ジェネリック医薬品ともいう。

基本政策 3

個性を伸ばし育む人財・文化づくり

－教育・文化－

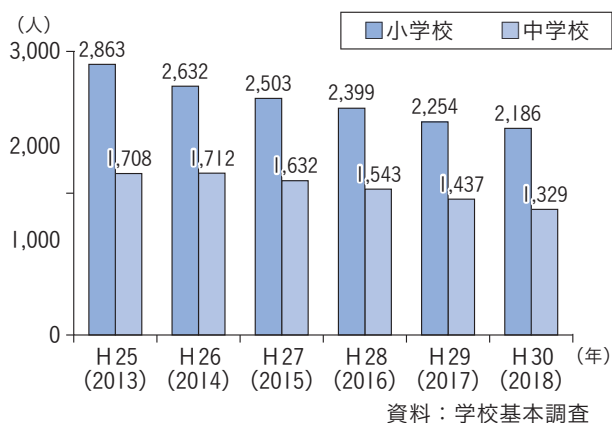
- 3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実
- 3-2 学校・家庭・地域の連携推進
- 3-3 生涯学習・スポーツの推進
- 3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実

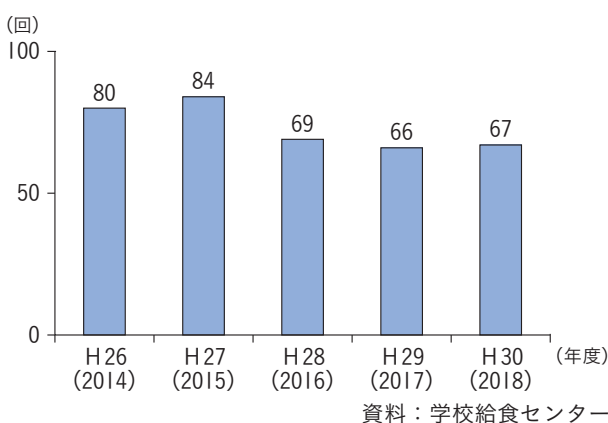
施策推進の背景と課題

- 文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、夢と志を持ち可能性に挑戦する力の育成、社会の持続的な発展をけん引する多様な力の育成、生涯学び活躍できる環境整備、学びのセーフティネットの構築、教育施策推進のための基盤整備の5つを基本的な方針として示しました。併せて、令和2年度からは小学校において、令和3年度からは中学校において新学習指導要領が完全実施されることから、これらを踏まえた教育施策の展開が必要となります。
- 平成17年に施行された「食育基本法」では、特に子どもに対する食育を重視し、さらに同法に基づき決定された国の「食育推進基本計画（現在、第3次食育推進基本計画）」では、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進することを重要視しており、引き続き食育の推進に取り組む必要があります。
- いじめに関しては、平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づく国の「いじめ防止基本方針」が平成29年に改訂され、学校での対策強化、関係機関との連携、インターネットを利用したいじめ防止などが追加されたことから、いじめの根絶に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 本市では基本政策の実現に向け、教育基本目標を『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』としながら、学校教育においては、生きる力を育むとともに、子どもたち一人一人の個性・能力を伸ばし、国際化・情報化時代に対応した人材育成を図ってきたところです。
- 各学校では子どもたちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開していますが、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題がみられます。併せて、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもや、規範意識が低く問題行動を繰り返す子ども、人間関係づくりが苦手な子ども等への対応も各学校の課題となっており、学校教育におけるこれらの課題の解決に向けて、より一層取り組む必要があります。
- 1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全・安心な場となるよう、学校施設の計画的な修繕・維持管理を図るとともに、社会情勢に対応した教育環境の基盤整備に取り組むほか、いじめ対策や教育相談、問題行動の未然防止、不登校対策等の課題について、家庭・地域社会や関係機関との連携による取組が求められています。

■児童生徒数の推移



■小中学校における食に関する指導回数の推移



本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・「主体的・対話的で深い学び[※]」に関わる授業改善のための指導・助言を行う学校訪問事業が充実している。 ・教員の指導力向上やいじめ問題、特別支援教育など教育現場の実情に即した研修会をきめ細かく実施している。 ・児童生徒、保護者や教師の相談にも応じるスクールカウンセラー[※]の派遣により、相談の機会が充実している。 ・適応指導教室の設置により、不登校の児童生徒の学校復帰へ向けた適切な支援を行える。 ・文部科学省の教育政策に即した I C T 機器整備が進みつつあり、情報教育[※]環境の改善が進んでいる。 ・各学校では情報セキュリティに対する危機管理意識が高まっている。
	W 弱 み	・児童教育用のパソコンが少ない。 ・特別な教育的支援を要する児童生徒が増えており、対応できる人材が不足している。 ・築20年以上の学校施設が多く、大規模改修の時期を迎えている。
社会情勢	O 追い風	・学習指導要領が改訂され、新しい視点での授業改善、カリキュラム・マネジメント[※]の充実、家庭や地域社会との連携が重視された。 ・道徳科、プログラミング教育、小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語の授業が実施される。 ・防災・防犯を含めた学校の安全・安心に対する意識が高まっている。 ・学校施設の環境整備に向けた国庫補助制度がある。 ・多動傾向[※]等の発達障害について社会的な理解が進んでいる。 ・情報教育の必要性が高まっている。 ・学習指導要領（平成20年告示）では、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育の推進に関する指導を明記し、さらに新学習指導要領（平成29年告示）では、食育の推進に関する記述をより具体的表記としている。 ・教職員の働き方について、負担軽減に向けた取組が進められている。
	T 向かい風	・臨床心理士等専門性の高いカウンセラーの確保が容易ではない。 ・SNSをはじめとするインターネット利用により、基本的生活習慣の乱れや人間関係のトラブルなど様々な問題が起きている。 ・いじめや不登校が深刻化している。

※ 主体的・対話的で深い学び：児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見だし解決策を考えたりすることなど、過程を重視した学習のこと。

※ スクールカウンセラー：学校で児童生徒の生活上の問題（いじめや不登校）や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの高度な専門的知識・経験を有する専門家のこと。

※ 情報教育：コンピューター等を活用した学習活動や、発達段階に応じたプログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）等に関する学習を通して、情報活用能力を育成する教育のこと。

※ カリキュラム・マネジメント：子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※ 多動傾向：場面や状況に応じて集中することが難しく、絶えず動き回っている状態が見られること。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
自己に対する肯定的な評価が高い児童生徒の割合	小学校 43% 中学校 31% (H30年度)	小学校 50% 中学校 40% (R6年度)	学校教育課
「学校に行くのが楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校 85% 中学校 83% (H30年度)	小学校 90% 中学校 90% (R6年度)	学校教育課
小中学校の無線LAN整備校数	2校 (H30年度)	17校 (R6年度)	教育総務課

主な取組内容

3-1-1 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成

- ・学習指導要領に基づく着実な学習を推進するとともに、学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、実態に応じた取組を実施します。
- ・学校保健活動や体育的活動、読書活動等様々な体験活動に加え、道徳教育を通して、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。
- ・自ら考え、判断し、表現する力の育成等、「確かな学力」定着に向けた取組を推進します。
- ・魅力ある食育推進活動を促進するため、子どもへの食育指導や学校給食の充実を図ることにより、食育を通じた健康状態の改善を推進します。
- ・よりよい人間関係をつくる特別活動や子ども同士が良さを認められる体験活動の充実を図ることにより、自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、学習内容を理解し、達成感を実感できる授業づくりの取組を推進します。

3-1-2 きめ細かな教育相談・指導体制の強化

- ・児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や指導方法の充実を図るため、スクールカウンセラーや適応指導員[※]等の専門的な人材の確保に努めます。
- ・不登校児童生徒の学校復帰に向け、学校、家庭、関係機関が連携し教育相談や体験活動、学習支援の充実に努めます。
- ・いじめをはじめとする問題行動の未然防止に向けて、教育委員会が随時学校を訪問し、組織的な生徒指導の体制づくりや、課題解決に対する指導・助言を行います。

3-1-3 教育環境の整備と安全・安心の確保

- ・少子化に対応しつつ、児童生徒にとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理を推進します。
- ・児童生徒のインターネット等を活用した情報活用能力[※]を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るとともに、教職員による効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育の環境整備を推進します。

※ 適応指導員：不登校の児童及び生徒の学校復帰へ向けた適切な支援及び教育相談を行う人。

※ 情報活用能力：学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力のこと。

- ・施設の老朽化及び少子化にともなう自校方式（市浦小・中学校）給食のあり方の検討及び学校給食センターの適正な維持管理を行います。
- ・義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に努めます。
- ・教職員に対し、個人情報の保護等についての理解促進と管理徹底を図ります。
- ・児童生徒の安全・安心を守るため、防災・防犯や感染症の拡大防止、アレルギー対策等、危機管理体制の強化を図ります。

3-1-4 特別支援教育の充実

- ・障害のある子どもの適切な就学や教育支援のため、教育支援委員会※の適切な運営に計画的に取り組むとともに、就学相談の機会充実に努めます。
- ・教職員の障害に対する理解や専門性の向上を図るため、専門的知識を有した外部講師による研修を推進します。
- ・学習や生活に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学習支援の充実に図るため、学校教育支援員※の配置人数の改善に努めます。

3-1-5 時代の要請に対応した教育の推進

- ・世界で活躍できる人材の育成を図るため、外国語教育や国際理解に向けた教育の充実に図ります。
- ・ICT等の活用能力の向上を図るとともに、ICT機器を安全・安心して利用するための情報モラル※教育を推進します。
- ・勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や人材等と連携した職業に係る体験学習や講話を行うなどキャリア教育※を推進します。
- ・外国語教育や情報教育における教職員の指導力の向上を図ります。
- ・次代の五所川原市の担い手として活躍できる人材・リーダーの育成に向け、児童生徒が創意工夫を生かして自主的・実践的に取り組む特別活動を推進します。

3-1-6 いじめ防止対策の推進

- ・「特別の教科 道徳」の授業の充実に図り、相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。
- ・いじめを根絶するため、青少年健全育成フォーラムの開催によるいじめ防止の意識啓発を図ります。
- ・五所川原市いじめ防止基本方針に基づき、保護者や教職員等が早期にいじめに気付き、適切な対応・処置を講ずることのできる体制づくり、さらには、児童生徒が主体となったいじめ防止活動を強力に推進します。

※ 教育支援委員会：障害を有する児童生徒が学校教育を受けるに当たり、どのような機関で教育を受けることが適切かについて調査・審議し、総合的診断を行うとともに、適切な教育支援を行うための指導資料作成に当たる五所川原市附属機関のこと。

※ 学校教育支援員：学校教育の充実・学力向上等を図るため、学習や生活に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して学習支援を行う人。

※ 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

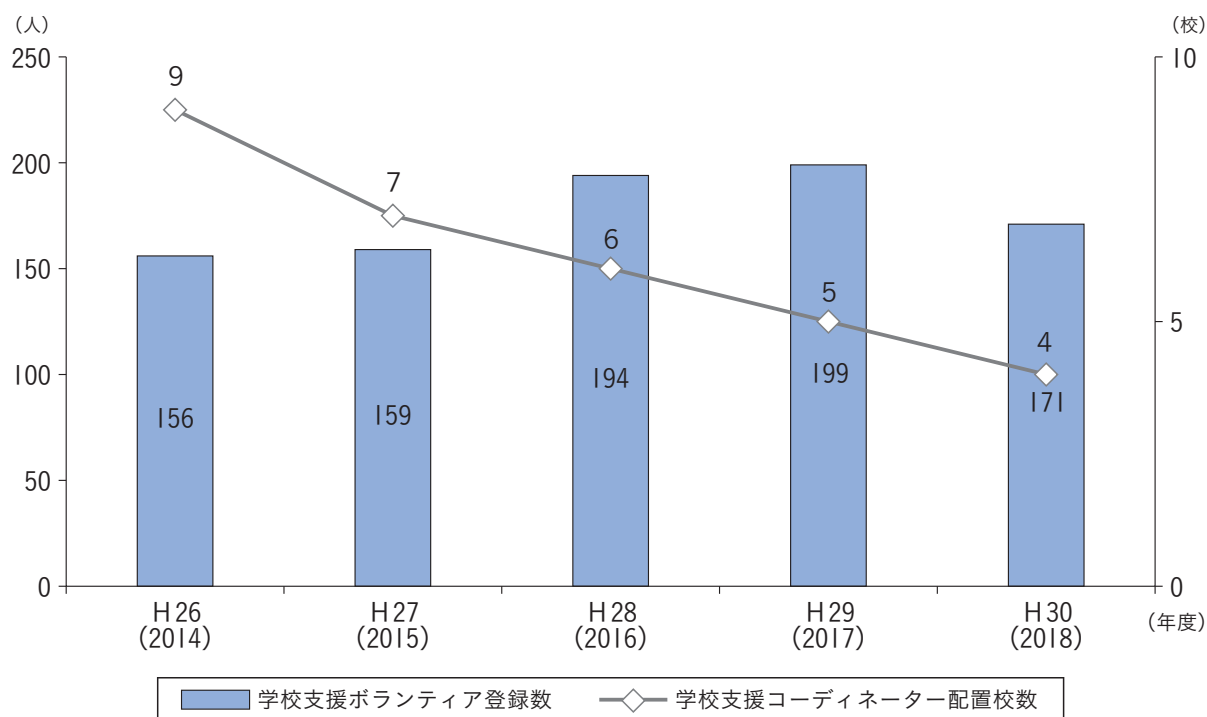
※ キャリア教育：将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育のこと。

3-2 学校・家庭・地域の連携推進

施策推進の背景と課題

- 家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校への期待や教職員の負担感が増加しており、学校運営を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。本市では、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部事業」を実施しています。
- 子どもが豊かな感性を育んでいくため、地域・家庭と連携協働し、自然の中での体験活動や文化芸術に触れる機会を確保していく必要があります。
- 郷土に対する誇りや愛着の醸成に向けて、地域活動団体や地元企業などとの連携を図り、地域の産業や歴史・文化、自然等について学習・体験する機会の充実を図っていく必要があります。

■学校支援ボランティア※登録数、学校支援コーディネーター※配置校数の推移



資料：社会教育課

※ 学校支援ボランティア：地域の教育力を学校の教育活動に生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートするもの。

※ 学校支援コーディネーター：学校の要望に応じて、学校とボランティア間の調整、地域のボランティア参加の呼びかけ、ボランティア活動の企画等を行う人。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・地域の人材を生かした歴史・芸術・文化等に関する教育の機会を設けている。また、それらに関する施設も多く存在する。 ・学校支援コーディネーター配置校においては、学校支援ボランティアの活動が活発である。
	W 弱 み	・行政のみでは解決困難な学校課題へ対応していくためのP T A等の協働体制が人材不足により十分に機能していない。
社会情勢	O 追い風	・学校と地域の連携を重視した制度が整備され、実施する自治体も増えてきている。 ・新学習指導要領改訂の趣旨にある「社会に開かれた教育課程」実現に向けて、学校、家庭、地域との連携が求められている。
	T 向かい風	・地縁的なつながりが希薄化し、地域コミュニティが衰退する傾向にある。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
学校支援コーディネーター配置小学校数	4校 (H30年度)	11校 (R6年度)	社会教育課
学校支援ボランティア延べ参加者数	3,272人 (H30年度)	4,200人 (R6年度)	社会教育課

主な取組内容

3-2-1 家庭の教育力の向上

- ・地域の子育て環境の充実や家庭支援に取り組むN P O団体などと連携し、親子が集える居場所づくりや各種講座の開催の充実を図るとともに、家庭での生活習慣を含めた学習習慣づけや意欲向上を図る取組を推進します。
- ・教育委員会と市内小中学校が連携し、家庭教育に関する相談の受付や地域社会との関わりが希薄な家庭への訪問等を行うなど、個々の家庭が主体となった家庭教育を推進するための支援を図ります。

3-2-2 地域と連携した取組の推進

- ・地域の人材や関係団体・企業等の協力を得ながら、様々な体験を通じて地域の産業や歴史、伝統文化等を学ぶ機会の充実を図り、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。
- ・児童生徒が地元企業等の事業所を訪問し、事業内容や働くことの大切さへの理解を深め、自身の将来の就業イメージを持つことができる機会の充実を図ります。
- ・地域住民や関係機関と連携して見守り活動を行うことにより、通学時の児童生徒の安全確保に努めます。

3-2-3 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築

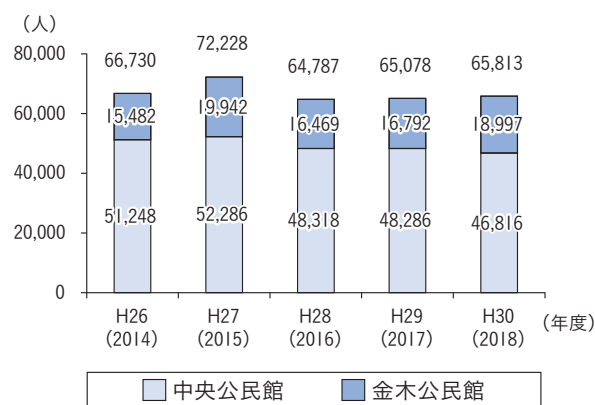
- ・学習補助や学校の環境美化活動等の学校支援活動を充実させるため、学校支援コーディネーターの育成・確保に努めます。
- ・学校の教育活動について積極的に情報公開を進めるとともに、保護者や地域の有識者による評価を活用した学校運営を推進します。
- ・学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築に向けて、学校課題等について関係部署や関係機関との情報共有を図り、開かれた学校運営を行うための連携を強化します。

3-3 生涯学習・スポーツの推進

施策推進の背景と課題

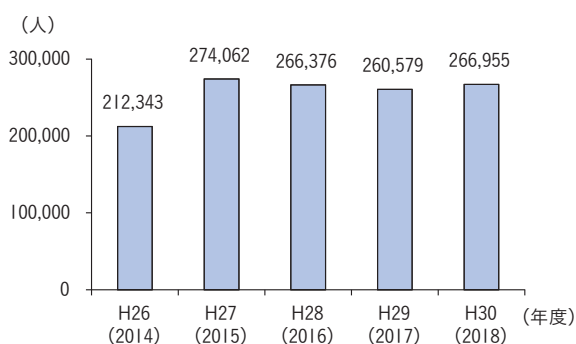
- 経済発展や国際化・情報化、ライフスタイルの変化等、社会情勢の変化に伴い、自己啓発・自己実現への欲求が高まり、かつ多様化してきています。文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、「生涯学び活躍できる環境の整備」を基本的な方針の一つに掲げており、本市においても生涯学習の推進を図っていく必要があります。
- 地域における生涯学習・スポーツ活動の活性化を図るためにも、指導者の確保やアクセスのしやすさ、拠点施設の整備等を推進するとともに、生涯学習・スポーツ活動を通じて、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出を図っていく必要があります。

■公民館の利用者数の推移



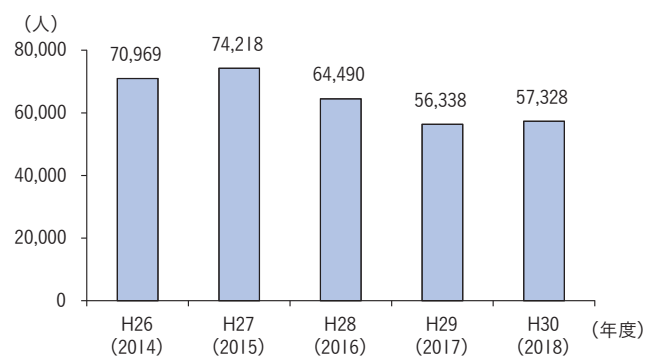
資料：社会教育課

■スポーツ施設の利用者数の推移



資料：スポーツ振興課

■図書館の利用者数の推移



資料：図書館

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・郷土資料は網羅的に収集・整理され、デジタル化及び公開も順次行っており、地域を知るための環境が充実している。 ・圏域図書館相互の連携が図られている。 ・市と各スポーツ団体やスポーツ推進委員*との連携が図られている。
	W 弱 み	・人口減少や少子高齢化により、スポーツ競技人口の減少がみられる。
社会情勢	O 追い風	・社会参加への意欲が高い高齢者が増えている。 ・高齢者を中心に教養や文化への学習意欲が高い。 ・健康に対する意識が高まっており、スポーツを習慣にしている人が増えている。
	T 向かい風	・若い世代はインターネット等により情報を得る機会が多いため、図書館サービス等への関心が薄い。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
公民館の利用者数	65,813人 (H30年度)	65,900人 (R6年度)	中央公民館
市が実施する社会教育事業参加者数	25,000人 (H30年度)	30,000人 (R6年度)	社会教育課
スポーツ施設の利用者数	266,955人 (H30年度)	270,000人 (R6年度)	スポーツ振興課
図書館の利用者数	57,328人 (H30年度)	58,000人 (R6年度)	図書館

主な取組内容

3-3-1 豊かな学び・スポーツ機会の充実

- ・市民の学習ニーズを把握しながら公民館の各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、青少年から高齢者まで幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。
- ・生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。
- ・スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ大会や体験イベント等の開催、各種スポーツ教室の充実に努めるとともに、それらへの参加促進に向けたPR活動を積極的に展開します。
- ・少子化が進行し、児童数が減少する中において、従来の学校中心の運動部活動から地域指導者・保護者会中心の社会体育クラブへの移行を進め、児童のスポーツ活動の機会の確保・充実に努めます。
- ・生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の計画的な修繕・維持管理に努めます。

※ スポーツ推進委員：市町村のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。スポーツ基本法に位置付けられている。

3-3-2 各種団体における活動の活性化支援

- ・各種団体に対して学校体育館の開放や公民館の利用促進を図るなど、生涯学習・スポーツ活動の拠点となる場所の提供に努めます。
- ・市民の自主的な活動を促進するため、イベント等の情報提供や各種団体の活動紹介などを行います。

3-3-3 指導者・協力者の育成及び活動支援

- ・指導者の資質向上のため、五所川原市体育協会や文化振興団体などの関係団体と連携しながら、研修会や講習会等への参加を促進します。
- ・参加者及び指導者等の安全確保や保険に関する情報提供等の支援を行う等、活動しやすい環境づくりに努めます。

3-3-4 図書館活動の推進

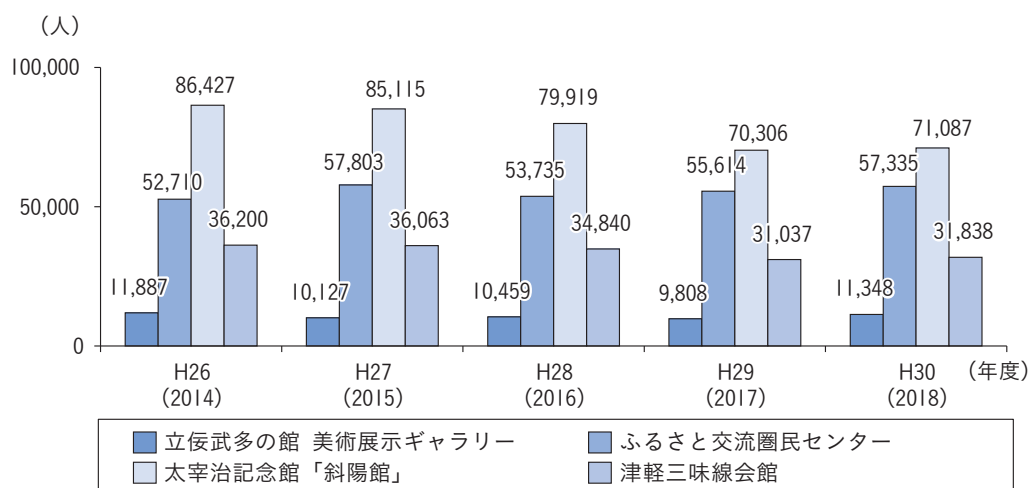
- ・誰もが利用しやすい資料環境を整えつつ、市民の知識や教養を高める講習会、イベント、資料展示を開催することにより、市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援します。
- ・図書館の利用促進に向けて、図書館だよりやSNSをはじめとする様々な媒体の効果的な活用について検討しながら、図書館の活動やサービスに関して積極的な広報活動を行います。
- ・資料提供の機会充実を図るため、多種多様な資料収集に努めるとともに、郷土資料のデジタル化及びインターネットによる情報公開を推進します。
- ・子どもの読書活動の活性化を図るため、子どもが読書に親しむイベント等を開催するほか、市内小中学校に図書館司書を派遣することで、学校図書館の蔵書の充実に努めます。
- ・利用者の要望に応じた資料提供を行うため、青森県立図書館や他市町村図書館等と連携した相互貸借等を行います。

3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

施策推進の背景と課題

- 平成29年に新たに制定された「文化芸術基本法」では、これまでの文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業・その他の各関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを定めました。併せて、平成30年には同法に基づく「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定され、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30年度～令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性が示されており、これらを踏まえて本市の文化芸術の振興を図る必要があります。
- 平成30年改正の文化財保護法では、過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失・散逸等の防止が課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会が一体となり、その継承に取り組んでいくことが必要なため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを定めており、これらを踏まえて文化財を保護及び活用することが必要となります。
- 本市では、立佞武多や太宰治記念館「斜陽館」をはじめ、観光資源としても魅力ある指定文化財を有し、それらに関わる芸術・文化活動及びイベントも盛んに行われており、市民の誇りとなっています。今後は、未指定を含む貴重な文化財の更なる活用と新たな魅力の創出・発信による文化振興、文化財保護を目指す必要があります。

■文化施設の利用者数の推移



資料：社会教育課

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・劇場、音楽堂等としての機能を有するふるさと交流圏民センターを拠点に、芸術・文化活動の推進が図られている。 ・文豪太宰治の生誕の地である。 ・ふるさとの伝承を受け継ぎ、浅井獅子（鹿）踊や金木さなぶり荒馬踊のように郷土芸能を復活させ、若い世代の後継者を育成している団体がある。 ・国指定等の文化財などが数多く存在している。
	W 弱 み	・多くの郷土芸能は、指導者の高齢化、少子化による後継者の減少がみられる。
社会情勢	O 追い風	・メディアが多様化し、芸術・文化に対しても幅広いアプローチができる。 ・国内外遺産への関心が高い。
	T 向かい風	・若い世代は、地域とのつながりが希薄化し、伝統芸能の継承が困難になっている。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
立佞武多の館美術展示ギャラリーの入館者数	11,348人 (H30年度)	19,000人 (R6年度)	社会教育課
ふるさと交流圏民センターの利用者数	57,335人 (H30年度)	57,800人 (R6年度)	社会教育課
太宰治記念館「斜陽館」の有料入館者数	71,087人 (H30年度)	80,000人 (R6年度)	社会教育課
津軽三味線会館の有料入館者数	31,838人 (H30年度)	36,000人 (R6年度)	社会教育課

主な取組内容

3-4-1 芸術・文化に触れる機会の充実

- ・ふるさと交流圏民センターや立佞武多の館美術展示ギャラリー等を活用し、市民が良質な芸術・文化に触れることができる鑑賞機会の充実を図ります。
- ・太宰治生誕の地として、関連するイベントの開催等により、多くの市民が太宰文学に触れ、親しむきっかけを創出するとともに、市内外の交流促進を図ります。
- ・市民の自主的な芸術・文化活動を支援するため、活動の拠点となる場所の提供を行います。

3-4-2 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興

- ・学校と地域が連携し、郷土芸能の保存に向けた後継者の育成を図ります。
- ・市民文化祭の開催支援のほか、民俗芸能イベントの情報提供など、郷土芸能を発表する機会の提供に努めます。

3-4-3 文化財の保護と活用

- ・国指定重要文化財の「旧平山家住宅」、太宰治の生家である「旧津島家住宅（太宰治記念館「斜陽館」）」など、貴重な文化財を後世へつなげるために更なる調査、保護に努めます。
- ・関係部署との連携・協力により、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財について、教育やまちづくり、観光振興等への活用の可能性を検討します。
- ・文化財ガイドブックの作成のほか、貴重な郷土資料のデジタル化やインターネット公開など、関係部署と連携しながら、積極的な情報発信に努めるとともに、市内小中学校への市文化財の周知を図ります。

基本政策 4

命と生活を守る安全・安心づくり

－防犯・防災・交通安全・人権擁護－

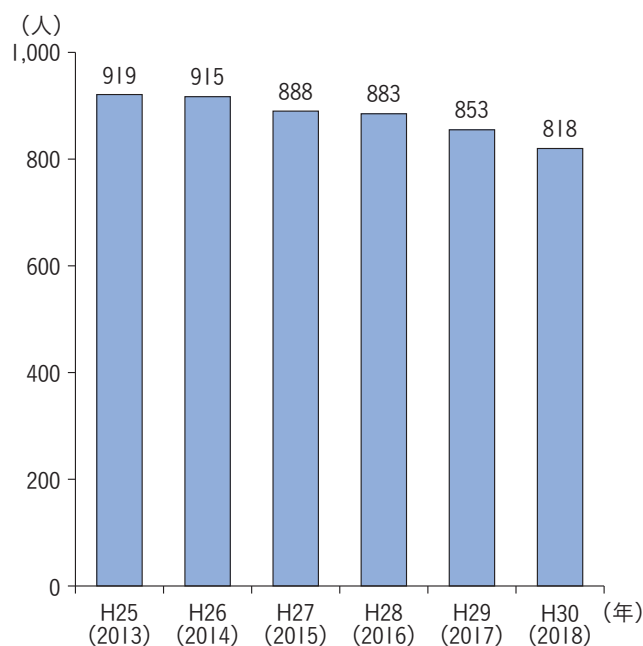
- 4－1 災害・危機に強いまちづくりの推進
- 4－2 地域ぐるみによる防犯・交通安全対策の推進
- 4－3 人権擁護の推進

4-1 災害・危機に強いまちづくりの推進

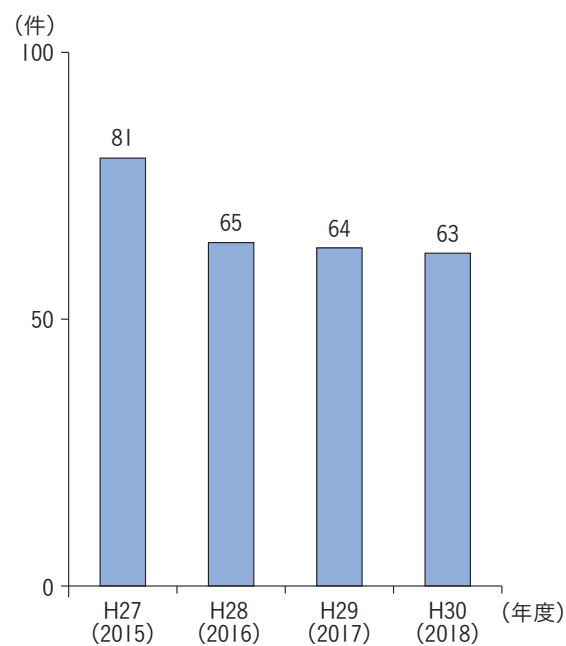
施策推進の背景と課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年及び平成25年に「災害対策基本法」が改正されました。また、平成26年には、いかなる災害等にも強くしなやかに対応できるよう「国土強靱化基本法」が制定され、それに基づく「国土強靱化基本計画」が策定されたことから、今後、本市としての強靱化計画の策定を検討する必要があります。
- 近年、台風等の大雨による土砂災害が全国で相次いで発生しているほか、九州や北海道での地震などによる甚大な被害が発生している地域も見られ、これまで以上に自然災害に対するリスクが高まっています。また、平成29年には「水防法」も改正され、要配慮者[※]利用施設における避難対策等を強化する必要があります。
- 本市においても、東日本大震災以降、防災への意識・関心が高まっていますが、少子高齢化の進行等により、自主防災組織の高齢化が進み、機能の低下が懸念されます。また、災害時に大きな役割を果たす消防団員の確保が厳しい状況にあります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識の醸成を図りつつ、担い手の確保に努めていく必要があります。
- 近年、全国的に空き家が増加していますが、適正管理されていない空き家は、倒壊の危険があるなど地域住民の生命や財産を脅かし、安全で安心な暮らしの実現の妨げとなるおそれがあります。国では、空き家等の対策を推進するため、平成27年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を施行したほか、全国の自治体でも空き家条例の制定が進んでおり、本市においても、平成25年に「五所川原市空き家等の適正管理に関する条例」が施行されています。空き家の状況把握に努めるとともに、所有者等への適正管理を促していく必要があります。

■消防団員数の推移



■特定空き家[※]件数の推移



※ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

※ 特定空き家：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家のこと。

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・従業員が消防団に入団しやすい・活動しやすい環境づくりに向け、事業所等の理解が深まっている。 ・防災拠点となる新消防庁舎や市役所新庁舎が完成した。 ・自主防災組織結成に対する認識が高まってきている。 ・地域の自主防災組織等と連携し、定期的に防災訓練が行われている。
	W 弱 み	・豪雨時には、市内河川等の氾濫による水害の危険性が高い。また、市浦地域では津波のリスクがある。 ・自然災害発生リスクが比較的低い地域と思われているがゆえに、災害に対する市民の危機意識が低い。 ・自主防災組織の高齢化が進んでいる。
社会情勢	O 追い風	・公共機関や学校、コンビニエンスストア等への A E D の設置が増加している。 ・東日本大震災、さらには近年の全国各地でゲリラ豪雨や地震等、自然災害が頻発していることから、市民の防災意識が高まっている。
	T 向かい風	・少子高齢化の進行により、消防団員や自主防災組織の担い手の確保が困難になってきている。 ・特定空き家について、現行法では手続上、迅速な対応が困難である。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
自主防災組織カバー世帯率	39.1% (H30年度)	50.0% (R6年度)	防災管理室
災害時応援協定締結件数【累計】	34件 (H30年度)	40件 (R6年度)	防災管理室

主な取組内容

4-1-1 災害・危機に対する意識啓発及び地域における消防・防災活動等の促進

- ・災害時の危険箇所や避難場所、避難路等をまとめたハザードマップ[※]を作成・配布し、利用方法を周知することで、市民の防災知識の普及と災害時の備えに対する取組を促進します。
- ・地域における防災訓練の実施及び参加促進を図るとともに、生涯学習の講座等に防災に関するカリキュラムを取り入れるなど、市民に対する防災教育の充実を図ります。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、地震・津波や風水害、雪害等の自然災害に加え、近年見られる火山災害や大規模な感染症など様々な危機を想定した対策・準備、情報の提供、意識の啓発活動を推進します。

※ ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲・程度、避難路や避難場所などの情報が地図上に示されている。

- ・自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の指導やリーダーの育成、会員確保、町内会や自主防災会等が実施する防災訓練など、地域防災活動の促進に向けた取組を支援します。
- ・消防施設・設備について、計画的な更新・整備を推進します。
- ・消防団員の確保のため、消防団協力事業所表示制度等の活用を図るとともに、子どもや家族等を対象に消防団の活動内容を知ってもらうための取組を推進します。

4-1-2 迅速かつ適切な対応及び情報提供

- ・平時から庁内の危機管理体制を強化するため、災害対策図上訓練等の実施や各種マニュアル等の整備を行い全庁的な情報共有・理解を図ります。
- ・災害情報及び被害状況について、市民等の協力を得ながら迅速かつ的確に提供・収集するための対策を講じます。
- ・避難所等での生活に支援を必要とする要配慮者に対し、指定避難所における要配慮者スペース確保等の配慮を行うとともに、さらに特別な配慮を要する要配慮者に対しては、福祉施設との協定による福祉避難所を二次的避難所として確保します。
- ・民間企業と市が災害発生時に相互に協力し、応急・復旧活動を行うことを目的とした災害応援協定の締結を推進します。

4-1-3 防災基盤の整備

- ・市民が安全に避難することができる避難場所及び避難路の確保・整備を推進します。
- ・災害発生時等における迅速かつ正確な情報提供を行うため、防災行政無線やＩＣＴ、コミュニティＦＭ放送など、地域の実情に応じた幅広い情報伝達手段の活用を推進します。

4-1-4 空き家対策の推進

- ・関係機関等と連携を図りながら、市内における空き家の実態把握に努めます。
- ・老朽化した危険な空き家等に対処するため、所有者等に対して助言や指導、勧告を行うとともに、撤去に要する費用を助成し、適切な管理及び撤去を促進します。
- ・空き家が老朽化し、危険な状態になるのを未然に防ぐため、圏域自治体との広域連携による空き家バンク※を運用し、その利用促進に向けて制度の周知を図ります。

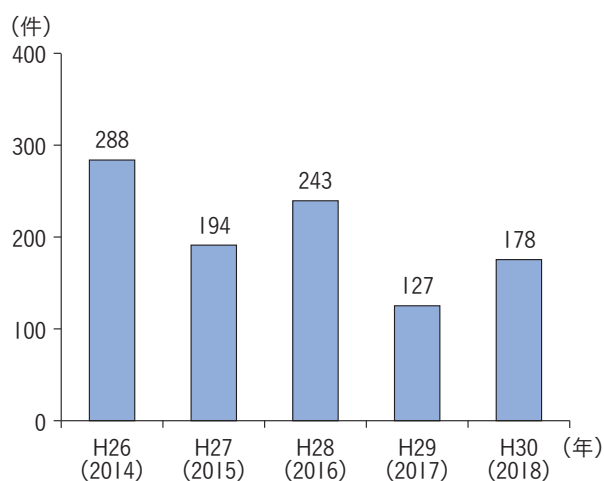
※ 空き家バンク：五所川原圏域定住自立圏を構成する市町内にある空き家を対象に、空き家を売りたい、貸したい人の物件情報を登録して、居住するために空き家を買いたい、借りたい人に紹介するための仕組み。空き家の有効活用を図り、圏域への移住定住促進や空き家の流動化を図ることを目的とする。

4-2 地域ぐるみによる防犯・交通安全対策の推進

施策推進の背景と課題

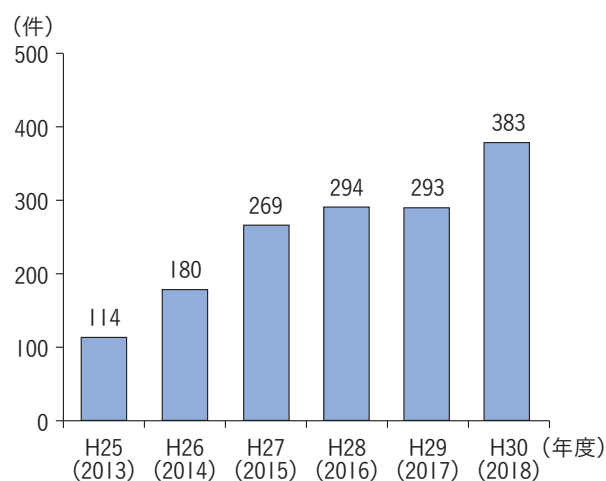
- ここ数年の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、子どもや女性への凶悪犯罪被害に対する不安感が高くなっています。また、最近では、振り込め詐欺や通販など消費生活におけるトラブル、SNSを介した犯罪等が多く見られるようになっており、地域ぐるみで見守る体制づくりと併せて、防犯に対する知識の習得や意識啓発を図っていく必要があります。
- 自動車の性能や救急医療技術の向上、シートベルト着用率の増加等により、交通事故による死者数は減少傾向にあります。一方で、高齢者に起因する交通事故の増加や、自転車による事故も社会問題化してきており、対策が急務となっています。
- 本市においても、交通事故件数及び死傷者数は減少してきているものの、事故の約5割が安全運転義務違反となっており、交通ルールの遵守徹底を図るとともに、交通安全に対する意識の向上を図っていく必要があります。

■刑法犯認知件数の推移



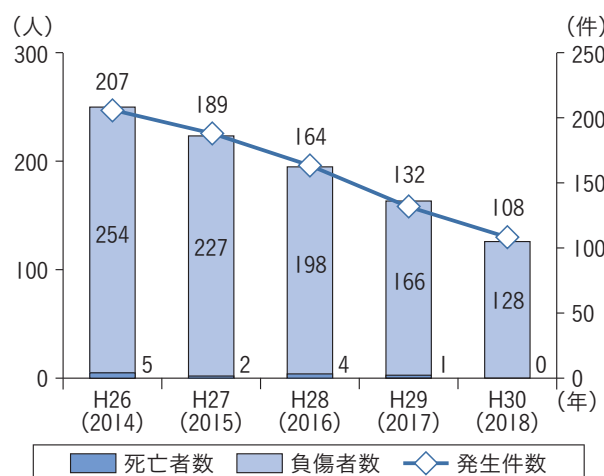
資料：五所川原警察署

■消費生活センター相談件数の推移



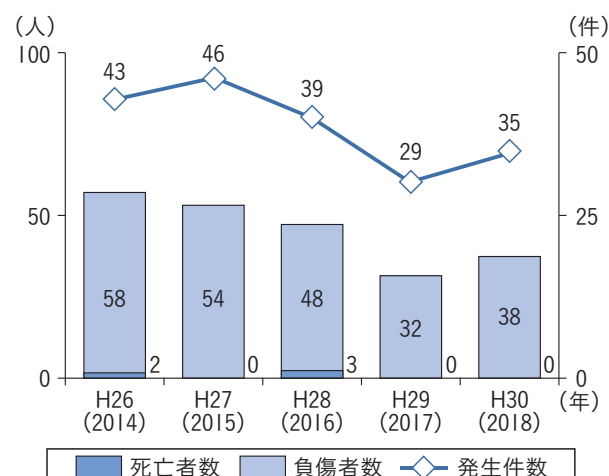
資料：商工労政課

■交通事故（人身事故）発生件数の推移



資料：五所川原警察署

■高齢者（65歳以上）ドライバーの交通事故（人身事故）発生件数（原付以上）



資料：五所川原警察署

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・暴力追放推進協議会と各防犯団体との連携 ・協力体制が構築されている。 ・平成22年度から消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員を配置している。
	W 弱 み	・今後の更なる高齢化に伴って、高齢者の犯罪被害拡大や交通事故の増加が懸念される。
社会情勢	O 追い風	・不審者や犯罪に対する不安等から、防犯意識が高まっている。 ・高齢者をターゲットにした振り込め詐欺や悪質商法などの事件をきっかけに、消費者問題に対する意識が高まってきている。 ・高齢者の交通事故の増加に伴い、運転免許返納の機運が高まっている。
	T 向かい風	・インターネットの普及に伴う国境を越えた取引など取引形態の多様化に伴って、犯罪類型が複雑化している。

めざそう値

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
消費生活センター相談件数（圏域）	383件 （H30年度）	443件 （R6年度）	商工労政課

主な取組内容

4-2-1 防犯対策の推進

- ・関係機関と連携し、児童生徒の保護者等に対して不審者情報等の提供を綿密に行うなど、注意喚起に努めます。
- ・日本海に面する市浦地域において、海難防止、海上防犯に向け、情報収集や関係機関との連携を図ります。
- ・警察署及び防犯協会と連携し、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努めるとともに、防犯意識の醸成と防犯対策の促進を図ります。
- ・近年増加傾向にあるSNSを悪用した犯罪の防止に向け、関係機関との連携を図り、対策の強化に努めます。

4-2-2 交通安全対策の推進

- ・子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上・啓発に努めます。
- ・広報・啓発活動を通じて、ドライバーに対して交通ルール遵守の徹底や交通安全意識の向上を図ります。
- ・登下校時の児童生徒の安全確保のために、交通安全運動や街頭交通指導などの活動を強化します。
- ・高齢者による交通事故防止のため、運転免許の返納を促すとともに、公共交通の利用促進に努めます。

4-2-3 消費者対策の推進

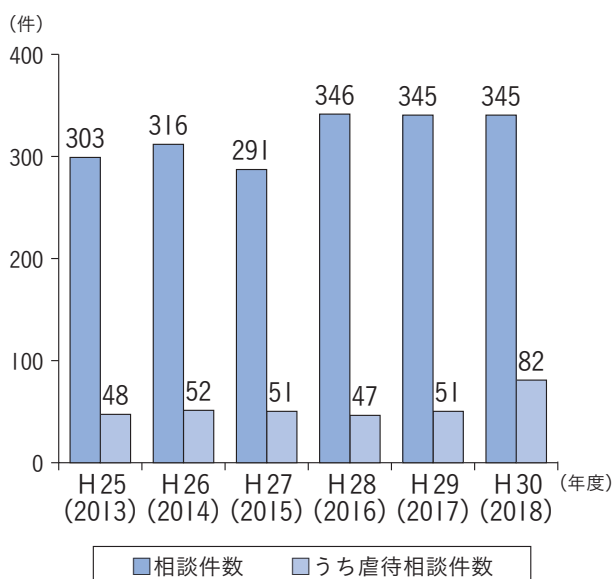
- ・多様化・複雑化する消費生活相談への対応や、広域的・連鎖的に発生する特殊詐欺等の未然防止のため、圏域自治体との広域連携により、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費者トラブル等の相談に対応するとともに、それらに関する情報を圏域内で共有・発信し、市民の安全・安心の確保を図ります。
- ・消費生活相談員を定期的に事例研究等の研修に派遣し、相談対応能力の向上を図るほか、より専門的な対応を要求されるケースについては、弁護士等専門家と連携することで、消費生活センターの相談体制の充実を図ります。
- ・消費者教育・啓発事業を実施し、消費者被害の未然防止に努めるほか、増加傾向にある高齢者の消費者トラブルについては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域の見守り活動を行っている団体との連携を強化し、被害の未然防止、問題の早期解決に努めます。

4-3 人権擁護の推進

施策推進の背景と課題

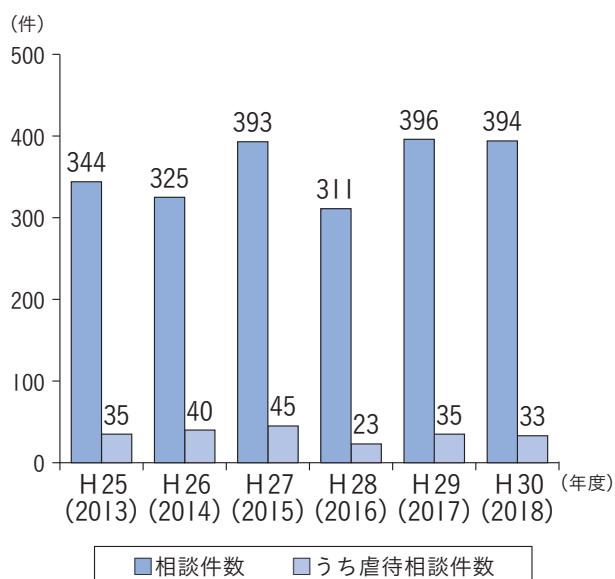
- 虐待やいじめ、暴力等は著しい人権侵害であるとともに、生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがあり、決して許されるものではありません。また、性別や障害の有無、出身地、職業等による差別もあってはならない人権侵害です。
- 虐待、いじめ、暴力等の多くは、人目につかないところで行われていることから、発生防止と併せ、実態把握と早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を講じる体制がとれるよう関係機関と連携していく必要があります。
- 人権侵害に対する正しい知識の普及や意識啓発を図るために、学校や社会教育等の場において、人権教育を推進していく必要があります。特に、ICTの進展により、その匿名性や秘匿性、発信の容易さから人権侵害につながるケースも多いため、情報モラルの向上とともに、人権を侵害されたときの対応方法や相談窓口について、周知を行っていく必要があります。
- 超高齢社会を迎え、高齢者単独世帯の著しい増加や認知症高齢者の更なる増加が見込まれています。今後、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分となった方が、支援可能な家族が身近にいないことにより、自分自身の権利を行使できない状況に陥っていくことが大いに懸念されています。高齢化が本格化する中で、市民がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、判断能力が不十分となった方の早期発見・早期対応ができる体制を構築する必要があります。

■児童に関する相談件数の推移



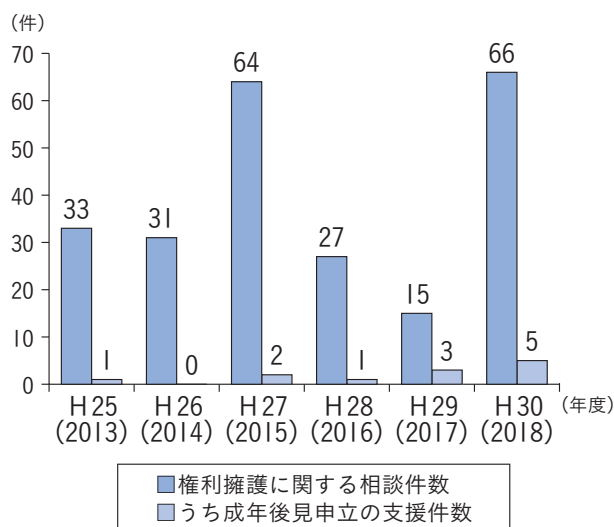
資料：五所川原児童相談所

■高齢者に関する相談件数の推移



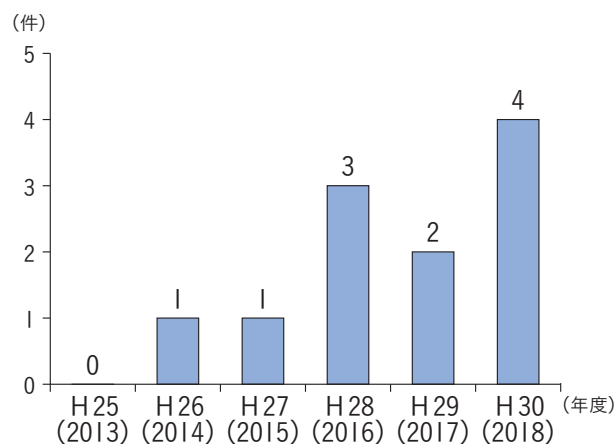
資料：介護福祉課

■高齢者の権利擁護に関する相談件数の推移



資料：介護福祉課

■DV相談件数の推移



資料：子育て支援課

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・人権侵害につながるケースでは、警察や保健所等の関係機関との連携・協力が図られている。 ・虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会[※]が設置され、速やかに対応が図られている。 ・障害福祉サービス提供事業所が増え、障害のある方が社会とつながる機会が増えている。
	W 弱 み	・医療技術の進歩を背景として、長期入院後に医療的ケアを必要とする障害者が増加しているが、すべての障害者ニーズに対応できていない。
社会情勢	O 追い風	・平成24年に障害者虐待防止法が、平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害者を取りまく環境が整備されてきている。 ・成年後見利用促進法が施行され、判断能力の低下が見られる方に対し、制度利用の促進が図られている。 ・児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、市町村の相談体制を強化するため、令和4年度までに「市町村子ども家庭総合支援拠点[※]」を全国的に設置することになった。
	T 向かい風	・社会通念として、周囲が虐待やその疑いに気づいても、通報することを躊躇する傾向がある。 ・要保護児童の対象となる家庭の抱える問題は、年々複雑化及び多様化している。 ・核家族化の進行や地域のつながりが希薄化することに伴い、虐待等の発見が難しくなっている。 ・障害の程度が一人一人異なっていることから、障害に対する総合的な理解が進んでいない。

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が連携し、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく組織のこと。

※ 市町村子ども家庭総合支援拠点：市町村が設置する、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした福祉支援拠点。地域資源を活用した実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うソーシャルワーク機能を担い、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターと関連して運営される。

主な取組内容

4-3-1 虐待、暴力等の発生防止対策の推進

- ・子育て・介護等の負担軽減と孤立防止のため、子育て支援や介護サービス等の充実を図るとともに、親同士、介護者同士の交流の場の拡充や相談支援、ストレス解消等に向けた支援の充実に努めます。
- ・支援が必要な親や介護者等の状況把握に努め、関係機関と連携しながら総合的できめ細かな支援につなげます。
- ・各種法令及び通報義務等の周知を図り、市民からの連絡・通報を受け付けるとともに、情報管理を適切に行います。
- ・要保護児童対策地域協議会や地域ケア会議等において、個別ケースの検討と情報共有を図り、関係機関と連携しながら、安全の確保を最優先とした対応に努めます。

4-3-2 人権教育の推進

- ・学校や生涯学習等において、人権について考え、また、様々な人権侵害や被害に遭った場合の対応方法等について学ぶ機会の拡充を図ります。

4-3-3 相談窓口の周知と相談体制の強化

- ・国や県、市及び関係機関・団体等が行っている各種相談窓口や相談員について周知します。
- ・人権侵害についての相談機会の充実を図るとともに、専門的な対応ができる人権擁護委員の確保を図ります。

4-3-4 成年後見制度の利用促進

- ・認知症、知的障害、精神障害等の理由で、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人に対し、成年後見制度の利用を促し、生命、財産等が保護されるよう支援します。
- ・社会福祉協議会などの関係機関と連携し、民生委員・児童委員や市民に対する情報発信を通じて、成年後見制度の普及啓発に努めます。

基本政策 5

快適で質の高い環境・住まいづくり

－都市整備・生活環境－

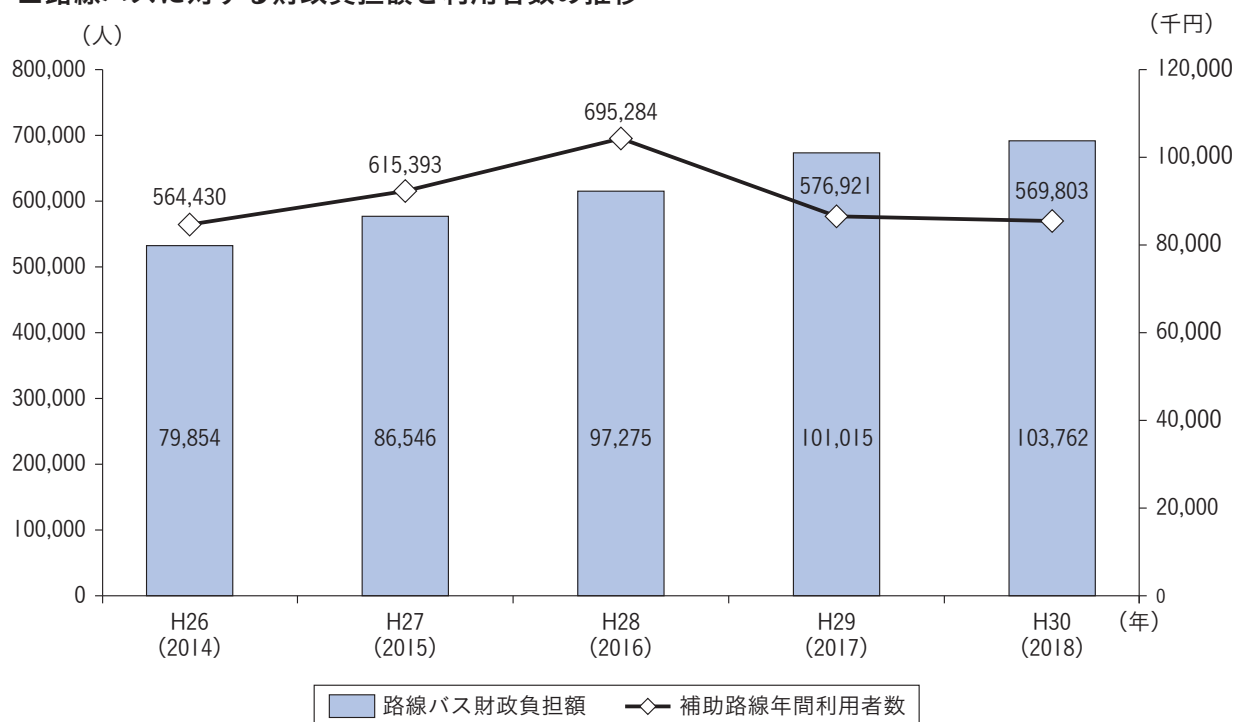
- 5-1 利便性が高く、人口減少時代に対応した都市基盤の整備
- 5-2 安全・快適な生活環境の整備
- 5-3 資源循環型社会の形成

5-1 利便性が高く、人口減少時代に対応した都市基盤の整備

施策推進の背景と課題

- 地域の経済・社会・生活を支える基盤として、高規格幹線道路*等の幹線道路ネットワークの整備が進められています。本市では国道101号五所川原西バイパスが平成26年に供用開始され、平成30年には津軽自動車道五所川原北ICと直結する国道339号北バイパスが全線供用開始されました。また、津軽自動車道未着手区間(柏浮田道路)についても、平成30年度に新規事業化され、測量調査設計が進められており、早期の全線供用開始が望まれます。
- 特に人口減少率の高い中山間地域や農村地域においては、路線バスなどの公共交通機関の利用者の減少により路線の廃止や運行本数の削減が行われてきており、自動車免許の返納者も含めた高齢者等のいわゆる交通弱者といわれる市民の日々の生活活動に大きな影響を及ぼしつつあることから、早期に新たな公共交通網を整備していく必要があります。
- 公共交通や都市計画に関する法改正など、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化している中で、将来にわたる持続性と利便性を確保した公共交通を目指すために、多様な交通資源を活用し、まちづくりと一体となった面的なネットワークの構築が求められています。

■路線バスに対する財政負担額と利用者数の推移



資料：都市計画課

※ 高規格幹線道路：高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路のこと。自動車が高速で走られる構造で造られた自動車専用道路のことを指す。

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・公共公益施設が比較的集約して立地整備されてきている。
	W 弱 み	・行政からの補助金により公共交通を維持しているが、人口減少、利用者の減少等から更なる財政負担が懸念される。 ・半島地域という地理的要因から交通アクセスが不便な地域である。
社会情勢	O 追い風	・人口減少・高齢化が進む中、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法が改正されるなど、国の新たな仕組みが設けられている。
	T 向かい風	・地方においては、人口減少と自家用車の利便性により、公共交通機関の利用者増加が見込みにくい状況に加え、運転手の高齢化や人手不足が顕著な課題となっている。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
予約型乗合タクシー※等の導入件数【累計】	0 件 (H30年度)	3 件 (R 6 年度)	地域公共交通網形成計画

主な取組内容

5-1-1 高速交通網の整備

- ・県をはじめ、関係自治体との連携を図りながら、高速交通網整備促進のため、引き続き津軽自動車道の早期完成に向けた取組などを推進します。

5-1-2 新たな公共交通システムの構築

- ・既存の公共交通での移動が困難な地区では、民間交通事業者と連携し、地域の公共交通拠点への移動を容易にする予約型乗合タクシーを導入するなど、新たな交通ネットワークを構築します。
- ・津軽半島を南北に縦断する広域的な公共交通については、近隣市町と連携し、病院や市役所、町役場、金融機関等、市民生活に欠かせない施設へのアクセスの向上を図るなど、市民の利便性を考慮した運行ルートの再整備に努めます。

5-1-3 コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの推進

- ・人口減少が進む中、医療や福祉、行政など市民生活に必要な施設の集積を進めるとともに、利便性が高く効率的な公共交通網を整備します。また、一定規模の開発行為や建築行為等については、市への届出制度を運用することで、一定区域への集約を促すなど、市街地の拡散抑制を図ります。
- ・民間交通事業者と連携しながら、鉄道、路線バスの重要な交通結節点である五所川原駅前を中心に、金木・市浦地域も含めた公共交通ネットワークの再編を推進します。

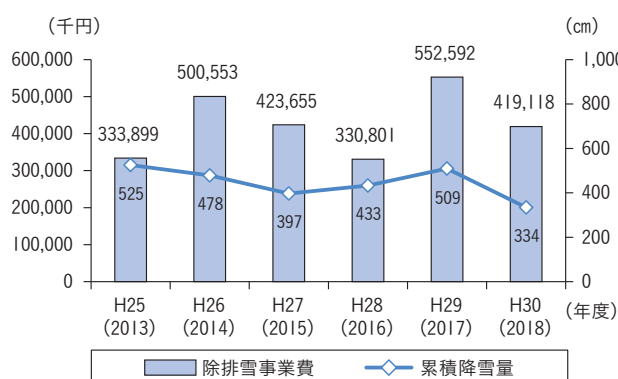
※ 予約型乗合タクシー：一般のタクシー車両を使用して、決まった運行時刻やルートを、予約があった場合のみ運行するもの。

5-2 安全・快適な生活環境の整備

施策推進の背景と課題

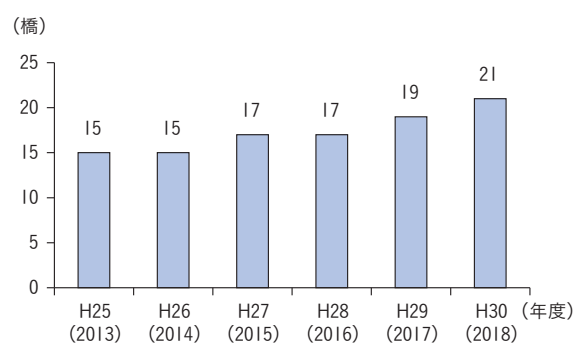
- 除排雪に関する市民意識調査の結果では、依然として満足度が低いことから、民間事業者との連携を強化するなど、更なる雪対策を強化していく必要があります。
- 市民の憩い・交流の場として、安全・安心な公園・広場へのニーズは高く、既存施設の適切な維持管理及び長寿命化を図りながら、市民ニーズに即した規模や機能を備えた公園整備を計画的に推進していく必要があります。
- 高度経済成長期に整備された道路・橋梁の老朽化が進み、維持管理及び長寿命化の重要性が高まっていることから、本市においてもアセットマネジメント※による適切な維持管理に取り組んでいます。
- 施設の老朽化が進行する中で、頻発する地震等に備えた施設の長寿命化、耐震化が求められています。また、平成25年には「改正耐震改修促進法」が施行され、計画的な耐震化の推進と建築物に対する指導等の強化、耐震化に向けた支援の拡充等も進められています。本市においても老朽化した施設の計画的な更新・耐震化を進めるとともに、一般住宅等においても耐震化を促進していく必要があります。
- 上下水道整備に関しては、国が策定した「新水道ビジョン」及び「新下水道ビジョン」によって、事業の信頼性や持続性を重要視する方針が示されており、長期的視点で施設改修等に取り組むことが求められています。
- 下水道等の未整備区域においては、改正浄化槽法によって合併処理浄化槽※への転換を促進することとしています。汚水処理人口普及率の向上を図るためにも、合併処理浄化槽の設置を支援する必要があります。

■除排雪事業費、累積降雪量の推移



資料：土木課

■架設後50年を超える橋梁数の推移

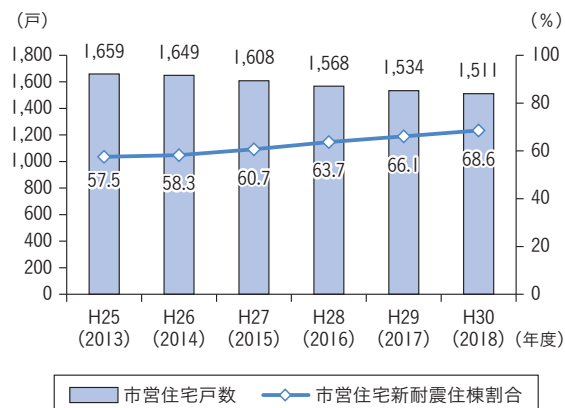


資料：土木課

※ アセットマネジメント：アセット（資産）を有効にマネジメント（管理運営）すること。自治体においては、庁舎や学校、公民館等の施設や道路・橋梁、上下水道等の公共施設を資産と捉え、企画設計から建設、維持管理、廃棄までを含めたトータルなマネジメントを行うことを目的とする。

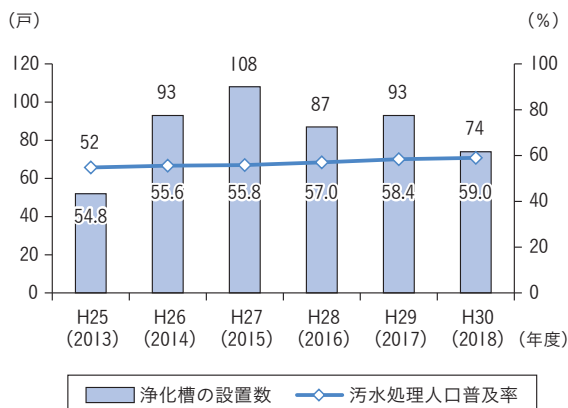
※ 合併処理浄化槽：し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する浄化槽。

■市営住宅戸数、市営住宅新耐震住棟割合の推移



資料：建築住宅課

■汚水処理人口普及率、合併処理浄化槽の新規設置数の推移



資料：青森県汚水処理人口普及率、下水道課

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	- 市営住宅の長寿命化に向け、計画的に整備を進めている。 - 個人が設置する合併処理浄化槽の費用について、補助金制度を有している。
	W 弱 み	- 凍結や除雪など、地域特有の自然環境により道路の劣化が進みやすい。 - 老朽化した住宅が増加するとともに、空き家が増加している。 - 高齢者世帯では汚水処理への関心が低い傾向にある。
社会情勢	O 追い風	建築物や上下水道施設、道路等の社会インフラの耐震化や施設老朽化への対策を促進するため、国の補助制度等を活用できる。
	T 向かい風	高度経済成長期に整備された建築物や上下水道施設、道路等といった社会インフラの老朽化が進み、今後、維持管理や長寿命化に多額の経費を要することが見込まれる。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
修繕した延べ橋梁数（橋長15m以上）【累計】	17橋 (H30年度)	41橋 (R6年度)	橋梁長寿命化修繕計画
市営住宅新耐震住棟割合	68.55% (H30年度)	93.03% (R10年度)	市営住宅長寿命化計画
木造住宅耐震診断助成件数【累計】	1件 (H30年度)	25件 (R6年度)	耐震改修促進計画
汚水処理人口普及率	59.0% (H30年度)	63.2% (R6年度)	青森県汚水処理人口普及率

主な取組内容

5-2-1 雪に強いまちづくりの推進

- ・町内会や民間事業者との連携による高齢者世帯の除雪支援や通学路の安全確保に努めます。
- ・市直営の除排雪作業と民間委託事業者との連携による効率的かつ迅速で安全・安心な除排雪に努めます。

5-2-2 公園・緑地の整備

- ・親子や高齢者等が求める多様なニーズに即した安全・安心で快適な公園整備を推進します。

5-2-3 住環境の整備

- ・市道などの生活道路について、これまでの道路パトロールに加え市民との協力体制を築き、修繕が必要な道路・施設の早期発見と迅速な修繕に努めます。
- ・市内橋梁の定期的な点検を実施し、老朽化した橋梁の計画的な更新及び長寿命化を推進します。
- ・人口減少が進行する中で、人口に応じた市営住宅戸数の適正化を図るとともに、今後建設する市営住宅に関しては、年代や家族構成等による多様な需要に応じた整備を推進します。
- ・民間住宅の耐震診断などの支援を行い、地震や積雪による倒壊被害の防止・軽減を図ります。

5-2-4 良質な水の供給

- ・水道は市民生活を支える最も重要なライフラインであり、配水管の更新や水源施設の耐震化等を計画的に実施し、安全な水の安定供給に努めます。
- ・アセットマネジメントの推進や経営の効率化を図り、供給体制の持続性を確保します。

5-2-5 衛生環境の整備

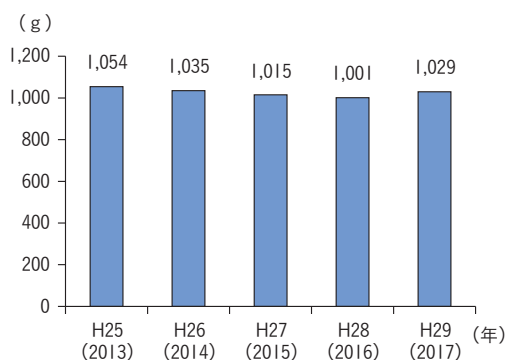
- ・下水道等整備区域での加入率を高めていくため、広報・啓発活動を推進します。また、未整備区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援し、汚水処理の普及拡大に努めます。
- ・下水道事業の持続性を高めるため、アセットマネジメントによる施設改修や管路更新を実施します。

5-3 資源循環型社会の形成

施策推進の背景と課題

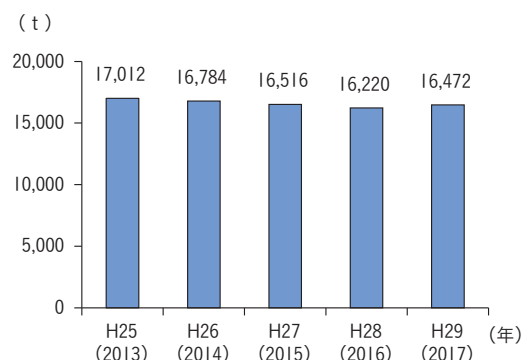
- 地球温暖化防止、低炭素社会の実現に向けて、省エネルギーや資源のリサイクルによるごみの減量化に取り組む社会的気運が高まっており、その一環として、ごみ排出量の削減等を目的とした家庭ごみの有料化に取り組む自治体が増えています。また、本市においては、ごみ処理の一部及びし尿処理を圏域自治体で構成する西北五環境整備事務組合※が実施し効率的な処理に努めています。
- 市民意識調査の結果では、省エネやリサイクルに関心がある市民は約8割となっており、今後バイオマスや太陽光、風力、地中熱※など再生可能エネルギーの活用を推進することが求められています。
- 環境省が、平成30年度に策定した「第四次循環型社会形成基本計画」により、本市においても適正処理の更なる推進、万全な災害廃棄物処理体制の構築等に取り組むこととしています。
- 本市では、環境への負荷の低減を図るため、リデュース、リユース、リサイクルの「3R運動」を推進し、ごみの減量化を目指しており、ごみ排出量の減少に向けて、市民の更なる意識向上を図っていく必要があります。

■ 1人1日当たりごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査

■ 可燃ごみ処理量の推移



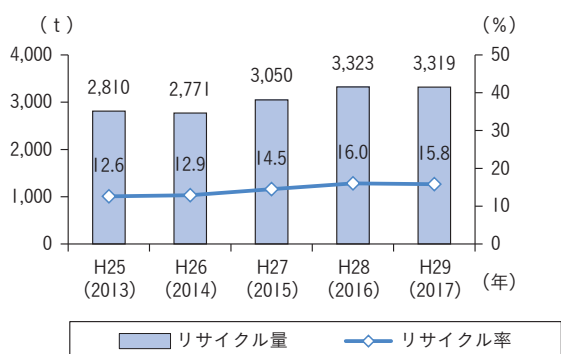
資料：一般廃棄物処理事業実態調査

※ 西北五環境整備事務組合；五所川原市、つがる市、鶴田町及び中泊町の2市2町で組織された一部事務組合で、ごみ、し尿処理に関する事務を行っている。

※ 合併処理浄化槽：し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する浄化槽。

※ 地中熱：地下浅部に存在する低温の熱エネルギーのこと。年間を通じてほぼ温度の変化が見られないため、大気との温度差により、省エネルギーな冷暖房や融雪を可能にする。

■リサイクル率、リサイクル量の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・各町内会にごみ減量推進員*が配置されている。 ・市独自のプラスチックごみのリサイクル施設がある。 ・沿岸部は風況が良いため、大型風力発電施設が立地している。 ・市民の環境への配慮の意識が高まってきている。
	W 弱 み	・必要経費の高騰によりゴミ処理費用がかさむ。 ・ごみ分別の細分化により、ごみの仕分けが困難となるおそれがある。
社会情勢	O 追い風	・「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が施行されるなど、沿岸部において洋上風力発電施設建設に向けた動きが活発化している。 ・電気自動車やハイブリット車の普及が進んでいる。
	T 向かい風	・ごみ処理施設の建設と維持管理には、多額の経費を要する。 ・法の厳格化や廃棄物処理費用の増加により、不法投棄が増えるおそれがある。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
1人1日当たりごみ排出量	1,029 g (H29年)	867g (R 6年)	一般廃棄物処理事業実態調査
リサイクル率	15.8% (H29年)	20.0% (R 6年)	一般廃棄物処理事業実態調査

※ ごみ減量推進員：ごみの減量化・資源化及び適正処理を図るために設置された推進員で、当該町内会長の推薦を受け市が委嘱し、町内におけるごみ減量化等の推進と指導を行う活動をしている。

主な取組内容

5-3-1 ごみ減量化の推進

- ・市民、事業者、行政が目的意識を共有しながら、消費・生産・販売の一連の活動において、ごみの発生及び排出抑制を促進します。
- ・町内会等と連携し、ごみの適正な分別を周知徹底するとともに、資源化可能なものについては有効活用できるよう再生品活用の促進を図ります。

5-3-2 廃棄物の適正処理の推進

- ・市民生活や環境に大きな影響を及ぼすごみの不法投棄等を未然に防止するため、監視・指導の強化や不適正排出抑制の周知、適正処理に対する意識啓発等に努めます。
- ・アパート居住者等のごみ未分別排出解消のために、当事者とアパートの管理者及び所有者へのごみ分別指導を実施し、ごみ分別収集の適正化を図ります。
- ・タイヤやスプリング入りマットレスなどの適正処理困難廃棄物[※]や医療系廃棄物の安全かつ確実な処理を図るため、関係機関と連携し、適正処理を推進します。

5-3-3 省エネルギーの推進

- ・広報・啓発活動等を通じて、市民や事業所等の省エネルギー意識の醸成や省エネルギーにつながる対策・行動等の周知を図るとともに、庁舎をはじめとする公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入を計画的に推進します。

5-3-4 再生可能エネルギーの活用促進

- ・公共施設への太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、広く市民に対し再生可能エネルギーの活用促進に向けた啓発活動を実施します。
- ・市浦地区における風力発電の開始や沿岸部での洋上風力発電施設の設置の動きを受け、本市においても、風況を生かした風力発電の導入のあり方を検討します。

※ 適正処理困難廃棄物：市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」に基づく「適正処理困難物」として、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。

基本政策 6

共にすすめる持続可能なまちづくり

－行財政運営－

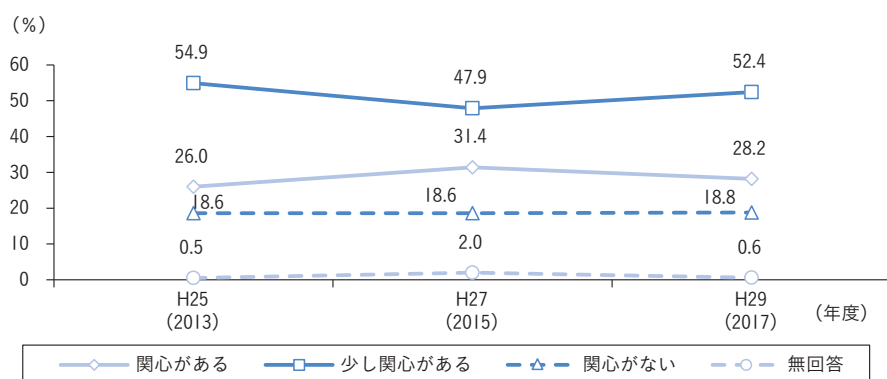
- 6-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 6-2 行財政改革の推進及び移住・定住促進
- 6-3 広域連携の推進

6-1 市民協働によるまちづくりの推進

施策推進の背景と課題

- 特色あるまちづくりや地域課題の解決を図っていくためには、市民の理解と協力、いわゆる「市民との協働」が不可欠となっています。「市民との協働」を進めるためには、行政の情報をわかりやすく発信するとともに、市民の声に耳を傾け、地域が抱えている課題を共有していく必要があります。
- 本市では、人口減少・少子高齢化が進み、地域における絆やつながりの希薄化が懸念されており、「市民との協働」実現に向けて、地域活動の担い手育成や地域コミュニティの活性化を図っていく必要があります。
- 男女が共に尊重し合い、多様な価値観を認め合いながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の更なる推進が必要となっています。
- 多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、世代や立場を超えた市民との意見交換会の定期的な開催や地域課題解決のために自主的活動を行う市民団体等との連携を強化していく必要があります。

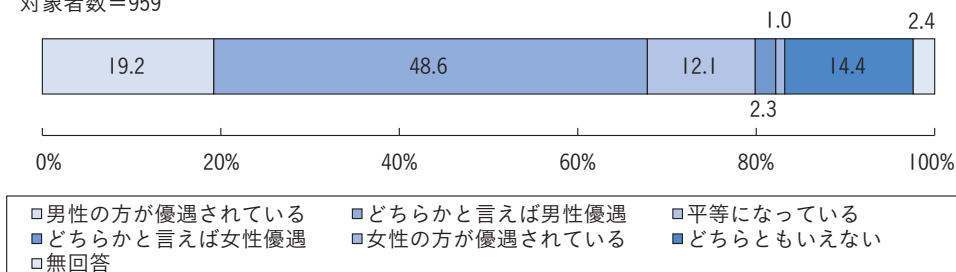
■市のまちづくりの取組や財政状況に関心がある市民の割合の推移



資料：市民意識調査

■社会全体における男女平等の意識

対象者数=959



資料：五所川原市男女共同参画に関する市民アンケート

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・商工会議所青年部や青年会議所など、地域産業を支える若手経営者等を中心に、まちづくりへの機運が高まってきている。 ・市民の約9割が広報紙を読んでいる。
	W 弱 み	・少子高齢化などにより地域コミュニティのつながりが以前より弱くなっている。
社会情勢	O 追い風	・ICT化が進んでおり、多様な情報媒体を通しての広報・広聴活動がしやすい環境になってきている。 ・民間事業者の社会貢献意識が高まっている。 ・官民協働の担い手となりうるNPO法人等が増加している。
	T 向かい風	・人口の東京一極集中に歯止めがかからず、次世代を担う地方の若者が流出している。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
市のまちづくりの取組や財政状況に関心がある市民の割合（関心がある＋少し関心がある）	80.6% (H29年度)	82.0% (R5年度)	市民意識調査
審議会・委員会等委員としての女性登用率	22.9% (H30年度)	30.0% (R6年度)	企画課男女共同参画室

主な取組内容

6-1-1 開かれた市政の推進

- ・市の現状や施策の取組状況、防災情報などの行政情報について、広報紙のほか、市ホームページやSNSなどを活用して、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・情報公開制度の目的や方法などを周知し、迅速かつ適切な制度運用を行います。
- ・各種審議会における審議結果など、市政における政策決定過程を市ホームページ等で公表し、行政情報の適切な公開に努めます。

6-1-2 協働の仕組みづくりの推進

- ・市民団体等が、地域の課題解決に向け、自主的・自発的に行う活動を支援するとともに、市民・市民団体・事業者と行政が対等な立場で、互いに知恵や力を出し合いながら、共に協力して活動できる体制を構築します。
- ・住民懇談会等の開催により、若者から高齢者まで幅広い市民が意見交換できる機会の充実を図り、市政への意見、提案等の聴取に努めます。
- ・各種計画の策定に当たっては、アンケート調査やパブリックコメントの実施等により、多くの市民の意見や提案を取り入れ、計画策定段階からの市民参画を推進します。

6-1-3 地域におけるまちづくり活動の活性化

- ・地域における見守り活動や町内会による環境美化といった相互扶助等の自主的活動を支援します。
- ・地域と連携した様々なまちづくり活動を通じて、それらの活動を主体的に担うことのできるNPO法人・各種団体の組織化や活動を牽引するリーダーの育成・確保を図ります。

6-1-4 男女共同参画の推進

- ・広報・啓発活動を通じて、社会等における固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。
- ・女性の各種審議会等への参画を進め、本市の政策や方針決定の場における男女共同参画を推進します。
- ・町内会や行政委員会※、その他各種協議会等への女性の参画を啓発しながら、防災や子育て支援など地域づくりにおける様々な分野での女性の参画を推進します。

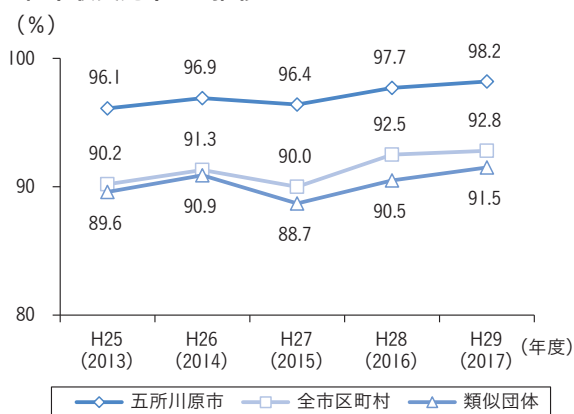
※ 行政委員会：政治的中立性を確保する観点から、長の指揮監督を受けず、また、委員は、議会の同意等を経た上で選任される委員により構成されるもの。教育委員会や農業委員会、選挙管理委員会などがある。

6-2 行財政改革の推進及び移住・定住促進

施策推進の背景と課題

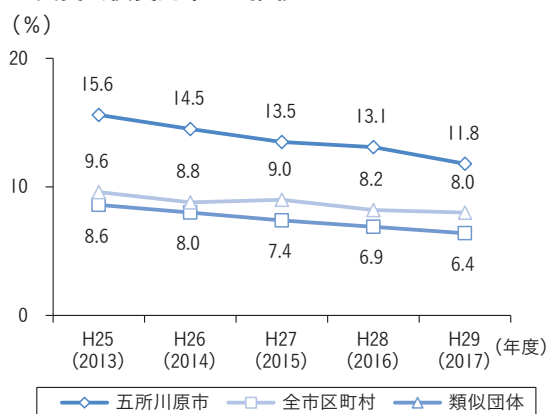
- 地方財政健全化法では、一般会計をはじめとする全会計の実質赤字を含めた連結実質赤字比率※など、健全化判断比率※についての毎年の公表が義務付けられています。
- 厳しい財政状況の中、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、戦略的に行政資源を選択・集中させると同時に、より効率的かつ効果的な行政経営を目指した事業実施が必要不可欠となっています。
- 今後、多様化・複雑化する行政需要への対応や長時間労働の見直し、地方分権改革に伴う業務の増大等が見込まれることから、より一層の職員の質の向上が求められています。
- 人口減少社会において、持続可能で活力あるまちづくりを推進するためには、定住促進と市外からの移住促進を同時に進めながら人口減少のスピードを少しでも緩めるよう取り組むことが重要です。近年は、人口の東京一極集中が顕著で、本市においても転出が転入を上回る状態が続いており、本市で暮らすことに対して魅力を感じられるような施策を推進していく必要があります。
- 平成20年度から始まったふるさと納税制度による本市への寄附額が徐々に増えています。情報発信力の強化、地場産品のPRなどにより本市のまちづくりに共感していただける寄附者の増加を図っていく必要があります。

■経常収支比率※の推移



資料：財政課

■実質公債費比率※の推移



資料：財政課

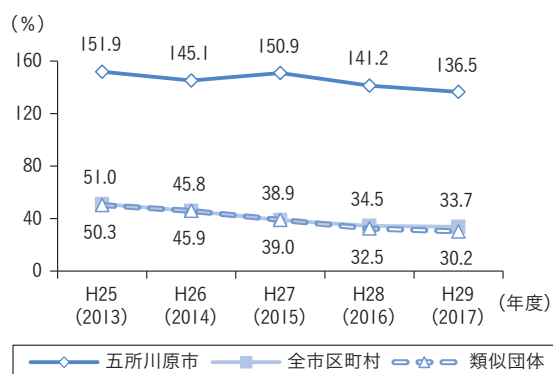
※ 連結実質赤字比率：健全化判断比率の一つで、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一人法人としての歳出に対する歳入不足額を、標準財政規模の額で除したものをいう。

※ 健全化判断比率：地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、自治体財政の健全性を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

※ 経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の縮減することが容易でない経費）に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度費やされているかを示している。

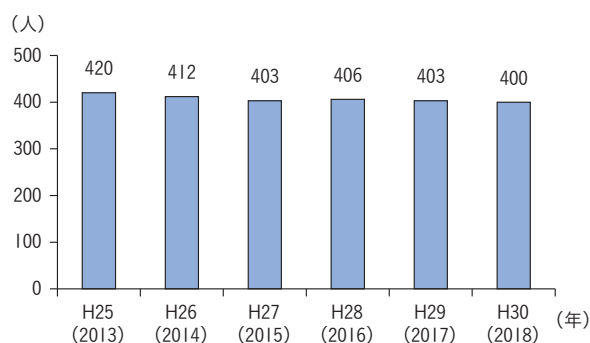
※ 実質公債費比率：実質の借金返済額が、標準的な財政規模に占める負担の割合を示す指標。

■将来負担比率※の推移



資料：財政課

■職員数（普通会計）の推移



資料：人事課

本市における施策推進 S W O T

地域資源	S 強 み	・ ふるさと納税を推進する上で、立佞武多や太宰治、津軽鉄道など、熱心なファンが存在する資源を持っている。
	W 弱 み	・ 外部環境に左右されやすい脆弱な財政基盤である。 ・ 財政調整基金が少なく、臨時的な財政出動に対応することが難しい。
社会情勢	O 追 い 風	・ ふるさと納税制度が浸透してきている。 ・ 雇用環境が改善されてきている。
	T 向 かい 風	・ 人口減少・少子高齢化が急速に進行している。 ・ 行政需要が多様化・複雑化している。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
経常収支比率	98.3% (H30年度)	96.0% (R6年度)	財政運営計画
実質公債費比率	11.5% (H30年度)	11.0% (R6年度)	財政運営計画
将来負担比率	128.9% (H30年度)	100.0% (R6年度)	財政運営計画
職員数（普通会計）(4月1日現在)	400人 (H30年度)	387人 (R6年度)	定員適正化計画
社会増減（転入数と転出数の差）	△478人 (H30年度)	△390人 (R6年度)	青森県の推計人口年報
ふるさと納税者数	17,946人 (H30年度)	34,000人 (R6年度)	総務課

※ 将来負担比率：一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

主な取組内容

6-2-1 効率的・効果的な事務事業の実施

- ・戦略的に行政資源を選択・集中させるため、行政評価制度を確立し、事務事業の見直しや予算編成への反映に努めます。
- ・民間委託や指定管理者制度などの官民連携を進めることにより、適正な市民サービスの提供の維持・確保に努めます。
- ・多様化する行政ニーズに対応するため、複数の分野にまたがる事案に対し、分野横断的な発想で弾力的に取り組んでいきます。
- ・業務改革を進めるために有効と言われるRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）※などICTの活用について検討を行い、職員の労働時間を縮減することで、生産性の向上を図ります。

6-2-2 財政基盤の強化

- ・税・税外債権の収納率を向上させるとともに、使用料等受益者負担の適正化、未利用地の売却や有効活用の推進、広告収入の獲得など、積極的に自主財源の確保に努めます。
- ・持続可能な財政基盤を確立するため、公共施設等の状況把握・評価に努め、長期的な視点をもって、施設の統廃合・再編や延命化など、総合的かつ計画的な管理を行います。また、新規の施設整備に当たっては、将来を見据えた予測・分析をしながら、必要性や優先度を検証します。
- ・ふるさと納税制度を活用し、様々な媒体を通じて、地域の特産品や活動のPRなどを行い、本市のファンの増加に努めます。

6-2-3 人材育成の推進と定員管理の適正化

- ・職員の政策形成能力及び業務遂行能力の向上を図るため、関係機関と連携し、職員研修を充実させるとともに、自己啓発に向けた自主的な取組を促進します。また、研修を通じて職員の接遇・コミュニケーション能力の強化を図り、窓口対応等における市民サービスの向上に努めます。
- ・職員の能力開発及び組織目標共有のツールとして、人事評価制度を適正に運用し、必要に応じて改善を図ります。
- ・業務や職務の分析から必要とされる専門性と職員数を把握し、人事管理と定員管理の適正化に努めます。

※ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）：人間がコンピューターを操作して手動で行う業務を、ソフトウェアロボットに代行させて自動化すること。主に定型的な事務作業の自動化を行うもので、業務の大幅な効率化や低コスト化を図ることができる。

6-2-4 移住・定住促進施策の強化

- ・市外からの移住者の受入環境の充実や経済的負担軽減といった優遇施策を実施し、本市への移住を促進します。
- ・本市で暮らすことの魅力について、様々な媒体を通じて積極的に発信するとともに、関係機関等と連携し、本市への移住希望者に対する情報提供を行います。
- ・圏域自治体との連携により、空き家バンクを運営し、移住希望者へ住まいの情報を提供するとともに、農地の権利移転の要件緩和により、農地付き空き家の利活用を図ります。
- ・東京一極集中の是正と若者の移住・定住を促進するため、空き店舗や空き工場等を有効活用する移住者等に対する支援の充実を図ります。

6-3 広域連携の推進

施策推進の背景と課題

- モータリゼーション※の進展等により市民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大し、また、行政ニーズの多様化・高度化により単独自治体での解決が困難な課題が増えるなど、広域自治体連携による対応や課題解決の必要性が高まっています。
- 本圏域においては、つがる西北五広域連合がつがる総合病院等の運営を行っているほか、ごみ処理・し尿処理施設の運営や消防・救急業務を一部事務組合による連携体制のもと、事務の共同処理を実施しています。
- 五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町は、急速に人口減少・少子高齢化が進行する中であっても、圏域住民の都市機能・生活機能の確保を図り、圏域全体の活性化に資するため、五所川原圏域定住自立圏を形成し、これまで以上に連携・協力を強化していく必要があります。

■五所川原市が加入する広域連合及び主な一部事務組合

組 織 名	主な業務	構 成 市 町
つがる西北五広域連合	病院・診療所運営、介護認定、障害判定	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
五所川原地区消防事務組合	消防、救急	五所川原市、鶴田町、中泊町
西北五環境整備事務組合	ごみ処理、し尿処理	五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町

本市における施策推進S W O T

地域資源	S 強 み	・広域連合や一部事務組合を組織し、事務の共同処理を行っている。 ・定住自立圏を形成し、圏域の連携体制が整っている。
	W 弱 み	・いずれの自治体も厳しい財政運営を強いられている。
社会情勢	O 追い風	・定住自立圏構想推進のための特別交付税措置など、国による広域自治体連携に対する支援制度がある。
	T 向かい風	・広域で行う事業は、多くの自治体に関わるため意思決定に時間を要する。

※ モータリゼーション：自動車が生活必需品として普及する現象。

めざそう値

指 標	基 準 値 (年度)	目 標 値 (年度)	根拠資料
共生ビジョンに掲げる連携事業数	29件 (H30年度)	31件 (R6年度)	五所川原圏域定住自立 圏共生ビジョン

主な取組内容

6-3-1 広域連合・一部事務組合による事務の共同処理

- ・広域連合及び一部事務組合について、引き続き構成自治体との連携を図りながら、広域行政需要に対応した効率的な事務の共同処理を実施します。

6-3-2 五所川原圏域定住自立圏の推進

- ・人口減少が進む中であっても、圏域住民が安全・安心に暮らすことができる社会を目指し、更なる広域連携を推進しながら、効率的・効果的な行政運営に努めます。

五所川原市総合計画

第 3 部

人口減少対策 プロジェクト

—— まち・ひと・しごと創生総合戦略 ——

基本構想で掲げる重点戦略と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、ともに人口減少対策としての施策をまとめた計画で、まちづくりの方向性が合致したものであることから、後期基本計画においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「人口減少対策プロジェクト」として位置付けます。

I 若者の定住促進プロジェクト

本市が目指す「活力ある」まちづくりを進めるためには、地域の経済や産業、コミュニティ等を支える担い手が、年齢階層別にしっかりと確保されている必要があります。

しかし、近年は、少子高齢化に伴う人口減少が著しく、地域社会を維持・発展させていくためには、将来を担う若者の定住促進が喫緊の課題となっています。

このため、若者が夢と希望を抱くことのできる就業先の確保や快適に暮らすことのできる居住環境の整備、そして、子どもを安心して育てることのできる支援策の充実を図ります。

【基本目標】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合	68.2% （H27年度）	68.2% （R7年度）	国勢調査
合計特殊出生率	1.34 （H22年度）	現状より増加 （R7年度）	人口動態統計

I-1 若者の就業・起業創造プロジェクト

I-2 快適居住環境整備プロジェクト

I-3 子育て・子育て全力応援プロジェクト

I-4 まちへの愛着と誇りづくりプロジェクト

I-1 若者の就業・起業創造プロジェクト

基幹産業である農林水産業については、先端技術を活用したスマート農業の導入促進に向けた生産基盤の整備や新規就農者への支援、新たな販路開拓・拡大に向けた取組、特産品のブランド化等を行うことで、若者にとって魅力ある農林水産業を実現し、これにより次代の担い手を確保します。

また、起業・創業を希望する若者に対して、事業承継の仕組みづくりや空き店舗、空き工場の情報提供など総合的な支援を実施します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
I-1 生業（なりわい）として魅力のある農林水産業の振興	・スマート農業の普及に向けたGPS基地局等の設置 ・新規就農者の確保・育成 ・高収益作物の導入による複合経営の推進 ・新たな販路の開拓・拡大に向けた各種見本市やイベント等への出展 ・「赤～いりんご」など特産品のブランド化の推進 など
I-3 地域産業の活性化に向けた支援の充実	・創業支援体制の充実 ・事業承継に関する支援体制の構築 ・ソーシャルビジネスプロジェクトの支援 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
認定新規就農者数【累計】	25人 (H30年度)	75人 (R6年度)	農林水産課
スマート農業導入経営体数【累計】	3件 (H30年度)	8件 (R6年度)	農林水産課
創業相談ルーム・セミナー利用者のうち創業実現件数【累計】	27件 (H27～H30年度)	30件 (R2～R6年度)	商工労政課

1-2 快適居住環境整備プロジェクト

市民・移住者ともに「住んでみたい・住み続けたいまちづくり」に向け、高速交通網の整備や新たな公共交通システムの構築、雪に強いまちづくり、憩いの場としての公園整備、安全・安心な住宅の確保、道路や上下水道等の社会インフラの充実など、快適な居住環境の整備を推進します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
5-1 利便性が高く、人口減少時代に対応した都市基盤の整備	・ 高速交通網の整備促進 ・ 予約型乗合タクシーの導入など、多様な交通資源を活用した新たな交通ネットワークの構築 ・ 五所川原駅前を中心にまちづくりと連動した公共交通網の構築 など
5-2 安全・快適な生活環境の整備	・ 町内会や民間事業者と連携した高齢者世帯の除雪支援や通学路の安全確保 ・ 民間委託事業者と連携した効率的かつ迅速な除排雪の実施 ・ 安全・安心で快適な公園整備 ・ 老朽化した道路等の効率的な修繕及び橋梁の計画的な更新 ・ 民間住宅の耐震化支援など安全・安心な住まいの確保 など
6-2 行財政改革の推進及び移住・定住促進	・ 移住者の受入環境の充実 ・ 移住希望者への効果的な情報提供 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
予約型乗合タクシー等の導入件数【累計】	0件 (H30年度)	3件 (R6年度)	地域公共交通網形成計画
社会増減 (転入数と転出数の差)	△478人 (H30年度)	△390人 (R6年度)	青森県の推計人口年報

1-3 子育て・子育て全力応援プロジェクト

結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない総合的な支援と多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実を図るとともに、地域全体での子育て支援体制を推進することで、誰もが子育てに希望と喜びを持てる社会の実現を目指します。

また、一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな学校教育の充実を図ることで、子育て支援体制の強化に努めます。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
2-2 子ども・子育て支援の充実	・妊娠期から子育て期にわたる総合的支援 ・子どもの医療費や学校給食費等の支援制度の充実 ・「病児保育」等の実施の支援 ・ファミリー・サポート・センターの拡充に向けた提供会員の確保 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進など
3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	・スクールカウンセラーや適応指導員等の専門的人材の確保 ・ICT教育環境の整備 ・学校教育支援員の配置などによる学習支援の充実 ・外国語教育、情報モラル教育、キャリア教育の推進 ・いじめ防止対策の推進など
3-2 学校・家庭・地域の連携推進	・学校支援コーディネーターの育成・確保 など
4-2 地域ぐるみによる防犯・交通安全対策の推進	・交通安全運動、街頭交通指導の実施 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
ファミリー・サポート・センター提供会員数【累計】	170人 (H30年度)	180人 (R6年度)	子育て支援課
自己に対する肯定的な評価が高い児童生徒の割合	小学校 43% 中学校 31% (H30年度)	小学校 50% 中学校 40% (R6年度)	学校教育課
学校支援コーディネーター配置 小学校数	4校 (H30年度)	11校 (R6年度)	社会教育課

1-4 まちへの愛着と誇りづくりプロジェクト

郷土に対する誇りや愛着の醸成に向けて、地域活動団体や地元企業等との連携を図り、地域の産業や歴史・文化、自然等について学習・体験する機会の充実に努めます。

また、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、世代や立場を超えた市民との意見交換会の定期的な開催や地域課題解決のために自主的活動を行う市民団体等との連携を強化します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
3-2 学校・家庭・地域の連携推進	・ 地域産業や歴史、伝統文化等を学ぶ機会の充実 など
3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承	・ 学校と地域の連携による郷土芸能の保存 など
6-1 市民協働によるまちづくりの推進	・ 市民団体が自主的・自発的に行う活動の支援 ・ 住民懇談会等の開催 ・ 地域づくり活動を担うNPO法人等の組織化や活動を牽引するリーダーの育成・確保 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
市のまちづくりの取組や財政状況に関心がある市民の割合（関心がある＋少し関心がある）	80.6% （H29年度）	82.0% （R5年度）	市民意識調査

2 交流倍増プロジェクト

全国的に少子高齢化が進行する中で地域を活性化していくためには、本市を観光等で訪れる交流人口や地域と多様に関わる関係人口※の増加を図ることが重要です。

本市は青森県西北地域の交通の要衝として、また、産業の交流地点として発展してきた歴史的背景があることから、その強みを生かしながら、通勤・通学や買い物、文化スポーツ活動といった生活圏内での交流や、ビジネス、商業輸送、観光といった生活圏外からの交流など、様々な目的を持った人々が本市を訪れ多様な交流活動がなされるまちづくりを推進します。

【基本目標】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
昼夜間人口比率	101.2% （H27年）	102.0% （R7年度）	国勢調査
ふるさと納税者数	17,946人 （H30年度）	34,000人 （R6年度）	総務課

2-1 観光誘客・おもてなしプロジェクト

2-2 産業・ビジネス交流プロジェクト

2-3 地域間交流プロジェクト

2-4 交流拠点・基盤整備プロジェクト

※ 関係人口：移住でも観光でもなく、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。

2-1 観光誘客・おもてなしプロジェクト

幅広い観光ニーズに対応するため、この地域ならではの観光資源や魅力を効果的に発信していくことに加え、観光施設や宿泊施設等といった観光客が来訪する機会が多い施設の従業員に対するおもてなし意識の啓発やキャッシュレスサービスの導入促進など受入環境を整備することにより、国内外からの誘客を促進します。

また、雪国という地域特性などを生かした、この地域ならではの新たな観光コンテンツの創出に取り組みます。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信	・雪国という地域特性を生かした着地型観光の推進 ・観光施設や宿泊施設等といった観光客が来訪する機会が多い施設の従業員に対するおもてなし意識の啓発 ・市街地や交通機関の表示の多言語化の推進・キャッシュレスサービスの導入促進 ・マスメディアやSNS等を活用した効果的な情報発信など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
観光入込客数	588千人 (H30年)	640千人 (R6年)	青森県観光入込客統計
ホテル等の宿泊者数	105千人 (H30年)	131千人 (R6年)	観光物産課

2-2 産業・ビジネス交流プロジェクト

ICTを活用したスマート農業の展開や高収益作物を導入した複合経営への転換による若者の農業参入の拡大やグローバルGAP等の国際認証制度を取得する生産者等が増加することによる本市への来訪者の増加に加え、立佞武多をはじめとする豊富な観光資源の更なる活用、グリーン・ツーリズムやサイクリングといったニューツーリズムとの連携による国内外からの旅行者等との交流促進に向けた取組を推進します。

また、地域産業の活性化に結びつく地元農林水産物を活用した商品を販売する中小企業・小規模事業者に対する支援を行うほか、地域と誘致企業との交流・連携の場を設けることにより、新たなビジネス展開を促進するとともに、地域の強みを生かす事業に取り組もうとする企業の立ち上げを関係機関と連携して支援します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
1-1 生業（なりわい）として魅力のある農林水産業の振興	・ ICTを活用したスマート農業の推進 ・ 高収益作物の導入による複合経営への転換 ・ グローバルGAP等の国際認証制度やGI（地理的表示保護制度）の取得推進 ・ グリーン・ツーリズム関係団体等との連携による国内外からの旅行者等との交流促進 など
1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信	・ 市民が楽しみ支える市民参加型の立佞武多の実現 ・ サイクリング等をはじめとするニューツーリズムとの連携による観光振興 など
1-3 地域産業の活性化に向けた支援の充実	・ 地元農林水産物を活用した商品を販売する中小企業 ・ 小規模事業者に対する支援 など
1-4 新たな産業の創出・企業誘致と雇用対策の推進	・ 誘致企業と地域企業との連携による新たなビジネス展開の促進 ・ 地域の強みを生かす事業に取り組む地域企業の立ち上げを支援 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
グローバルGAP取得件数 【累計】	4件 (H30年度)	9件 (R6年度)	農林水産課

2-3 地域間交流プロジェクト

津軽地域を中心として他の市町村等との地域間連携による広域観光を推進するほか、台北線定期便就航を好機とした鉄道・フェリー・航空を組み合わせた「立体観光」により、北海道道南エリアとの広域連携を推進します。

また、立佞武多の館美術展示ギャラリーにおける地域に関連した特別企画展や太宰治生誕の地としての関連イベント等の開催により、市内外との交流促進を図ります。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信	・台湾をはじめとする東アジアへのインバウンド誘客の促進 ・教育旅行の誘致 ・他地方公共団体等との地域間連携による広域観光の推進 など
3-4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承	・ふるさと交流圏民センターや立佞武多の館美術展示ギャラリー等を活用した芸術 ・文化の鑑賞機会の充実・太宰治生誕の地として、関連するイベント等の開催 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
立佞武多の館の教育旅行受入件数	33件（校） （H30年度）	38件（校） （R6年度）	観光物産課
立佞武多の館美術展示ギャラリーの入館者数	11,348人 （H30年度）	19,000人 （R6年度）	社会教育課

2-4 交流拠点・基盤整備プロジェクト

立佞武多や斜陽館といった豊富な観光資源の更なる活用を図るため、幅広い観光ニーズに応じた観光施設の整備・充実を図るとともに、スマートフォンなどによる位置情報を活用した観光案内ツールの導入や公共施設における公衆無線LANサービスの拡充を図ります。

また、生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の計画的な整備に努めます。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
1-2 四季を通じた五所川原の魅力の創出と発信	・観光施設の整備・充実 ・スマートフォンなどによる位置情報等を活用した観光案内ツールの導入 ・公共施設における公衆無線LANサービスの拡充など
3-3 生涯学習・スポーツの推進	・生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の計画的な整備など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
立佞武多の館の有料入館者数	111千人 （H30年）	138千人 （R6年）	観光物産課
太宰治記念館「斜陽館」の有料入館者数	71,087人 （H30年）	80,000人 （R6年）	社会教育課

3 元気・健康づくりプロジェクト

健康維持のためには、自らの健康は自らで守るという意識を高め、一人一人が健康づくりに取り組むことが重要です。

また、急速な少子高齢化、人口減少等により、世帯構造の変化や地域コミュニティの希薄化が生じることで、地域社会そのものの維持が困難になるおそれがあることから、地域住民が健康でこころ豊かに暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合いながら暮らし続けることのできる「地域共生社会」の実現や、自殺対策などこころの健康を守るための施策を展開することで、健康長寿のまちづくりを推進します。

【基本目標】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
平均寿命	男 78.5歳 女 86.0歳 (H27年)	全国平均との 差を縮小 (R7年)	厚生労働省生命表

3-1 食育・生活習慣改善プロジェクト

3-2 こころの健康増進プロジェクト

3-3 保健・医療・福祉(ライフ)分野連携・振興プロジェクト

3-1 食育・生活習慣改善プロジェクト

健康づくりや疾病予防に対する正しい知識の普及と栄養バランスのとれた食生活、休養、適度な運動という生活スタイルの習慣化を進めるため、関係団体と連携を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防につながる取組を実施します。

また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた食育活動を行うとともに、スポーツイベント等の開催やスポーツ教室の充実に努めることで、運動する機会を創出し、健康の保持増進につなげます。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
2-1 健康づくり・地域医療体制の推進	・ライフステージに応じた健康づくり教育や生活習慣改善に向けた啓発を通じた健康意識の向上 ・乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける望ましい食習慣の実践に向けた栄養士等による情報提供や各種教室の開催 ・がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 ・各種健康診査・検診の受診環境の向上 ・健康運動指導士、保健協力員、食生活改善推進員等と連携した運動教室や栄養教室等の開催を通じた健康づくりや食育の推進 など
3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	・児童生徒への食育指導や学校給食の充実 など
3-3 生涯学習・スポーツの推進	・スポーツ推進委員等と連携したスポーツ体験イベント等の開催やスポーツ教室の充実 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
特定健康診査受診率	32.2% (H30年度)	60.0% (R6年度)	第3期特定健康診査等実施計画
がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がん検診の平均受診率）	17.4% (H30年度)	50.0% (R6年度)	健康増進計画「第2次健康ごしよがわら2I」
日頃、健康増進のための取組をしている市民の割合	25.0% (H30年度)	36.5% (R6年度)	健康増進計画「第2次健康ごしよがわら2I」

3-2 こころの健康増進プロジェクト

市民一人一人がかけがえのない命を大切に、子どもから高齢者まですべての市民が、住み慣れた地域でこころ豊かに暮らせるよう、いじめ、自殺、虐待、暴力等の発生を予防するとともに、身近な人が気づき、支え合うことができる地域づくりを推進します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
2-1 健康づくり・地域医療体制の推進	・ 家族や同僚、地域住民に対する自殺予防のための知識の普及 ・ ゲートキーパーとしてのスキルを身に付ける学習機会の充実 ・ 小中学生に対する「SOSの出し方教育」の実施 など
2-2 子ども・子育て支援の充実	・ 子育て家庭の不安解消や孤立防止を図るための支援策の実施 など
2-4 高齢者福祉の充実	・ 高齢者の閉じこもり防止に向けた「通いの場」の設置 など
3-1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	・ 学校、家庭、地域が一体となったいじめ防止対策の推進 など
4-3 人権擁護の推進	・ 保護者や介護者が交流できる場の充実や相談支援体制の充実 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
自殺死亡率 （人口10万人当たりの自殺者数）	25.1 （H30年度）	15.0以下 （R6年度）	いのち支える自殺対策計画
閉じこもりリスク高齢者の割合	25.1% （H30年度）	25.1% （R6年度）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
「学校に行くのが楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校 85% 中学校 83% （H30年度）	小学校 90% 中学校 90% （R6年度）	学校教育課

3-3 保健・医療・福祉(ライフ)分野連携・振興プロジェクト

人口減少と高齢化が進む中で、健康で生きがいのある長寿社会を築くため、高齢者が長年培ってきた技術や知識等を地域活動に生かす取組を支援するとともに、子どもから高齢者まですべての市民が、地域で支え合いながら共に生きることができるよう、保健・医療・福祉の一体的な基盤づくりを推進します。

【プロジェクトを構成する主な施策】

主 要 施 策	主な取組内容
2-1 健康づくり・地域医療体制の推進	・ つがる総合病院の医療機能の強化 ・ 弘前大学や県等と連携した医師確保 など
2-4 高齢者福祉の充実	・ 理学療法士や栄養士、保健師等の専門職と連携した介護予防を担う地域リーダー等の人材育成 ・ 高齢者が培ってきた技術や知識等を地域活動に生かす取組を支援 ・ 医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的かつ総合的に提供する地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの体制強化 ・ 医師会、介護事業所等と連携した在宅医療に関わる介護職リーダーの人材育成 ・ 認知症の人の見守り体制の強化 など

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標	基準値（年度）	目標値（年度）	根拠資料
入院が必要な患者が居住する圏域内の病院に入院する割合	73.3% (H30年度)	78.0% (R6年度)	つがる西北五広域連合
認知症リスク高齢者の割合	50.4% (H30年度)	50.4% (R6年度)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

資料編

I 基本構想の策定に関する条例

○五所川原市基本構想の策定に関する条例

平成25年12月20日 五所川原市条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、五所川原市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第2条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針となる基本構想を定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 市は、社会経済情勢の変化に伴い、基本構想の内容を見直す必要が生じたときは、当該事項を変更することができる。

(市民等の意見の反映)

第4条 市は、基本構想を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第5条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 総合計画審議会

〇五所川原市総合計画審議会条例

平成17年6月24日 五所川原市条例第202号

(設置)

第1条 市の総合計画の策定及び実施について、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行うため、五所川原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 五所川原市議会の議員
- (2) 五所川原市教育委員会の委員
- (3) 五所川原市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員及びその他の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 審議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

4 専門の事項を調査し、及び審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

(会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこれを代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
この場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○五所川原市総合計画審議会委員

区 分	団 体 名・役 職 名	氏 名
公共的団体等の役員 及びその他の職員	五所川原商工会議所会頭	山 崎 淳 一
	金木商工会会長	山 中 政 広
	市浦商工会会長	木 村 博
	ごしょつがる農業協同組合代表理事組合長	斉 藤 勝 徳
	つがるにしきた農業協同組合代表理事常務	泉 谷 精 司
	十三漁業協同組合代表理事組合長	工 藤 伍 郎
	五所川原市社会福祉協議会会長	角 田 昭 次
	五所川原市観光協会会長	木 村 吉 幸
	五所川原市体育協会会長	富 田 重 照
	五所川原青年会議所理事長	佐々木 邦 和
学識経験を有する者	西北地域県民局地域連携部副参事・地域支援チームリーダー	藤 田 昭 仁
	東北職業能力開発大学校青森校校長	瀧 原 祥 夫
	五所川原市小中学校長会会長	佐々木 瑞 信
	青森銀行五所川原支店支店長	奈 良 一 仁
	みちのく銀行五所川原支店支店長	乳 井 亨
	五所川原市男女共同参画推進委員会委員	辻 悦 子
	東奥日報五所川原支局支局長	三 浦 博 史
	陸奥新報五所川原支社支社長	佐 藤 靖 男
	五所川原街づくり（株）取締役	中 山 佳
	社会福祉法人若菜会理事長	飛 嶋 献
	子どもネットワーク・すてっぷ代表理事	奈 良 陽 子
	金木地域審議会会長	徳 田 長 弘
	市浦地域審議会会長	桑 野 邦 夫
	五所川原市町内会連合会会長	須 藤 一 正
	五所川原市連合婦人会会長	外 崎 れい子

3 総合計画策定会議

〇五所川原市総合計画策定会議設置要綱

（設置）

第1条 五所川原市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、五所川原市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 総合計画の策定に関すること。
- （2） その他総合計画の策定に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定会議に、会長、副会長及び参与を置く。
- 3 会長には副市長、副会長には総務部長、参与には教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 参与は、総合計画の策定に関して、専門的事項について意見を述べる。

（会議）

第4条 策定会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 策定会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第5条 策定会議に、総合計画案の作成等を行わせるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げるメンバーをもって組織する。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには財政部企画課長、サブリーダーには総務部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 ワーキンググループは、その会議、活動等の経過、結果等を策定会議に報告するものとする。

（部会）

第6条 ワーキンググループに、総合計画案の作成に関する専門的調査等を行わせるため、部会を置く。

- 2 部会は、別表第3のとおり設置する。
- 3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 4 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 部会は、その会議、活動等の経過、結果等をワーキンググループに報告するものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、財政部企画課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長	教育長	総務部長	財政部長	民生部長	福祉部長	経済部長	建設部長
上下水道部長	会計管理者	教育部長	議会事務局長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長	農業委員会事務局長	

別表第2（第5条関係）

総務部総務課長	財政部財政課長	財政部企画課長	民生部市民課長	福祉部福祉政策課長
経済部農林水産課長	建設部土木課長	上下水道部経営管理課長	教育委員会教育総務課長	

別表第3（第6条関係）

部 会 名	所 掌 事 項	部 会 員 (◎部会長 ○副部会長)	
産業・雇用部会	産業・雇用に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎農林水産課長	○商工労政課長
		水産室長	農村整備課長
		観光物産課長	農業委員会事務局次長
健康・福祉部会	保健・医療・福祉に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎福祉政策課長	○健康推進課長
		国保年金課長	保護福祉課長
		介護福祉課長	子育て支援課長
教育・文化部会	教育・文化に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎教育総務課長	○社会教育課長
		子育て支援課課長補佐	スポーツ振興課長
		学校教育課長	学校給食センター所長
		図書館長	
防犯・防災部会	防犯・防災・交通安全・人権擁護に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎総務課長	○環境対策課長
		金木総合支所長	市浦総合支所長
		市民課長	商工労政課課長補佐
		土木課課長補佐	建築住宅課長
都市・環境部会	都市基盤・生活環境に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎土木課長	○都市計画課長
		企画課課長補佐	環境対策課課長補佐
		建築住宅課課長補佐	公園管理課長
		経営管理課長	
行財政運営部会	行財政運営に関する現状調査、 現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎財政課長	○企画課長
		総務課課長補佐	人事課長
		管財課長	税務課長
		収納課長	

4 計画策定の経緯

内 容	年 月 日
五所川原市総合計画後期基本計画策定方針について庁議決定	平成31年2月18日
五所川原市総合計画策定会議	第1回：平成31年4月1日 第2回：令和元年7月26日 第3回：令和元年10月4日～8日 第4回：令和元年10月16日～17日 第5回：令和元年10月30日 第6回：令和元年11月5日
五所川原市総合計画策定会議ワーキンググループ及び各部会	平成31年4月～令和元年11月
市民意識調査	令和元年6月1日～6月17日
五所川原市総合計画審議会	第1回：令和元年9月18日 第2回：令和元年10月15日 第3回：令和元年10月29日 第4回：令和元年11月15日 答 申：令和元年11月19日
議会へ報告	令和元年12月12日
パブリックコメント実施	令和元年12月25日～令和2年1月24日
五所川原市総合計画後期基本計画について庁議決定	令和2年3月11日
五所川原市総合計画後期基本計画策定	令和2年3月16日

5 諮問・答申

○諮問

五 企 発 第 168 号
令和元年 9 月 18 日

五所川原市総合計画審議会会長 様

五所川原市長 佐々木 孝昌

五所川原市総合計画について（諮問）

五所川原市総合計画審議会条例（平成17年五所川原市条例第202号）第1条の規定に基づき、五所川原市総合計画後期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

○答申

令和元年11月19日

五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市総合計画審議会
会長 瀧原 祥夫

五所川原市総合計画について（答申）

令和元年9月18日付け五企発第168号で諮問を受けました五所川原市総合計画後期基本計画について、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

6 財政見通しの推計方法

項 目	推 計 方 法
市 税	市民税及び固定資産税は、人口推移、土地の下落を考慮して推計。 その他の税目は過去の実績から推計。
地方譲与税等	地方譲与税及びその他各種交付金は過去3か年平均額等により推計。
地 方 交 付 税	普通交付税における基準財政収入額は、個々の項目ごとに収入見込額を算出の上、算入割合を乗じて算定し、基準財政需要額は、個別算定経費を令和元年度と同額と見込み、公債費と事業費補正分は変動を反映。 特別交付税は、計画期間の各年度で1,000百万円と推計。
市 債	普通建設事業や一部事務組合等負担金等に係る発行額を推計。
人 件 費	平成31年4月1日現在の人員数に基づき、そのまま定期昇給した場合の推計。 計画期間中の退職者については、退職翌年度以降は全員が再任用職員（フルタイム）として任用されることとして推計。 新採用職員については、採用見込みに基づき、採用時は一般初任給により推計し、以後定期昇給することとして推計。
扶 助 費	過去5か年の対前年度伸び率の最高値と最低値を除外した3か年平均を前年度扶助費に乗じて推計。
公 債 費	発行済み市債の元利償還額に、歳入で見込んだ発行予定市債の元利償還予定額を加算して推計。
普 通 建 設 事 業 費	平成31年度当初予算要求時に、各課から提出された普通建設事業調等をベースに推計。
補 助 費 等	一部事務組合及び公営企業に対する負担金等については、各団体等から回答を得た負担金等必要額、その他の補助金等については、過去5か年の最高値と最低値を除外した3か年平均をベースに推計。
繰 出 金	各特別会計にて作成した財政推計における一般会計繰入金見込額より推計。

7 用語の解説

語 句	説 明 文
数字・アルファベット	
2次医療圏	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定される。なお、最も身近な医療を提供する医療圏を1次医療圏（市町村単位）、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏を3次医療圏（原則都道府県単位）という。
6次産業化	第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった事業形態をいい、付加価値が高い商品の開発と販売によって地域に所得と雇用を生み出すことが期待されている。1、2、3を足す（掛ける）と6になることから生まれた造語である。
G I（地理的表示保護制度）	農林水産物・食料品の産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度。
I C T	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。従来使われてきたITにC（Communication）が加えられ、情報を適切に伝達するための技術を総称して使われている。
I M（インキュベーション・マネジャー）	独立・起業を目指す人や起業して間もない人に対し、具体的な支援を行って事業の達成へ導く専門家のこと。
PDCAサイクル	P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
R E S A S（リーサス）	地域経済分析システム。地方自治体の様々な取組を情報面から支援するため、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。
R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）	人間がコンピューターを操作して手動で行う業務を、ソフトウェアロボットに代行させて自動化すること。主に定型的な事務作業の自動化を行うもので、業務の大幅な効率化や低コスト化を図ることができる。
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット等を通じて人と人のつながりの場を提供するサービスのこと。
S W O T	外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、環境変化に対応した経営資源の活用を図るための戦略策定方法の一つである。
あ 行	
青森県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度を運営するために青森県内の全市町村により設置された特別地方公共団体。
空き家バンク	五所川原圏域定住自立圏を構成する市町内にある空き家を対象に、空き家を売りたい、貸したい人の物件情報を登録して、居住するために空き家を買いたい、借りたい人に紹介するための仕組み。空き家の有効活用を図り、圏域への移住定住促進や空き家の流動化を図ることを目的とする。
アセットマネジメント	アセット（資産）を有効にマネジメント（管理運営）すること。自治体においては、庁舎や学校、公民館等の施設や道路・橋梁、上下水道等の公共施設を資産と捉え、企画設計から建設、維持管理、廃棄までを含めたトータルなマネジメントを行うことを目的とする。
生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体（知・徳・体）がバランスよく育まれた、変化の激しいこれからの社会を生きるための力。

一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体（都道府県、市町村）や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体のことをいう。
か 行	
介護支援専門員	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。ケアマネージャー。
学校教育支援員	学校教育の充実・学力向上等を図るため、学習や生活に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して学習支援を行う人。
学校支援コーディネーター	学校の要望に応じて、学校とボランティア間の調整、地域のボランティア参加の呼びかけ、ボランティア活動の企画等を行う人。
学校支援ボランティア	地域の教育力を学校の教育活動に生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートするもの。
合併処理浄化槽	し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する浄化槽。
カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
関係人口	移住でも観光でもなく、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。
キャッシュレス	現金（紙幣・硬貨）を使わずに、クレジットカードや電子マネー等を利用する決済方法。
キャラバンメイト	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成する講座の講師役。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
キャリア教育	将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育のこと。
急性期医療	急性疾患において発症し始めた段階、症状が現れ急激に進行する段階における医療。
急性期病院	急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症な状態にある患者に対して、入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院。
教育支援委員会	障害を有する児童生徒が学校教育を受けるに当たり、どのような機関で教育を受けることが適切かについて調査・審議し、総合的診断を行うとともに、適切な教育支援を行うための指導資料作成に当たる五所川原市附属機関のこと。
行政委員会	政治的中立性を確保する観点から、長の指揮監督を受けず、また、委員は、議会の同意等を経た上で選任される委員により構成されるもの。教育委員会や農業委員会、選挙管理委員会などがある。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期又は定期的・反復的な場合など様々。
グローバル G A P	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組（G A P）の国際的な認証のこと。
ケアマネジメント	主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の縮減することが容易でない経費）に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度費やされているかを示している。

ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
健康運動指導士	保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいう。養成講座を受講し、認定試験に合格した上で登録することが必要。
健康寿命	健康で活動的に暮らせる期間で、平均寿命から、衰弱、病気、認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のことをいう。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、自治体財政の健全性を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が大きいくほど財政状況は悪いとされる。
広域連合	複数の地方自治体にまたがる広範囲な業務を担うため、関係自治体でつくる特別地方公共団体をいう。消防やごみ処理を担うことが多い一部事務組合と異なり、国や都道府県に事務権限の移管を求めることができ、長及び議員は直接又は間接の選挙で選ばれる。
高規格幹線道路	高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路のこと。自動車が高速で走られる構造でつくられた自動車専用道路のことを指す。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。
後発医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造発売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。ジェネリック医薬品ともいう。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障問題、人口問題をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。
五所川原圏域定住自立圏	一定以上の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い周辺自治体が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域。五所川原圏域定住自立圏は、「中心市」である五所川原市とつがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の6市町によって構成されている。
子育て支援拠点施設	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する場。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために、相談支援等を行うワンストップ拠点のこと。
ごみ減量推進員	ごみの減量化・資源化及び適正処理を図るために設置された推進員で、当該町内会長の推薦を受け市が委嘱し、町内におけるごみ減量化等の推進と指導を行う活動をしている。
さ　　行	
事業承継	現経営者から後継者へ事業を引き継ぐこと。
資源循環型社会	生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。
市町村子ども家庭総合支援拠点	市町村が設置する、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした福祉支援拠点。地域資源を活用した実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うソーシャルワーク機能を担い、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターと関連して運営される。
実質公債費比率	実質の借金返済額が、標準的な財政規模に占める負担の割合を示す指標。
社会福祉士	社会福祉業務に携わる国家資格で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導を行ったり、必要な福祉サービスや保健医療サービスにつなげたりする。
就労支援員	生活保護者等に対し、就労に関する相談支援を行う人。
主体的・対話的で深い学び	児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見出し解決策を考えたりすることなど、過程を重視した学習のこと。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力のこと。
情報教育	コンピュータ等を活用した学習活動や、発達段階に応じたプログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）等に関する学習を通して、情報活用能力を育成する教育のこと。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
食生活改善推進員	市町村で開催される養成講座を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に入会して会員となったもの。バランスのとれた食生活の定着を目的とした自主的な地域活動及び行政への支援活動を行う。
水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
スクールカウンセラー	学校で児童生徒の生活上の問題（いじめや不登校）や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの高度な専門的知識・経験を有する専門家のこと。
スポーツ推進委員	市町村のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。スポーツ基本法に位置付けられている。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。
西北五環境整備事務組合	五所川原市、つがる市、鶴田町及び中泊町の2市2町で組織された一部事務組合で、ごみ、し尿処理に関する事務を行っている。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。

総合計画審議会	総合計画の策定及び実施について、必要な調査審議を行うための外部有識者で構成する市の附属機関。
総合計画推進会議	総合計画の進捗状況を確認し、政策・施策の推進を図るための庁内会議。
た 行	
多動傾向	場面や状況に応じて集中することが難しく、絶えず動き回っている状態が見られること。
地域完結型医療	患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特徴を生かしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供すること。
地域がん診療病院	がん診療連携拠点病院（決められた要件を満たした厚生労働大臣指定の病院）が無い地域に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定する病院。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担う。
地域共生社会	少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる社会。
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、他職種の協働による個別ケース（困難事例等）支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行うもの。
地中熱	地下浅部に存在する低温の熱エネルギーのこと。年間を通じてほぼ温度の変化が見られないため、大気との温度差により、省エネルギーな冷暖房や融雪を可能にする。
着地型観光	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」という。
庁議	市政運営の基本方針や重要施策を審議・決定する会議（市の最高意思決定機関）。
つがる西北五広域連合	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で組織された広域連合で、介護認定・障害判定審査会の設置・運営、地域自立支援協議会の設置・運営、つがる総合病院の運営等を行っている。
適応指導員	不登校の児童及び生徒の学校復帰へ向けた適切な支援及び教育相談を行う人。
適正処理困難廃棄物	市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」に基づく「適正処理困難物」として、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。
東京圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
特定空き家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家のこと。
特別支援教育	障害のある児童生徒に対して行う、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育のこと。
な 行	
ニューツーリズム	従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行を指す。
認知症サポーター	地域や職場、学校等で開かれる「認知症サポーター養成講座」に参加することで認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

認定こども園	幼児期の教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるなどの特徴がある。
認定農業者	農業経営者や農地法で規定された農業生産法人で、農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した人をいう。
農業ジョブトレーナー	農業分野における障害者の雇用や就労、又は就労体験を行う際に、障害者がより働きやすくなるよう農業経営者と障害者に必要な支援を行う人材をいう。
農地利用最適化推進委員	主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、現場活動を積極的に行うために設置される委員。委員は、農業委員と連携を図りながら、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。
ノーマライゼーション	障害の有無等にかかわらず、誰もが共に普通に生活できる社会が本来の姿（ノーマルなこと）であるという考え方。
は 行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲・程度、避難路や避難場所などの情報が地図上に示されている。
パブリックコメント	行政機関が計画の策定や規則の制定等をするに当たって、事前にその案を示し、広く住民から意見や情報を募集するもの。意見公募手続。
病児保育	児童が病氣中又は病氣の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労しているなどの理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業のこと。
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のことをいう。サポートの対象は、市内で子どもをもつすべての家庭となっている。
平均寿命	現在の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が平均してあと何年生きられるのかを示したものを平均余命といい、一般的に0歳児の平均余命を平均寿命と呼んでいる。
ヘルスリテラシー	健康面での意思決定に必要な情報を適切に利用し活用する力のこと。健康教養。健やか力。
保健・医療・福祉包括ケア体制	住み慣れた地域で生涯にわたり健康で安心して生活していくことができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための仕組みを推進する体制のこと。
保健協力員	市長から委嘱され、各種保健サービスの情報提供や地域における健康問題についての情報収集・連絡、健康相談や市民健診等各種事業への協力等を行っている。また、母子保健推進員として、安心して妊娠・出産ができるよう市の母子保健事業への協力等を行っている。
ま 行	
モータリゼーション	自動車が生活必需品として普及する現象。

や 行	
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が連携し、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していく組織のこと。
予約型乗合タクシー	一般のタクシー車両を使用して、決まった運行時刻やルートを、予約があった場合のみ運行するもの。
ら 行	
連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入不足額を、標準財政規模の額で除したものをいう。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



五所川原市章の意味

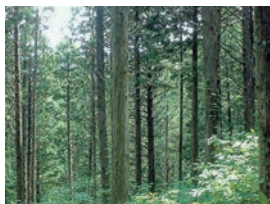
五所川原（ごしょがわら／Goshogawara）のGをモチーフにし青色は日本海・十三湖・岩木川の水を、緑色は津軽平野の大地の恵みを赤色はリンゴと太陽をそれぞれ象徴し、豊かな自然を背景に生き活きと未来に活躍する姿をイメージしています。



■市の花 ノハナショウブ



■市の鳥 ミサゴ



■市の木 ヒノキ



■市の貝 ヤマトシジミ

五所川原市総合計画

発行：令和2年3月

五所川原市財政部企画課

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
TEL 0173-35-2111（代表） FAX 0173-35-3617
ホームページ <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>